

平成 2 5 年舟形町議会
第 3 回定例会々議録

舟形町議会

平成25年舟形町議会第3回定例会々議録

招集年月日 平成25年9月5日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 9月5日 午前10時 議長宣言

応招議員

1番	佐藤 勇	6番	野尻 益夫
2番	奥山 謙三	7番	叶内 富夫
3番	斎藤 好彦	8番	八 歙 太
4番	佐藤 広幸	9番	加藤 憲彦
5番	大場 清之	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ

出席議員 応招議員と同じ

欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
会計管理者	矢作 めぐみ	地域整備課長	矢野 正
総務課長	高橋 剛	総務課財政管財班長	小野 芳喜
税務福祉課	高橋 明彦	教育 長	齊藤 渉
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	有路 正文	教育委員会次長	伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第52号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第3号）
2	議案第53号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）
3	議案第54号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）
4	議案第55号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
5	議案第56号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
6	議案第57号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
7	議案第58号 舟形町長沢交流センターの設置及び管理に関する条例の設定
8	議案第59号 舟形町富長交流センターの設置及び管理に関する条例の設定
9	議案第60号 舟形町堀内交流センターの設置及び管理に関する条例の設定
10	議案第61号 舟形町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定
11	議案第62号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事請負契約の一部変更

議員提出の議案の題目

No.	件	名
12	発議第9号	新聞の軽減税率に関する意見書の提出
13	発議第10号	道州制導入に反対する意見書の提出

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

4番 佐藤 広幸 8番 八 鍬 太

平成25年9月5日（木）
平成25年第3回定例会第1日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。会議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いします。

それでは、ご起立をお願いします。国旗、町旗に一礼。直れ。有難うございました。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から平成25年第3回定例会を開会致します。

尚、6月から9月までの議会は全員協議会での申し合わせによりまして、上着を脱いでも良いことになっておりますので、自由をお願い致します。

本日、午前11時頃社会科授業の一環として、舟形中学校3年生50名が傍聴致します。傍聴の出入りの際、暫時休憩致しますので、宜しくをお願い致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名致します。4番佐藤広幸君、8番八鍬太君の両名を指名致します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定についてお諮りします。

8番： 先日の8月29日に開催されました議会運営委員会において、9月定例会の会期につきましては、本日9月5日から12日までの8日間とすることに決定致しましたので、ご提案致します。

議長： お諮りします。本定例会の会期は、只今八鍬議会運営委員長の提案の通り、本日から12日までの8日間とすることに、異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。よって会期は8日間とする事に決定しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

議長： 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

議長： 日程第5 本期受理の請願を議題と致します。

請願第2号 新聞の軽減税率に関する意見書の提出を求める請願について議題と致します。

請願第2号について紹介議員の朗読説明をお願い致します。

2番： 皆さん、おはようございます。それでは請願について朗読をし、提案をしたいと思います。

受理番号2番。受付年月日 平成25年8月21日。件名 新聞の軽減税率に関する意見書の提出を求める請願。

趣旨 別紙の通り。請願者 山形市旅籠町2-5-12 山形新聞親交会 会長 木村茂昭。紹介議員 奥山謙三。

趣旨 私たち新聞販売店は「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りを持って日々の仕事に取り組んでいます。新聞の戸別宅配制度を維持することで国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが私達の使命と考えます。政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中ですが、国民の所得が順調に増える保証はありません。来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることを私たちは懸念します。国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来は危ういものになるでしょう。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安定を招きます。また、私たち新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる恐れもあります。政府は「消費税率アップに例外は作りたくない」と考えているようですが、多くの国では品目別の複数税率が導入されています。そして民主主義という観点での先進他国では以前よ

り新聞・書籍等に軽減税率を適用しています。政府には「複数税率の導入」、「新聞への軽減税率適用」を実現して頂きたいと強く願っております。

以上の趣旨により、地方自治法第124条の規定により下記のとおり請願致します。記。消費税増税にあたり、「複数税率の導入」、「新聞への軽減税率適用」について貴議会から政府に意見書を提出して頂きたいと願います。

以上、お取り計らいの方宜しく願います。

議長： 審査の方法について、お諮りします。

議会運営委員長： 請願第2号につきましては、総務振興常任委員会へ付託をし、今会期中に審査されることをご提案致します。

議長： 只今、8番八鍬議会運営委員長より、請願第2号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査して頂くとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって、請願第2号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定致しました。

日程第6

議長： 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。奥山町長。

町長： 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第3回の9月定例町議会を召集しましたところ、何かと公私共ご多忙の折、全議員のご出席を賜りまして、心から厚くお礼申し上げます。

現在、役場庁舎の全面的な耐震補強工事を行っております。来庁者の皆さまや町民の皆さまに大変ご不便をお掛けしておりますが、工事が安全に計画通りに進行するよう全力を尽くして参りますので、工事に対するご理解とご協力を宜しくお願ひしたいと思います。

今年も、3年続きの豪雪に見舞われてしまいました。融雪の遅れに伴い、春作業の遅れが心配されておりましたが、融雪対策も施され、さほど大きな遅れには成らなかったのではないかと安堵しています。しかし、7月以降は集中豪雨、長雨など例年に無い不安定な天気が続きました。特に露地栽培の畑作は天候に大きく左右され、肥培管理には大変なご苦労があったものと思います。町の特産品であります「ニラ」については、現在3番刈りの出荷を行っています。春先は他産地との競合もあり、低価格で推移しましたが、現在は平年価格より多少高めに推移しているようです。長雨の影響もあり、傷みが発生しやすいとのことですが、出荷量も順調に伸びており、昨年以上の売り上げを期待しています。今月中旬頃まで、収穫作業と出荷が続くとのことです。

「ネギ」については、年々、生産組合員の増加と作付面積が拡大しており、町の主力品種として大きく発展していることを喜ばしく思っております。ネギにつきましても長雨の影響で病害等の発生やネギの特長であります「太さ」が基準を満たさないなど多少の品質の低下傾向が見受けられるようですが、出荷も順調に推移し、お盆時期には2,000円前後の高値で取引されたようです。現在の市場価格は1,500円前後と伺っています。これから11月中旬頃まで、収穫作業と共同選果作業の多忙な時期に入りますので、秋晴れの好天に恵まれ、計画通りに市場へ流通し、価格が高値で推移していくことを心から願っています。

水稻の生育状況につきましては、融雪の影響で田植えの最盛期が平年に比べて2～3日遅れましたが、7月上旬の気温が平年より上回ったため、平年並みの状況となっているようであります。出穂期も平年よりやや遅れましたが、今後は圃場における適切な水管理により作柄や品質の向上を図って頂きたいと思っております。8月30日、東北農政局山形地域センターから、8月15日現在における水稻の作柄概況が発表されました。それによりますと、山形県・最上地方ともに「平年並み」とのことです。作況指数では101～99となっております。7月の大雨の影響に関しては、出穂前だったため影響は少ないとのこと。

また、舟形町で生産されます平成25年度米の安全性を確認するため、昨年同様、放射性物質検査を実施する事になっています。町内3地点で検査を実施し、安全性が確認されれば出荷が可能となります。安全性に問題が無い事を願っています。

8月4日を条例で「縄文の女神の日」に制定し、里帰り展や縄文炎祭り等を開催し、町内外から多くの観客を呼び込むことができました。縄文の女神がより多くの人に周知されるようになりました。財務省でも、

地方自治法施行60周年記念貨幣の山形県のデザインを発表しました。500円硬貨には「縄文の女神」が中央に凛々と華やかにデザインされています。来年7月から金融機関で500円と引き換えができるとの事です。楽しみに待ちたいと思います。

さて、当町で開催されました第31回山形県消防協会最上支部総合防災訓練につきましては、町消防団を始め関係機関の協力を頂き、事故も無く、実施計画に基づき全ての訓練を行うことができました。心から感謝と御礼を申し上げます。地域住民の予想以上の参加もありまして、総勢700名が総合防災訓練に参加して頂きました。議員の皆さまにおかれましても、何かとご多忙の中、最後まで参加を賜りまして、大変にありがとうございました。この度の訓練を教訓として更なる町の防災に努めて参る所存であります。

同じ8月30日に山形県少年の主張大会の最上地区大会が、舟形中学校を会場にして、12中学校の代表が出場し開催されました。審査の結果「じいちゃんと共に歩む夢」と題して、祖父の闘病生活を通して、助け合うことの大切さを訴えた舟形中学校3年生の高橋春菜さんが最優秀賞に輝きました。9月12日に開催されます、最北ブロック大会へ上位4人と一緒に出場する事になりました。更なる活躍を期待したいと思います。

東北電力から電気料金の値上げの通知がありました。火力発電の燃料費の高騰に対処するため、33年振りに平均で「8.94%」を9月1日から実施するとのことです。本庁舎や学校等の大規模施設の節電に努めて行きたいと思います。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、6月定例町議会以降の主な行事等について、行政報告を申し上げます。

ひとつは、まちづくり意見交換会の開催であります。6月18日の大平町内会を皮切りに、7月17日の太折町内会まで合計8回、11町内会で上半期に希望した町内会の意見交換会を開催し、123人の参加がありました。町から、学校跡地・空き校舎利活用について、地域づくり総合支援事業について、自主防災組織の活動について、町の防災計画について等の説明を行い参加者の皆さまからもご意見を頂きました。町内会の課題についても質問が多く出され、活発な意見交換会となりました。

二つ目が、第16回全国小学校ティーパーン選手権山形大会優勝についてであります。舟形町野球スポーツ少年団ビッグサンダーズの4年生以下の団員が取り組んでいる野球に似たティーパーン球技大会が、6月29日、山形市内で開催され、県内の地区予選を勝ち抜いた32チームが出場した中で見事、優勝する事ができました。山形県代表として、8月21日に開催された全国大会(西武ドーム)に出場し、初戦を勝ち抜き、ベスト16の成績を勝ち取ることができました。全国大会での1勝が大きな自信となり、子ども達が大きく成長していくことを見守って行きたいと思います。

眺望景観資産指定看板の除幕式についてであります。平成21年度から、山形県が景観条例第26条に基づいて「眺望景観資産」を指定していますが、今年3月19日に舟形若あゆ温泉からの景観が県内4番目の指定となりました。対象となる景観は、「山河と里の眺め」ということで、舟形の里、月山、葉山、熊野岳等、県下の名山及び豊かな樹林を伴う最上小国川があげられています。この度の指定を受けて、雨天時でも素晴らしい景観が見られるように、若あゆ温泉のテラスに晴天時の写真を焼き付けした看板を設置しました。7月25日に来客者の代表の皆さんと報道関係者が見守る中、除幕式を行いました。

第35回消防操法最上支部大会についてであります。7月7日(日)、アユパークで開催されました、第54回舟形町消防団ポンプ操法大会で、日頃の訓練の成果を見事に発揮し、優勝しました「福寿野チーム」(第5分団第11部)が、舟形町消防団を代表して、7月28日(日)、新庄市内の消防本部広場で開催されました、第35回消防操法最上支部大会に出場しました。最上管内8市町村代表選手は、連日厳しい訓練を積み重ね大会に臨みました。福寿野チームは善戦しましたが、上位入賞には届きませんでした。個人の部で2名の選手が減点0で優秀賞に輝きました。今後の活躍と地域の安心安全の為、日頃の消防活動にもご期待申し上げます。

元町長・沼澤長吉氏のご逝去についてであります。8月3日(土)、元町長の沼澤長吉氏が、入院先の県立新庄病院でお亡くなりになりました。享年91歳でありました。昭和24年に旧舟形村に職員として採用され、その後、消防団長や教育長、助役等を歴任され、町長職を2期8年間務められました。その間、農業の振興や教育環境の整備等にご尽力されました。これまでの町政発展にご貢献されましたことに町民を代表して改めて感謝の意を表し、心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

「縄文の女神」里帰り展についてであります。3月3日(土)から4日(日)にかけて、中央公民館において

「縄文の女神」里帰り展を開催しました。期間中の来場者は1,404人と大変盛況な催しとなりました。条例制定となった8月4日の「縄文の女神の日」制定記念式典や長野県茅野市の縄文のビーナスと「縄文の女神」を並列展示しました。また、国宝土偶シンポジウムや西ノ前遺跡試掘調査現地説明会にもたくさんの参加がありました。女神の丘での「縄文炎祭」とも連携し多彩な催しの中で、舟形町のPRができたものと思います。

山形県ジュニア駅伝競走大会が8月4日(日)蔵王高原坊平で開催されました。山形県市町村対抗で男女とも5区間12.4kmのコースで競い合いました。結果は男子が23位、女子は12位となり、男女共に昨年の記録を更新しました。女子については、区間で4位と5位に入り過去最高の成績となりました。上位進出の要因として、スポーツ指導員の山口大陽君の指導の成果が実ったものと嬉しく感じています。今後も町内の児童・生徒の更なる走力の向上に努めて行きたいと思えます。

最後に、舟形町・第31回最上支部総合防災訓練であります。8月30日(金)、最上支部の総合防災訓練が当町を会場として実施されました。当日は、朝から小雨が降り続いていましたが、役場職員とJA新庄もがみ職員の合同避難訓練から始まり、交通事故救助訓練、ほなみ利用者の避難訓練、7市町村からの相互応援協力訓練・ほほえみ保育園・舟形小学校児童・本町町内会住民等による避難誘導訓練、地域住民による初期消火訓練や応急処置訓練、そして食生活改善協議会による炊き出し訓練を実施しました。また、防災ヘリやはしご車による救助・救出訓練は、初めて見る人が殆どで、会場から大きな歓声と拍手が沸き起こりました。平日の開催にも関わらず舟形町消防団員を始め、参加して頂きました多くの関係者の皆さまに心から感謝と御礼を申し上げます。この防災訓練を活かし、更なる安心・安全のまちづくりに努めて参ります。

以上、8件についてご報告を申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件は、平成25年度一般会計・特別会計補正予算6件、条例の設定3件、条例の制定1件、請負工事の変更1件、報告について1件、平成24年度一般会計・特別会計決算の認定について7件、以上19件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちまして、ご決議賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

尚、6月定例町議会以降の主要行事につきましては、次頁に記載の通りであります。説明は省略させて頂き、挨拶並びに行政報告とさせて頂きます。

日程第7

議長： 日程第7 一般質問を行います。順次発言を許します。2番奥山謙三君。

2番： それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思えます。

まず最初に、「地域支え合いモデル事業」を全町内会に設置せよと題しまして、行いたいと思えます。尚、平成25年度からこのモデル事業の名称が「地域支え合い、除排雪活動支援事業」というような形で取組まれるようです。内容等については同じと聞いております。

3年続きの豪雪により、多くの町民は住みにくい環境になっていると感じていると思えます。

舟形町では、除排雪対策として、自力または親族の支援で除雪が出来ない世帯のために、「高齢者世帯等除雪サービス」、高齢者世帯などのボランティア除雪に家庭用除雪機の貸出として「スノーバスター支援事業」、町で道路除雪を行っていない生活路線に「生活路線除雪燃料費の支給」、そして町内会、住民組織、ボランティア団体への「小型除雪機貸出事業」、更に雪に対する悩みや苦情について、地域で助け合うなどの対応する町内会を支援する今回一般質問します「地域支え合い、除排雪活動支援事業」等を行い、きめ細やかに対応していますが、町民には充分認知されていないことは残念です。

その他に、一番大きい事業が町内建設業者に作業を委託して、町道路線、公共施設などの駐車場の除排雪を実施しております。舟形町では直接、間接除排雪経費は、平成24年度で1億5,000万円を超えています。

これらの事業の中で、平成24年度での「地域支え合いモデル事業」実施町内会は多くありません。その一方で、多くの地域では高齢者世帯、一人住まい世帯、空き家等の除排雪が課題となっています。

自助と公助は限界がありますが、共助による除排雪は多くの可能性があります。地域住民等が助け合い、支え合いの中でこの事業が展開されれば、地域づくりにも貢献でき、地域の方々が住み続けたいと感じるのではないのでしょうか。

多くの町内会で、この事業が実施されることが、除排雪による苦労を解決する大きな一助になるものと考えます。そのために、町では今後どのように、すべての町内会へ導入に向けて働きかけていくのか、質

問します。

次に「ご当地ナンバー」(デザインナンバープレート)を活用しPRを進めよと題しまして、質問を行います。舟形町より出土した「縄文の女神」は昨年9月国宝になりました。これを記念して、「縄文の女神の日」を制定し、イベントを実施しています。

縄文の女神里帰り展、縄文の炎祭、公用車でのPR等、またいろいろなグッズを販売しながら進めていますが、町民の皆さんの参加が少ないように感じます。

そこで、原付、小型特殊自動車に取り付ける標識(ナンバープレート)をご当地ナンバーとして、縄文の女神を取り入れたものを作り、町民の方々からも意識してもらい、PRを進めたらどうかと考えております。このことについて、質問を行います。以上です。

町長： 2番奥山議員のご質問にお答え致します。

まず第1点目の「地域支えあいモデル事業」についてですが、平成23年度に国の地域支えあい体制づくり補助金の交付を受けて除雪機械とらん丸1台を購入し、洲崎町内会で実施したのが始まりです。

当時、とらん丸は1台しかなく、町の小型除雪機械の除雪工区の路線が広範囲となっており、除雪に時間を要していたために、とらん丸の貸出し条件について町道除雪を前提に募集し、応募のあった洲崎町内会に決定し、町道、消防用道路及び高齢者世帯の除雪を行ったところです。

24年度は、国の社会資本整備事業でとらん丸1台と県の雪対策総合交付金事業でハンドガイド1台が購入出来ることとなったために、町で新たに地域支え合い除排雪活動支援モデル事業実施要綱を定めまして、応募をいただいた町内会で実施しているところです。

24年度の実績としましては、6町内会から地域支え合い除排雪活動支援も出る事業に取り組んで頂きました。洲崎町内会は、23年度と同様の除雪を行い、除雪作業日数が51日、町道1路線51回、個人住宅33回、共有施設33回の除排雪を行いました。

追加整備されたとらん丸については、大平町内会に決定し、除雪作業日数は59日、町道以外の道路除雪67回、共有施設14回の除排雪を行って頂きました。福寿野町内会は除雪作業日数54日、町道以外の道路除雪45回、共有施設の除排雪を26回、地域の除雪機械を借上げながら実施して頂きました。その他長沢1町内会、内山町内会でも作業日数は少ないのですが、取り組んで頂きました。舟形第4町内会では実作業はありませんが、相談業務及びその対応を行って頂きました。

24年度まではモデル事業として取り組み、課題や要望、今後に向けた展開などについて現在整理をしているところであります。25年度については、課題を整理したうえで、全町内会を対象に実施していきたいと考えております。要綱からモデルという文言を除き、地域支え合い除排雪活動支援事業実施要綱を新たに定め、今回の9月補正予算に全地区分の予算を計上することとしております。

しかし、あくまでも自助努力が原則であります。共助、公助は最終手段として考えて頂かないと、地域も立ち行かなくなることもあるので、注意して取り組む必要があると考えております。

色んな角度から地域でご検討頂き取り組んで頂きたいと考えており、地域が考えていることに対して町としては支援をしていきたいと思っておりますし、押し付けはしない方向で考えているところです。

また、山形県でも高齢者等安心生活構築プロジェクト事業を創設し、高齢者の雪対策や生活支援、就労支援、生きがい対策、住まい対策を検討することとしております。それらの制度も見極めながら、町のルールも変えていかなければならないだろうと考えております。

次に、「ご当地ナンバー」でのPRとのご質問にお答えします。

ご承知のように、昨年度国宝指定を受けました「縄文の女神」を活用したまちづくり等につきましては、各方面の方々にも相談をしながら現在も進めているところであります。その一環としましては、6月定例会におきまして、8月4日を「女神の日」と制定する条例を設定し、8月3日、4日に「縄文の炎祭」「里帰り展」を開催したところです。

さて現在、県内で導入している市は、東根市(サクランボ)と新庄市(アジサイ)です。寒河江市は25年10月導入予定と聞いております。新庄、東根両市とも原付(50cc、90cc、125cc)のみで実施しているようです。舟形町でも在庫数、年間交付台数等から総合的に判断すると、実施する場合は、原付のみで対応することが望ましいと思われます。平成24年度に舟形町で登録された台数は、50cc以下21台。90cc以下1台。125cc以下0台であります。農耕用・小型特殊が3台となっています。

現在のナンバープレートの在庫数は、50cc以下が32枚。90cc以下が41枚。125cc以下55枚。農耕用・小型特殊が156枚です。在庫を消費した後に対応したいと考えます。以上であります。

2番： まず最初に、「地域支え合い、除排雪活動支援事業」についてでありますけれども、町としての考え方としては、地域で検討して頂きたいと。そして、それに対して町の方で支援して行きたいというような考え方のようでもありますけれども、その地域で検討するためのきっかけ作りを、どういう形で進めようとしているのか、最初にお聞きしたいと思います。

町長： 24年度、この地域モデル事業を実施しましたけれども、押しつけというようなことではなくて、やはり自主的に地域の皆さんから考えて頂きたいというのが大きな狙いがあります。地域支え合いの自主組織というようなものをまず作ってもらってということが大前提としながら、その中に、トラン丸もありますし、或いはまた民間の除雪機を借用しての対応ということになります。これも洲崎町内会、大平町内会、一部町道の除雪というようなものもお願いしている訳ですけども、何と言っても、やはり押しつけということではなくて、やはり自主的に町内会で発案して、これは地域づくりもそういうふうな面で進めている訳ですので、自分達の集落は、自分達でやはり考えながらということが、私は大前提ではないかと。その中で、町がどういう支援をすれば良いのかということではないかと、これは自助努力が最優先されるだろうと。その中で、一人暮らし、或いは二人暮らしが舟形町でも132名、或いは334名という夫婦の高齢者世帯もおりますので、そういうふうな面での除雪サービスは、民生児童委員の方々と一緒にやっている訳ですので、町内会で出来ること、或いは民生委員が助ける、こういうことが噛み合っこの助け合い事業というものが成功に終わればという願いであります。

今回は、昨年は6つの町内会のモデルでありますけれども、終局はご質問の通り全町内にこれを普及するというものが狙いがあります。24年度もする場合は、町内会の皆さんも参集して、その趣旨というものを縷々説明した経緯もあります。従って、今回はとらん丸の場合は3万円、それ以外については5万円というふうな要項がありますので、この全町内会に押しつけでない方法の中で、全町内会に是非この事業に取り組んでもらいたいということを、町内会長会議を開催しながら説明をしながら取り組んで頂きたいと思っております。

2番： 町長の答弁にありますような集落になっていけば、さほど行政が絡まなくとも、素晴らしい地域づくりが出来るのではないかと考えます。それが出来ないからこそ町の方で働きかけながら、こういったものを作ってもらいたいと私は思います。

そういった中で、地域づくり後援会、櫻井先生がきて、尾花沢の細野集落の五十嵐こういちさんの話を聞きました。その中で、私が感銘を受けたのは、集落単位の町内会があって、その町内会全員が、その地域づくりの組織にも入っているという形で活動を進めているという話であります。町内会全員がその地域づくりに参画しているのかと質問をしたところ、「いや、ボランティア的な気持ちの大勢の方々が参加してくれている」のだと。参加してくれた方々には、それなりの見返り、実費程度だろうと思えますけれども、それを支払っている。余れば、それは町内会に返しているという形で進めていると。私が言いたいのは、町内会という単位で物事を考えてしまうと、なかなかこのような組織は作りにくいと考えています。要は、その時の町内会長の考え方一つで出来る、出来ないということが非常に左右されてしまうのではないかと感じている訳であります。そういった中で、是非ともお願いしたいのが、各集落の中には、ボランティアの気持ちが旺盛の方が絶対いるはずなので、これらの方々を組織するというところから始まっていくというのが、一番成功のポイントではないかと感じます。それに合わせて、無償では絶対長続きしないと思っております。やはり、それらの方々に、有償で、大した金額は支払えないだろうと思えますけれども、有償ボランティアの形で物事を進めて行かないと、長続きしないのではないかと感じます。そういった中で、私が町に求めたいのは、そういうふうな話し合いの場を是非作ってもらいたいという思いなんです。後は、その集落の中で、地域の中で色んな話し合いをしながら、やはりボランティアが旺盛の方々が組織を作らせるとか、色んな手法があるかと思えます。今の町長の答弁だと、もう町内に任せっきりだよ、後、作れば町の方で5万円支給するよ、3万円支給するよ、とらん丸貸すよというようにしか感じないんです。そうじゃなくて、最初だけで良いから、もう少し突っ込んだ対応がお願い出来ないかということのを再質問致します。

町長： 私は決して町が関与しないと言っているつもりはありませんので、当然今奥山議員が言ったよう

に、そういうボランティアという崇高な気持ちを持っている方がいれば、最も良いと思います。これが地域づくりの根幹だと思います。この21年から取り組んできた地域づくりというのはこれが目的な訳です。町内会の中のボランティアと申しますか、そういうものがあるとすれば、最も私は良いのかなと思います。福寿野町内会の実績、6町内会の実績見てみますと、大変その町内会独特の手法でやっている町内会もあります。特に今の福寿野町内会、これが大変素晴らしいと思ったのは、舟形町の豪雪対策本部を設置して、色々町民に周知するものがあります。凍結防止とか、ガスの漏れとか、それを再度町内会長名で、この福寿野町内会全戸にまた周知するというふうなことをですね。これはやはり他の町内会に見られないものなのかなと。私の目的としたやつも福寿野町内会は半分しています。ですから、この除雪をする場合に、町の公用の機械だけでなく、住民が持っている機械というものを利用して、それを全町に行ってボランティアの中でしてもらおう。前も4番議員にも言ったかもしれませんが、そういう取り組み、システム、つまり民間の機械を借りながら、そして、ボランティア、有償ボランティアという形で、これを各地の町内会で、一人暮らし、或いは町道でも良いだろうし、共有施設でも良いだろうし、それを除雪してもらおうという助け合いの精神というのが一番ではないかと思いますので、ボランティアの発掘というのが一番の前提になりますけれども、これも意を尽くしながら、決して私の方で皆さんに任せますよではなくて、精神的な心の中で、やはり町内会、その地域の雄志の組織、ボランティアですか、そういうものがあれば一番良いのかなと言ったつもりです。

2番： 次に、提案でありますけれども、3年続きの豪雪というようなことになると、どうしても町民の方々の思いというのは、自分さえ、自分の家の周りさえ雪がなければ良いんだという考えにどうしても陥りやすくなってしまおうと考える訳であります。そうではなくて、やはり皆でこれを解決して行くのだという中で、特に、道路関係、町道関係の除雪の中で、去年の所管事務調査の中でというか、町内会の意見交換の中で感じたのが、町は町で色んな形でお金を出して、そして機械を出し、町民の方々の要望に応えるために、一生懸命町道の除雪をやっていると。業者は業者で当然一生懸命やっていると。それにも関わらず町民の方々に中々その辺理解してもらえない。更には、実際この作業をしている方々も難儀して、夜の夜中から作業をやっている訳です。それぞれの思いが、バラバラになっているというのが、折角一生懸命やっているのに、その効果というのを中々理解してもらえないということを感じました。そういった中で、是非ともやはり町民、業者、後実際にしている従事者、町が一堂に介してのそれぞれの思いというものやはりぶつけて、次の解決を見いだしていくという手法も考えていかなければならない時期にきているのではないかと、ずっとこのままでいけば、町民の要求がエスカレートして行って、1億5,000万円が2億円、2億円が2億5,000万円と限りなくお金が掛かってしまうと感じます。是非、この話し合いの場というものを設けてみたらどうかという提案です。その点について町長どうでしょうか。

町長： 一つの選択肢で大変良いのではないかと思います。これから少子高齢化がずっと続くだろうと思います。これは舟形町のみならずありますけれども、要は町の責務、町民の責務、或いは強いて言えばその責務というのは、地域づくりを21年度からやって参りましたがけれども、その間、この支え合い、雪に対する支え合い、或いは安否確認の訓練、或いは町づくり総合計画事業、色んな形で取り組んで参りましたがけれども、ある程度町民の皆さんも、町民の我々が何をすれば良いのかということ喚起をしなければならぬと思っております。ですから、地域づくりの集大成として、前に8番八楯議員さんから質問があったのですが、この集大成として、町道のまちづくり基本条例というものも一考ではないかというふうに常々思っております。その条例の中に、明確に町民の責務というふうなものも加えながら、我々は町民としてやらねばならないというものが大事なのではないかと。これは人口減少、少子高齢化社会において必須条件だというふうに感じておりますので、これも色々他市町村、或いは先進事例も沢山事例集を持っております。私の頭の中でもそのような取り組みを持っておりますけれども、まず皆さんからご意見を頂きながら、地域づくりの集大成ということでそういう面での取り組みというのも一考ではないかと思っております。今のご質問、もう少し内部、或いは町道関係の地域整備課、所謂この町民だけでなく、町と業者間と透明性と言いますか、意思の疎通というのも大事だと思いますので、全体的には、まちづくり課或いは地域整備課と協議しながら、質問の意味、答えていかなければならないと思っております。

2番： 只今、町長の答弁の中で、私も提案しようかなと考えていたのですが、まちづくり基本条例、これが条例等検索してみました、まだ舟形町にはないというようなことであります。やはり、これだけの

色んな施策を講じながら地域づくり、まちづくりを行っているにも関わらず、このような基本条例がないということは非常に解せないような感じがします。そして、町長が答弁した通り、この内容等についてはやはり町民なり全員で、この町を作っていくのだということで、町民の役割とか、町の責務、後、町長の責務、議員の責務、職員の責務というような形で明確になっております。やはり、こういったものを作りながら、町民の方々と共に良いまちづくりを行って行くというような羅針盤にもなる訳でありますので、是非とも、まちづくり基本条例は作って頂きたいというふうに考えます。それで、是非、今後このことについて検討をお願いしたいと思っております。

後、除排雪活動支援という中での質問はこれで終わりますけれども、後、ご当地ナンバーですけれども、回答を見ますと、在庫が無くなったら対応したいという回答でありますけれども、無くなった時に検討をするのか、それとも作るというような考えなのかどちらでしょうか。

町長： 各市町村では、作りながらも在庫数と勘案しながら、今のナンバープレートで良いのか、或いはご当地ナンバーで良いのかという選択肢も考えている市もあるようです。このことも踏まえながら、内部で検討させて頂きたいと思っております。

議長： 今から舟形中学校の3年生の皆さんが傍聴の為に、議場に入られますので、暫時休憩します。時間が限られるものですから。少し早いんですけれども。(10:56)

議長： それでは会議を再開致します。(10:59)

2番： ご当地ナンバーの関係で、私の感じとしては、この「縄文の女神」に対して町民の盛り上がり若干低いのかなという感じがしておりますが、町長の感触はどのような感じを受けているのか、お聞きしたいと思っております。

町長： 感触と言われれば、私は去年よりはずっと、ずっと町民の思いが出てきたのかなと思っております。それに、国宝になって、今回は縄文の女神の日8月4日を制定しましたし、或いは、来年の7月には500円硬貨がこの縄文の女神になるということで、今、丁度中学生の諸君もおりますけれども、要は、この縄文の女神の良さというものをやはり児童、生徒、或いは町民の皆さんと一緒にあって、誇りに思って、そして、町内外からこの縄文の女神を見るために来た時に、児童も生徒の皆さん、或いは職員の皆さんも完全に説明出来るような、縄文の女神の素晴らしさを説明出来るように持って行く必要があるのではないかと。これは一つの教育だと思うのですが、そういうふうな面でのものが少し足りないかもしれませんが、全体的な流れとしては大変良い傾向になって来たのかなと。後は、教育の中で如何にしてこの舟形町を町民一人ひとりがPR出来るようなまちづくりが必要だと思います。

2番： 最後でありますけれども、町としてのこの「地域支え合い、除排雪活動支援事業」これにつきましては、非常に素晴らしい制度であると私は感じております。折角の良い制度でありながら、まだまだ周知というか導入されていない地域が沢山あるということも非常に残念と思っております。やはり、そのきっかけ作りといいますか、やはり導入を最初に進めるのは、きっかけ作りというものは町から行って頂かないと、これの導入は出来ないだろうと思っております。そういった中で、是非とも今回補正予算で計上します全金額が全集落で、その組織が出来て、全集落でこの事業が出来ますようお願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。有り難うございました。

議長： 以上を以って、2番奥山議員の一般質問を終結致します。続きまして、3番斎藤好彦君。

3番： 私からは、先に通告しました5点について質問をさせていただきます。

まず最初に小学校跡地利用計画についてご質問させていただきます。

小学校の統合から半年が経過し、学校運営も順調と伺っておりますが、静まりかえった小学校の利用計画はどの程度進んでいるのでしょうか。毎年、地域の奉仕活動として行って来た学校周辺の環境整備活動も行われず、ようやく行政が動き始めた時には、雑草が生い茂り見るにも無残な状況でした。今後もあのような状態では、利用を希望する方々に悪い印象を与えてしまい、利活用の進展が遅れてしまうのではと懸念しております。

先の利用計画案については、それぞれの相手先と具体的な協議に入っているのでしょうか。跡地利用の担当者を貼り付けるなどして積極的に推進しなければ一向に進展しない問題であると考えます。私達も機会あるごとに、他市町村の状況視察や町内の企業訪問を通じて利活用の推進をしておりますが、具体案がないのが実態であります。今後の進め方について、町長の考えを伺います。

次に、農業による産業づくりについてご質問させていただきます。兼業化の進行により、農外からの収入確保の度合いが深まり、兼業が固定化し農業がますます副業化し、加えて高齢化・後継者不足により廃農していくのが現実でございます。このような状況の打開策として、農業でも所得が確保できることを実感してもらえらるための場所づくりとして「活気あふれる農業推進機構」が設立され5年が経過しました。県内で2番目の生産量である「おかひじき」を始めとして、舟形町で生産販売の実績が無かった作物にチャレンジし、一定の販売実績も上がってきており着実に定着して来ているのではないのでしょうか。今後、舟形町の産業として発展させるため、第6次産業品の販売とブランド化の一翼を担う農業や商工会と連携した舟形町産業振興本部会議の活動がポイントになると考えます。農業を核とした産業づくりを安定化させるための施策について、町長の考えを伺います。

次に、観光資源の整備についてご質問させていただきます。

国宝縄文の女神による観光事業については、これまでも多くの意見・要望がなされ徐々に整備されておりますが、猿羽根山地蔵尊周辺の整備が遅れているように思われます。参道方面への道路は1年以上も整備されずに放置されたままの状態であり、縄文の女神の熱が冷めないうちに、本腰を入れて猿羽根山周辺の環境整備を行い、温泉・女神と一体となった観光事業の展開が必要であると考えます。花壇の整備や周辺の手入れは行われておりますが、猿羽根山に足を向かせるための道路整備が遅れており、現在の道路を尾花沢方面まで車で通行可能な状態にするなどの対応も考えてみてはどうでしょうか。また、石段も整備されずに危険な状態であり、猿羽根山地蔵尊を町の観光スポットとして考えるのであれば猿羽根山全体の環境整備を行い、観光客の誘致に努める必要があると考えます。町長の考えを伺います。

次に、福祉のまちづくりについてご質問させていただきます

全国的に高齢化率が増加し、介護保険法が施行された当時と平成24年4月を比較した場合、65歳以上の被保険者が約1.4倍に増加している中で介護保険サービスの利用者は約3倍に増加し、介護保険が高齢者の介護に不可欠なものとなっております。また、65歳以上の高齢者のうち全国で認知症の人は推計15%で、平成24年度時点で約462万人と言われ、さらには認知症になる可能性がある軽度認知症の高齢者も約400万人と推計され、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算であり、各市町村におきましても早急に対応すべき問題であると考えます。平成6年に「福祉のまち」を宣言した本町として、特徴ある介護サービス・介護支援の充実や福祉施設への入居待機者の対応など、今後の福祉のまちづくりについて、町長の考えを伺います。

最後に、気象予報による災害対策についてご質問させていただきます。

今年は梅雨入り後の長雨に加え局地的な豪雨に見舞われ、更には急激な雨による行方不明者の発生など、ここ数年経験したことのない大規模な災害になってしまいました。このような天候の変化の情報をいち早くキャッチし、災害対策の一助にするための手立てとして、気象情報を提供する会社と提携し、舟形町の情報を瞬時に捉えることが出来るような仕組みを考えてみてはどうでしょうか。舟形町は光ファイバーの通信網が整備されており、各家庭でパソコンによる気象情報を確認することが出来ますが、現在の山形地方気象台の情報は県内4地方の予報しかなく、舟形町は最上地方に包括され、的確な情報とは言い難いと思います。舟形町のピンポイントの情報をよりスピーディに的確に得ることにより、ある程度の災害対策になるのではと考えます。このような情報の必要性和対策について、町長の考えを伺います。

以上、5点について宜しくお願いします。

町長： 3番齋藤議員のご質問にお答えします。5点になりますので、少し長くなりますけれどもご了承下さい。

まず、1番目の「小学校跡地利用計画」の管理についてお答えします。4月に、4小学校が舟形小学校に統合され、旧長沢小学校と旧富長小学校、旧堀内小学校が廃校となり、その利活用について検討委員会を設置しながら対応にあたって参りました。齋藤議員がご指摘されましたように、敷地内の一部に雑草が生い茂っていたことは事実だと思います。新年度当初において、除草作業の体制づくりが遅れご迷惑をお掛けしましたこととお詫びしたいと思います。

その後、町で3名の方に賃金を支払い除草作業を行いました。また、三校舎の内部の環境を保持するため、定期的に窓の開閉を行っています。現在は週2回行っていますが、状況を見ながら対応したいと思います。今後も適切な管理に努めて参りたいと思います。

さて、文部科学省では、平成22年9月から廃校活用用途募集のための「未来につなごう みんなの廃校プロジェクト」を立上げ、各地方自治体が希望する活用方法や利用者などを募集する情報をホームページ上で公表しております。町では、この募集に町の3小学校も載せ、地域の活性化や雇用の創出、福祉の向上、産業の振興等に繋がる提案を広く募集しているところですが、残念ながら今のところ提案はございません。

さて、町では、昨年アンケート調査を行い、町民の考えを集約しました。結果については、本年3月号の広報でお知らせをし、5月16日の全員協議会でも説明をしたところであります。

学校ごとの利用計画について具体的な協議に入っているのかとのご質問ですが、まず長沢小学校については、舟形マッシュルームから提案を受けております。具体的には、9月にNPO設立の許可申請を県に行い、12月頃に認可、12月以降に無償貸与か指定管理者の会議の議決、国や県への財産処分手続き、その後事業の展開を図るべく進めていくこととしております。次に富長小学校については、県立農業大学の寄宿舍並びにサテライト施設としての誘致を2月28日に要望しておりますが厳しいようです。現在進展はありません。堀内小学校については、徳洲会による都会の要介護者のための特養整備を考えております。

2番目の「農業による産業づくりについて」お答え致します。

まず最初に、活気あふれる農業推進機構のこれまでの取り組みについてご理解いただいている事に対し感謝申し上げます。質問にありましたが「おかひじき」の生産実績のほかにも「やまがた地鶏」についても年々生産を増やしており、今年度、山形県のやまがた地鶏振興協議会の会長に舟形町の生産者が就任するなど名実ともに舟形町の取り組みが着実に評価されております。

次に、町では様々な支援策を講じて稲作プラスアルファの畑作園芸の推進を図っているところです。特に今年度は、町の主要作物であるネギ・ニラの販売額向上を目指しております。営農指導体制も強化しております。

また、年々農業者の高齢化が進んでおりますが、今年度の新規青年就農者が当初予定の2名から7名になりました。今議会の補正にも増員分5名の青年就農給付金を計上させて頂いております。このことは、農業後継者不足の解消に直結することで大変喜ばしいことだと思います。

さて、舟形町産業振興本部は舟形町の産業の活性化を図るため平成21年に設置され、農業・商業・工業・観光の連携によりまして、農産物の生産から加工、販売に関し幅広く検討を重ねてまいりました。

今年度は、7月1日に開催しましたが、今回はこれまで産業振興本部会議で取り組んできました多くのプロジェクトや商品を19項目に分類し、それぞれのこれまでの実績について検証し更に発展させていくための方策を協議しているところであります。

今後の農業の中心となる担い手農家、認定農業者の育成確保と地域における農業者組織の育成であると考えています。地域の組織育成にはこれまで、長沢と堀内にそば刈り機械利用組合を立ち上げ、地域で抱えている課題や問題点について解決を図って頂いている状況であります。活気あふれる推進機構でも新規作物の推進、生産販売まで進めて頂き、その成果も何回となくご報告させて頂きました。近年では、山形県農業技術普及課からご指導頂いている、新品種ラズベリー、早期成園化技術の開発によるワラビ栽培等を推進し、農業所得の増大を図っていきたくと考えています。また、町では複合経営の中心となる園芸部門には、県の園芸産地支援事業や創意工夫プロジェクト支援事業などの助成事業を中心に、積極的に支援を行ってまいりましたが、引き続き「頑張る農業者」の支援を実施して参りたいと思います。

「観光資源の整備について」についてであります。猿羽根山公園には、縁結び・安産・延命の神として古くから人々の信仰を集める猿羽根山地蔵尊が祀られております。その他にも、歴史民俗資料館、猿羽根山相撲場、松尾芭蕉や斎藤茂吉の句碑や歌碑、東北芸工大のモニュメント、農林漁業体験実習館、レンタル農園、飲食店2件等がございます。舟形町の南玄関である猿羽根山公園は舟形町にとって歴史のある観光資源であり以前より整備を進めているところであります。

今年度は老朽化した売店と休憩所を解体し、支障木の伐採を含め周辺整備を進め、防護柵等の安全対策を図りながら、参道周辺の環境改善を進めているところであります。今議会の補正予算でも猿羽根山公園管理事業に工事請負費として200万円計上させて頂いておりますが、斎藤茂吉の歌碑の復元工事と法面保護工事を実施し公園整備を進めて行きたいと思っております。

裏参道の入口付近から表参道の入口までの道路区間で数箇所路肩崩壊が発生しており、現在通行止めと

なっています。この区間は尾花沢市の行政区域で尾花沢市の管理となるため、尾花沢市と協議を進めているところでございます。この区間は尾花沢市の市道なので通行規制については尾花沢市の判断となります。道路を開放するには安全確保が前提となりますが、被災箇所の本復旧には数千万円の経費が掛かります。舟形町として早期復旧を求めているところでありますが具体的な本復旧計画には時間を有する状況にあります。当面は、本復旧までは片側通行での対応も視野に入れて協議しているところです。

表参道の石段と手摺も老朽化が進み通行しづらい状況にあります。復旧計画や経費についても試算してありますが、町の財政計画と調整しながら整備について検討していきたいと思っております。

10月19日には農林漁業体験実習館で、葉っぱを売って年商2億円『人生・いろいろ』が上映されます。猿羽根山だけでも宿泊施設を含め多くの観光施設がありますので有効活用を図りながら観光客の誘致に努めていきたいと思っております。

次に、「福祉のまちづくり」について。

舟形町は、町制40周年を記念し「福祉のまち」宣言を行っております。将来、子どもから高齢者まで、先駆的な福祉行政を行ってきました。そして、平成12年度介護保険法施行以来、介護保険サービス基盤整備に努めてまいりました。施設サービスとしては、特別養護老人ホームえんじゅ荘、医療機関から退院して在宅へ帰るまでの医療・リハビリ機能を備えた老健施設である舟形徳洲苑。在宅での生活支援をするためのホームヘルパーの派遣、デイサービス、ショートステイサービス等を行っております。平成22年には、地域密着型老人福祉施設ほなみ、小規模多機能型居宅介護支援事業所ほなみを整備しています。このことから舟形町ではサービス基盤が整備されております。高齢者やその家族が介護保険サービスを利用する際に、より自分らしい介護サービスを受けることが可能な選択肢が多くあることが特徴と考えています。

特別養護老人ホームへの待機者であります。えんじゅ荘、ほなみ重複者を除きまして、57名であります。待機場所は、病院6名、老健17名、特養2名、養護1名、有料ホーム9名、在宅22名となっております。

介護保険計画は、現在5期の2年目、来年度が最終年度となります。今後、第6期（平成26年～28年度）3ヶ年の介護保険計画において、サービス基盤の整備や介護保険料について定めることとなります。来年度、26年度が策定時期になります。町民の方々からのニーズ調査やアンケートをお願いすることとなります。各関係者などからの意見も聞きながらの意見も頂きながら検討していきたいと考えているところです。

一方、国は「より豊かな長寿社会の実現を目指して」を目標に高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で誰もが安心して生活を維持できるような基盤整備や体制作りを趣旨とした「地域包括ケアシステムの構築」が高齢社会を支える最優先課題と位置付けているようであります。具体的には、地域における個別ケースを検討することで、地域課題を発見し、地域づくりや社会資源を整備していくこととなります。重要なことは、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域の体制作り、整備が大事ということになります。そのうえで、町民一人ひとりが介護予防・健康保持に努めること。或いは要介護状態になってもその有する能力の維持向上に努めることが大事です。そして家族、親族、友人、地域での支援そして、公的サービスとそれぞれの役割分担も地域で生活を維持していく上で必要なことだと思います。

山形県では、6月に「健康長寿安心やまがた推進本部」を立ち上げ、県知事が推進本部長となり、①地域包括ケアシステムの体制作り、②健康長寿延伸のための介護予防体操の普及、③雪対策、住まい、生きがい、就労支援、見守り等の生活支援についての協議会を開催しながら、「健康長寿で安心して住み続けることのできる山形県の実現」に向け、県民運動として取り組んで行くこととしています。町としましても、県と同様に町民各位の努力とご協力を頂きながら、高齢者対策を講じていきたいと考えています。

続いて5番目の質問であります。気象予報による災害対策についての対応についてお答えします。

斎藤議員の質問にもありましたように、近年、全国的に局所的な豪雨が頻発し、大規模な土砂災害が発生し、家屋の喪失や尊い人命が失われるなどの事例が各地で見られるようになりました。

当町におきましても、7月8日の集中豪雨によりまして小国川の水が急増し、アユパーク公園の噴水の内側まで水が押し寄せてきました。7月18日は、早朝から雷雨となり、大小の河川が一気に増水し、家の近くの水路で作業をしていた男性が、行方不明となる事案が発生しています。

このように、気象変動による異常気象がこれからも発生することが十分に予測できる訳であります。気象情報等に基づき、安全対策を事前に施すことで、被害を免れることも出来ると思っております。

また、スマートフォンの普及に伴い、民間の気象情報サービス業者が、携帯端末を利用して、多種多様

なサービスを行っています。多くの気象予報士が民間気象事業所で活躍しております。

現在、国内に30近くの民間気象情報業者が設置されているようです。ICTの急速な発達に伴い、個人が、いつでも・どこでも自由に、必要な情報を入手することが可能な社会となりました。各家庭にありますテレビ画面でも、データ放送により、各市町村の時間単位での天気の状態を確認する事もできます。町においての気象情報は、山形地方気象台から県危機管理課を通して、専用の防災情報提供システム受信装置で送付されてきます。危機管理室では、気象情報を確認し、町民に周知しなければならないと判断した時は、防災行政無線での周知を図っております。パソコンの他に専用の防災ファックスでも同じように県から町へ気象情報が入ってきます。気象情報だけではなく、担当職員からも様々な情報が入って来ますので、県と町との情報システムの維持に努め、更なる連携を強め、迅速な情報伝達を図り、災害の防止に努めてまいりたいと思います。

気象庁では、8月30日から、重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合に、「特別警戒」を発令する事になりました。これまで経験した事のないような、激しい豪雨や暴風など以上な気象状態が発生しそうな状況の時に、「特別警報」が出されます。発令されれば、「ただちに、命を守る行動をしなければなりません。」近年、不順な天候に対する国民の不安が高まっていますので、斎藤議員がご提案されます事も、今後の災害対策の選択肢の一つとして参考にさせて頂きたいと思います。以上でございます。

3番： 大変長くなって申し訳ございませんでした。

それでは、2点について質問させて頂きたいと思います。まず始めに学校の跡地計画についてでございますが、答弁の中では、長沢小学校については舟形町のマッシュルームさんのNPO化が順調に進んでいるようですが、富長小学校の県立農業大学の施設化につきましては、2月に要望して以来、全然進展していないという回答でございました。その後、県立農業大学校なり、県側と町が継続的な話をを行った経過があるか、お聞きします。

町長： 富長小学校については、2月28日に情報を申し上げた経緯がありますけれども、その後、県の若松農林水産部長と2、3回その件についてお会いしております。国の補助制度、サテライトということをお願いしていると。只、寄宿舎とサテライトでありますけれども、この寄宿舎はちょっと今の農業大学校に併設するというもの、サテライトの部分で新しい発想で私が申し上げているのが、富長小学校を利用して、農業の後継者づくり、或いは町外からこの新規就農者をするための研修場、或いは実践農家とのタイアップでの研修と言いますか、そういう狙いの中で何とかお願い出来ないということで、農林部長とも、そういうふうな面で今進めていると申しますか、財政面的なこともあるでしょうから、その辺これからも精力的に要望してまいりたいと思います。

3番： 要望はされているようですが、答弁書にもありましたように、中々厳しい状況であるという町長のご判断もあるようでございますので、厳しいのであれば、早急に結論を出して次の手を考えると、そういう方向転換をした方が良くはないかという考えもありますので、その辺も合わせて検討を宜しくお願いします。

次に、堀内小学校のふるさと特養施設の件でございますが、話が進んでるということでございますが、町長の目から見て、この堀内小学校の特養化、実現性の程はどの程度考えているのかその辺をお伺いします。

町長： 実現性という、今なりますよというふうには中々言えない部分もあります。ハードルも3つ程あるのかなど。これも只、厚労省の中でも、舟形方式の取り組み、これを理解をして頂いているということでもあります。以前、門前払いというようなこともありましたけれども、最近では、政権が変わったせいでしょうか、成長戦略の一環として何とかということで、更に要望しておりますけれども、まあ、厚労省の理解は十分理解をして頂けると思います。

3番： 町長から見て、ある程度の感触と申しますか、あるのであれば、今後何回となく上京されるなりして、交渉を進めて頂きたいと思います。

尚、この堀内小学校の跡地利用に関しましてでございますが、ある資料によりますと、堀内小学校につきましては解体の予定であるという資料がございますが、解体をして、新しく敷地内にふるさと特養施設を新設される予定なのでしょうか。そうであれば、現在あります先ほどの農業大学校の話の進んでいない富長小学校の近くでございますので、そっちの方の活用というのも合わせて考えてみてはどうでしょうか。その辺りどうでしょうか。

町長： 堀内小学校に限定したというのは、色んな経緯の中でありますけれども、富長小学校も実は、そういう第二弾として考えてみたいという時期もありました。只、2つというのは中々難しい面もありますので、今、とりあえず小学校を利用して、解体をして新たに民間の業者から建設をしてもらうというふうに努力してまいります。

3番： では、1点だけ確認させて頂きますが、堀内小学校は解体の方向で進めるということで宜しいですか。

町長： そうです。

3番： 分かりました。それでは、それぞれ先ほど申し上げました、長沢小なり、富長小なり、堀内小りに新しく施設ということで、構想がある訳でありますので、積極的に推進をして頂きたいと思います。

質問を変えたいと思います。2番目の農業の農業による産業づくりであります。質問の中に申し上げました舟形町産業振興本部会議でございますが、21年度に設置されて、規約の中では年2回以上という決まりがございますので、そういった回数で会議を検討されているようでございますが、先ほどの町長の答弁の中で、7月1日の本部会議の中では、実績について検証し、更に発展させるための方策を協議したとございますが、この本部会議の着地地点といえますか、目指すところは何なのでしょうか。私が考えるには、その本部会議で、それぞれの生産なり、加工なり、流通のプロの集団でございますので、その中で話しをして、例えば、推進機構で新しく作物を作った、その生産費用を6次化に向けて舟形町のブランド化と言いますか、特産にするようなそういう集団ではないのでしょうか。それぞれのプロの集団でございますので、生産なり、加工流通のそれぞれの人が集まって、舟形町でそれぞれ生きて来ていますから、頑張るといようなそういう目標なのでしょうか。その辺りをお聞きます。

議長： すみません。大変答弁を聞きたいところなのですが、傍聴しております中学生の皆さんが時間ということで帰られますので、暫時ここで休憩をさせて頂きたいと思います。(11:33)

議長： それでは会議を再開します。(11:35)

町長： 産業振興本部会議を21年から創立しましたけれども、1番は6次産業化の推進であります。当時は、農協さんは農協さん、舟形町は舟形町、商工会は商工会、これでは駄目だということで、この13団体が結束して、6次産業を進めましょう、ブランド化をしましょうという大きな目的で設置したものであります。これまで、19項目がありますけれども、独自産業にまだまだなっていない部分、この手法は農協さんの提案もありますし、商工会の提案もあります。町もあります。或いは、活気あふれる推進機構もあります。これを皆で一緒になって連携したプロジェクトの事業というのが大きな要であります。最終的には6次産業の推進に尽きるだろうと思います。

3番： そういうことであれば、6次産業化を目指しまして、町の特産品を生産するような、生産するような取り組みに特化して下さいと思います。

話が変わりますけれども、そういう取り組みに向けまして、奥山町長と例えば農協の組合長さんとの会談といえますか、それぞれのトップの方々のお話し合いといえますか、そういうことは定期的に行われておりますか。その辺りをお伺いします。

町長： 私と二人だけの会談というのはありませんけれども、努めて、努めて2ヶ月から3ヶ月に1回、お互いの管理職同士の交流会をやっています。うちの課長、それから農協の課長以上、部長さん、交えて勿論組合長、私も先頭に立って、それをやりながら農協さんと行政がタイアップ出来るような仕組み作りをこれまでやってきたつもりであります。

3番： 定期的というのは、どの程度の定期的かは分かりませんが、今後ともトップ同士で、農業といえば農協さんが中心となる訳ですので、その辺りお互いに情報を交換しながら進めて頂きたいと思います。時間もありませんので、次に進みたいと思います。

3番目の観光資源の整備についてお伺いします。猿羽根山の道路であります。あれは尾花沢市の管理だということでもありますけれども、その先まで無理すれば軽トラックで通行出来るような状態でもあります。その辺りを尾花沢市と話をしながら、本町にとって一番メリットがある訳でございますので、本町の負担が多くなってもやむを得ないと思いますので、その辺りもう少し整備をして行けないものかなと常々思っているところであります。尾花沢市までの通り抜けが可能であれば、もっと車も入ってくるのではないかと、以前から思っておりましたので、その辺り今後の町長の、何と言いますか、お考えをお聞きしたいと

思います。

町長： 今、ご質問あった通りに尽きる訳であります。尾花沢市の市道となりますので、私も鳥居から階段位までは町の用地かと思いましたが、鳥居から太鼓橋、そこから尾花沢市の市道になっていると。今、有路課長の方で尾花沢市と協議を進めておりますが、平行して、観光審議会でも今質問のあった整備について大分イザベラ・バードの道の再生とか、或いは茂吉、或いは芭蕉等のミックスした観光資源開発も、今私の方にもお話もありますので、その辺も踏まえながらこの整備に取り組んで参りたいと思います。

3番： それでは、そちらの方の道路の整備も宜しくお願ひしたいと。合わせまして裏参道のあの坂道の車で行く道路であります、あそこも道幅が狭くて、車で通行するのも大変危険でございます。あの整備と合わせまして、表参道の石段の整備も合わせまして宜しくお願ひしたいと思います。

次に、4番目の福祉の関係についてご質問させていただきます。入居待機者へのサービスにつきましては、議会の第6期の計画で検討されるということでございますので、舟形町の待機者の方が無くなるような施策といえますか、サービスをお願いしたいと思ひます。施設の云々については、後ほど八楯議員からも質問があると思ひますが、私からは先ほど質問で申し上げました認知症でございますが、厚生労働省では各市町村に対して、どこで相談をして、どんなサービスを受ければ良いのか分かるような標準的な流れを各市町村で作って、公表しなさいという指示をしておりますが、本町では作成をしているのでしょうか。あつたらお示し頂きたいと思ひます。

町長： 具体的なことは課長から話しますが、お話によりますと、国の方では認知症地域支援推進制度が27年度から始まるとお聞きしております。今の現状は課長から答弁させます。

税務福祉課長： 町長が申しました通り27年度から実施しますし、今年度から2名の保健士を派遣し、仙台の研修会に出すつもりでおります。27年度から実施という情報です。以上です。

3番： そういう計画があるのであれば宜しくお願ひしたいと思ひます。

もう1点でございますが、ほなみの関係でございますが、前にも質問したかと思ひますが、ほなみでのリハビリの機能と言ひますか、今行われておりませんが、それは施設の性格上から出来ないということなのでしょう。今後やるつもりもないのか。町民の方々からほなみでのリハビリをして頂ければという声がございますので、その辺り、町長どうでしょう。

町長： 私の感覚では、ほなみはリハビリはちょっと、出来るか分かりませんが、その辺課長ちょっと知っている限りであれば。

税務福祉課長： ほなみ、えんじゅ荘につきましては、舟和会法人として実施しているところです。老健施設と違ひまして、職員採用時期から社会福祉法人の性格からしましても、ほなみ、えんじゅ荘ではリハビリは出来ないと解釈しております。リハビリについては、老健施設である舟形徳洲苑が適切かなと考へております。以上です。

3番： 制約上、そういう縛りがあるのであれば仕方がないと思ひますけれども、何か機会があつたら検討して頂ければと思ひております。

最後の気象予報の関係でございますが、答弁の中にも様々データで舟形町にも情報が入って、町民の方に防災無線でお知らせがなっているようでございますが、皆さんご存じの通り、テレビ放送で、例えば新庄、真室川、最上、金山、大蔵の予報がピンポイントで放送があります。ここで何で舟形町が無いのかということで、山形地方気象台に確認しましたところ、民放の会社はその情報会社からその情報をデータを仕入れているということでございましたので、そういうことであれば、民放の方に要請をして、舟形町のピンポイントの情報を放送出来るような形で、皆さんが知り得るような仕組み作りをして頂ければと思ひてるところであります。合わせまして、今新庄にあります新庄特別地域気象観測所、昔の測候所でございますが、あそこのデータを山形の地方気象台に送信しその辺りで舟形町のピンポイントの観測も出来るような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

議長： 以上を以つて、3番斎藤好彦君の一般質問を終結致します。午後1時まで休憩を致します。(11:44)

議長： 休憩前に復し会議を再開します。(13:01)

一般質問を行います。順次発言を許します。9番加藤紀彦君。

9番： 先に通告しました、一般質問をさせていただきます。

質問の主題、一般質問のその後についてということで、質問をしたいと思ひます。

平成22年3月議会で質問しました町道岡矢場線、平成23年3月議会で同じ質問をしました。その後の進捗状況をお伺いします。

また、平成24年4月一般質問で小学校跡地についてもお伺いします。更に、南部保育所跡地についても、お伺いします。

町長： それでは、9番加藤憲彦議員の「一般質問のその後について」町道福寿野岡矢場線の状況についてお答え致します。

町道福寿野岡矢場線は、主要地方道新庄次年子村山線と主要地方道舟形大蔵線を連絡する道路であります。その先は、大蔵村につながる一般県道福寿野熊高線に接続する道路でもあります。そのため、大蔵村の村民や福寿野地区の町民が新庄方面への通勤や、或いは舟形インターへ向かうルートとして利用されております。また、最上広域消防南支署があることから、緊急車両発進路として重要な路線でもあります。

しかしながら、この路線の幅員が狭隘で、乗用車もすれ違いが困難な状況であり、大型車は自主規制で通行できなくなっています。この路線については、舟形町・大蔵村・戸沢村3町村で作る舟形大蔵戸沢間道路整備促進期成同盟会があり、その総会の席においても交差点改良、県道編入について山形県並びに地元県議会議員に要望を行っており、また地元選出国会議員の先生方にも陳情を行っているところであります。

町としましては、平成25年度に概略設計の図面を作成し、補助事業の採択に向け県と協議しているところであります。それが採択された段階で事業に取りかかることとなります。交差点については、平成22年度から最上総合支庁土木部長、或いは道路計画課とも協議し、県道部分として県で施工して頂くことになっています。この事業において、交差点改良及びそこに取り付く町道の一部についても県事業として整備して頂き、事業費の負担金のありかたについては、県条例の改正もお願いし、掛かった事業費を舟形町と大蔵村で負担するという案を県の方に提案しているところであります。なかなか難しい面もあるかと思えます。県と町村が協力し事業が早く進捗する方法として一考して頂くようお願いしているところであります。

次に、「小学校跡地の進捗状況」についてのご質問にお答えします。

文部科学省では、平成22年9月から廃校活用用途募集のための「未来につなごう みんなの廃校プロジェクト」をホームページ上に立上げ、各地方自治体が希望する活用方法や利用者などを募集する情報を公表しております。町でも、この廃校活用用途募集に町の三つの小学校も載せ、地域の活性化や雇用の創出、福祉の向上、産業の振興等に繋がる提案を広く募集しているところでありますが、残念ながら今のところ提案は無いようであります。

さて、町では昨年アンケート調査を行い、町民の考えを集約しました。その結果は、本年3月号の広報でもお知らせをし、5月16日の全員協議会でも説明をしたところで、地域コミュニティの拠点や福祉と医療関係施設、児童交流施設、企業誘致等を行い雇用の場を創出してほしいなどの意見が主なものであります。

まず長沢小学校の進捗状況ですが、舟形マッシュルームからの提案を受けております。内容は全員協議会で説明したとおりであります。現在はNPO法人を設立するための準備を行っており、9月にNPO設立の認可申請を県に行い、12月頃に認可、12月以降に無償貸付か指定管理者の議会の議決、国や県への財産処分手続き、その後に事業の展開を図ることとしております。

次に富長小学校には、現在のところ進展はありません。

堀内小学校については、徳洲会による都会の方々の方々のふるさと特養整備を考えており、徳洲会理事長の了解は得ております。3月29日に「健康長寿社会の現実と成長による富の創出」いわゆる国の成長戦略の方針が示されまして、都市部の高齢化対策に関する検討会も創設されております。現在議論されていますが、検討会の委員長である東京大学名誉教授の大森氏、委員の東京都高齢社会対策部長の中山氏に、杉並区同様、舟形の取組みも進められるようお願いをしているところであります。モデル事業又は実証事業として認めて頂けるよう働き掛けております。

また、8月23日内閣官房が進める国家戦略特区の説明会に出席しましたが、町では、検討委員会への要望同様、モデル事業或いは実証事業として国家戦略特区に申請する準備をしたいと考えています。

南部保育所については、ほほえみ保育園に統合された後に、企業誘致として、産業活動に提供し地域の

活性化を模索した経過がありますが、なかなか思うように進展することがなく、施設の雨漏りなどもあり、最終的には解体する結果となりました。その後は、一時、残土の置場として利用した事もありましたが、更地の状態となっています。先日は、交通事故の負傷者を救出するため、緊急のドクターヘリの離着陸地として利用しています。幸い短時間で患者を搬送したため、重症にならずに済んだと聞いております。町では、現在のところ上物の設置の計画はありません。臨時駐車場として、既存の駐車場が満車になった時に、利用したいと考えています。

農村環境改善センターや野球場等の利活用の拡大に繋がればと期待しています。今後の跡地の利活用については、地域の皆さまの意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

9番： 22年の議会で質問しました。県、町道整備の早期着工、並びに畑大石田線、これは元堀の通称へぐり地内なのですが、これも私の一般質問等々がありましたが、完全とは言えないながらも整備されています。そして、若干でありますけれども、見通しも良くなっております。並びに地滑り等の災害が発生し、その整理に来て頂きました。また、新庄村山次年子線、これ真木野地区の左側の水路です。これも24年度に整備に入りました。県道等は着実に前進しているんです。

しかしながら、私が言いました一般質問の中で、町道岡矢場線、これも3回程お伺いしているのですが、町長の答弁の中で、最上総合支庁の中に、野川部長さんがいる。そして、その部長さんがいる中で、何とかお願いしてやろうという話になっているのですが、私の質問の中の答弁で、ほ場事業が完了したらやるんだという話も受けています。また、大平地区が終わり、太折地区が終わり、次は岡矢場なんだよというような話もされている中で、今だ全然、県のほ場整備も終わったのですが、今言ったように、国云々の予算と、並びに県等の予算と、さっぱり進捗はしていないんですね。先ほどの答弁の中にあっただけですが、我々も8月の議会、中央研修ということで27日に県選出の国会議員の先生方に岡矢場線を陳情したところでもありますけれども、これは、あくまでも県道なんだということで話はお伺いしております。私が思うには、町長が前向きにやろうとしている姿勢は分かるんです。一つどうでしょう、県道がやるのを待っているということではなくて、牛舎から今ある県道に繋がるのは町道なんです。早急に町道を整備し、そうすれば県の方でもそのままにしておけない。当然、交差点等は県道でやらなければ、また、牛舎等もある、その移転やら色んな事で、県道は県で力を貸してくれなければ、あの町道は当然前に進めません。どうでしょう、県云々よりも町でその牛舎を除いた区間を町でやる訳には行きませんか。それからもう一つお伺いしたいのですが、これは過疎債で出来ないんですか。これをお願いします。

町長： 今、答弁でも申し上げておりますが、この岡矢場線は町道でありますので、25年度は概略設計を今予算を取ってやっております。只、この事業を執行するためには、社会資本整備事業の補助事業にこれの計画を見せて要望したいというふうなことで歩んで来たんです。今、社会資本事業では、紫山内山線、それから内山長尾線の2つの道路があります。これもゆくゆく完成するということになりますので、26年度からこの岡矢場線を入れてほしいという要望のために25年度町予算で町道整備事業でやりたいということで話しております。ですから、県道の整備とは違って、町独自の岡矢場線として、今、提案をしているということをご理解願いたい。そして、このクランクがあります。このクランクの解消として、今熊高線から真っ直ぐの延長線上に県でその十字路の改修をお願いしたいということを申し上げております。25年度の今概略設計をやっておりますけれども、これとこの県のこれからの施工の度合いというようなものを、上手く突合して、そして、幾らかでも県からも町道の延長線上、部分的にも少しは県でやっても良いのではないかと提案をしております。ですから、切り離してはいる訳です。岡矢場線の町道整備、これは今概略設計をやっておりますので、基本設計は町で作りながらも、今度は県と一緒にやる時には、その設計をお互いに照合しながら施行したいと。当然、過疎債も適用になる訳です。後は、クランクの解消の為には、この前も8月2日でしたか、舟形大蔵戸沢線のこの総会の席上で私が申し上げたのは、県の条例を改正して欲しいと。こういうことなんです。そして、大蔵村と舟形町ではそれ相応の負担金は出しますよ。県については非常に極めて都合の良い話なんです。これを私が新しい提案として今回提案しておりますので、そういう方向でこれから進めて参りたいと。只、岡矢場線は岡矢場線で町で事業としてこれからも取り組んで行きたいと、こういうことでもあります。

9番： 是非、22年、23年の町長の答弁の中に、町単独での整備の計画も検討しているというふうに貰っている訳でありますので、是非、今言ったように町長にはお願いしたい。

さて、次は統合問題です。これも一般質問で何回もお話をしました。そして、その中に跡地利用検討委員会を立ち上げますよということでもありますけれども、その辺、まず最初にお願いしたいと思います。

町長： 検討委員会については、昨年でしたか、それぞれの統合になりました堀内、富長、長沢それぞれの学区の中で10人で検討委員会を組織して、合計30名の検討委員会を組織しております。その中で、それぞれの委員の皆さんからご意見を貰いながら、1回会議をして進めて参りました。その中で、アンケート調査をやって欲しいというようなことで、アンケート調査をした結果については、この前の町報等でお知らせした通りであります。その利用方法も色々ありまして、特に雇用の場の創出というのが非常に多かったように思います。そして、又、今現在、学校を利用したいという願望もあったやに思います。その辺を総合的にしながらも、先ほども答弁した通り、長沢は大きなエリアの中ではNPO、或いは富長は、先ほど斎藤議員に答弁した通りに、何とか県の事業として出来ないものかと。それから堀内については、徳洲会の民間主導の特老の建設というふうな大きな3つの柱を掲げながら取り組んでおりますけれども、その後については、それぞれの検討委員会の中で報告しながらも、地域の意見を聞くという場もこれからも設けながら進めて参りたいと思います。

9番： 今、町長の答弁の中に、検討委員会を重ねて、アンケートを採って、という話がありましたが、私の方に来ている話、相談を受けたのは、委員としての委嘱は受けました。しかしながら、会議は1回もされていませんということなんです。そして、先ほども申し上げたように、8月27日に県選出の国会議員の先生方に陳情等もあった中に、学校のプール棟の解体、これは分かります。しかし、先ほどの斎藤議員の答弁の中に、解体すると、堀内小学校は解体するんだというような話も出てきた訳です。こういうのが全然地域住民、ましてや検討委員会の皆さんは知らない訳です。その辺、ちょっと詳しく教えて下さい。

町長： 検討委員会は1回だけしか開催しておりません。これは、大変私の方の計画性の無さというふうなことであります。お詫び申し上げたいと思います。先ほど、斎藤議員の方に申し上げたことですが、長沢NPO、或いは富長が農業大学校云々の、それから堀内小学校は徳洲会ということでもありますけれども、徳洲会が実現するというふうなものの中で解体ということでもあります。当然、3つの小学校で一番老朽化が激しいのが堀内の学校でありますので、そこに特養というのは、前々から念頭においた計画でありました。検討委員会の中では、全然通していないというお叱りのことがあるかもしれませんが、前にも言ったかもしれませんが、大きなこの事業というものを中核にしながらかも、そして、それを保護しながらもそれぞれの地域の利活用の仕方が一番良いのではないかという原点の中で申し上げたつもりであります。

従って、今の老朽化する堀内小学校の利活用というふうなものは、何と云っても、堀内地区民のそこに活性化と賑わいをするためには、当然ちょっと大きな、大規模な施設が必要であろうと前々から私の念頭においた計画であります。そして、舟形町町土の均衡のある人口対策というものも視野に入れながら進めて行かないと、堀内の活性化が思うように中々思うようにいかないのではないかとふうな思いもありますので、是非、ご理解願いたい。と同時に検討委員会の皆さんには改めて、町のこの考え方というものを示して参りたい。当時は、NPO或いは富長のサテライト、堀内小学校の徳洲会云々という構想というのはまだ示されていなかった訳でありますので、今度具体的になれば、そういう面の方も地区住民として期待。ということは、まちづくり意見交換会の中では、そういうものの中で良しと言いますか、只、検討委員会の中には、1回だけの会合だけであったということはお詫び申し上げたいと思いますけれども、これから随時、それぞれの検討委員会に落として参りたいと思います。

9番： 堀内地区の地区民が署名をして、舟和会の構成員等を是非小学校跡地をお願いしたいというようなことで、連合会、連合町内会の代表の方々が難儀をしながら署名を集めて、徳洲会の方に行きました。しかしながら、入所者、利用者の方で家族会の方で、堀内は駅から遠いから駄目だというようなことで、私自身も非常に今の世の中で、遠い、近いというようなことが果たして当てはまるのかなという考えていたのですが、これはあくまでも舟和会という一つの組織の中で、今、舟形の紫山に今造成しております。私自身も舟形町でやはり雇用の場所という、舟和会は非常に大切な施設ではあります。それは重々分かるんです。しかしながら、先ほどから言っているように、8月27日に県選出の国会議員の先生方に陳情に行った時に、その舟和会の色々な要望も合わせて行った訳です。今、町長から突発的なこの徳洲会で東京の施設を持ってくるんだという話は、恐らく地域住民は知らないと思います。誰も。そこら辺の説明不足

があるのではないかと思います。今、言ったように光生園は井上室長から是非来てくれということは、大変有り難いことなんだと。私もその場所にいました。しかしながら、今の室長である伊藤前福祉課長でしたか、今は税務福祉課になったのですが、あくまでもこれは舟和会でやるのだから、口を出さないでくれというように私は理解したんです。これは残念なことだと思ったのですが、町には無くてはならない企業でありますし、皆で大切に、大事に応援をしながらしていかなければならないと思っているんです。私自身も思っています。しかしながら、今、徳洲会で今度堀内小学校に来るんだという話は、地域住民、知らないんですよ、町長。先ほど言ったように、検討委員会を立ち上げました。辞令を貰いました。しかしながら、1回も話をしていないということは、もし東京から都会の徳洲会を持ってくるんだという話があるならば、何で出来なかったんですか。むしろ、逆に町民あげて皆で応援をしてそういうものが舟形町に来てくれるんだ。これは、諸手挙げて皆さん応援するんだと思います。人の流れというものがあります。小学校の跡地を如何に活用するかによって、堀内の橋も早く架かるんです。色んな問題がそこにくっついてくるという話はないのですが、すなわち舟形町の発展なんです。その辺もう一度町長からお伺いしたいと思います。

町長： そもそこの光生園の建設場所は、私は堀内小学校というふうに計画しました。ところが、色々今加藤議員が言ったように、利用者の問題とかがあって、堀内を断念した訳です。私は学校の跡地はそういう公共施設というか、法人とか、企業というか、そういう大きいものがまず優先的に思っておりますので、堀内小学校を何としても光生園でということは前々から思っていたのですが、あのような結果になりまして、だとすれば、徳洲会ということで今進めております。その時に、徳洲会云々ということが中々出せなかったのも事実であります。これは国、或いは徳洲会の本部の意向もありますので、或いは県の考えとかもありますので、そういうふうな面では、光生園が断念したからすぐというのはいかがなものかということでおりましたけれども、まちづくりの意見交換会をやっていますけれども、この問題についても今、それぞれの地域住民に落としております。これは後先になって大変申し訳ない気も致しますけれども、さっきも言った通りに、長沢はNPO、或いは富長はサテライト、そして堀内小学校はこの徳洲会、特養というような線で落としています。光生園があそこに来た場合にも、解体というふうなことで光生園の建設であったというふうに計画をしておりますので、そういう意味で、徳洲会が建設する特養についても新しい特養施設ということで一つご理解をお願いします。

9番： 是非、その徳洲会の事業が出来ることをまず強く町長にお願いしたいと思います。

さて、もう一つの問題なんですが、南部保育所の跡地です。これも私は一般質問のその後ということで、今日取り上げた訳ですけども、あの跡地、最初解体する時には、あのグラウンド、子供さん達にとっては、素晴らしいグラウンドなんです。この最上管内でも数少ない、雨上がりでもすぐに活用出来る素晴らしい小学校、子供さん達の野球場なんだと。今も夜遅くまでナイターがついて、子供さん達が大きな声を張り上げながら練習をしている。その姿を見る時に、あの南部保育所の跡地をどうするんだということで、何回も話はしてきたんです。本当に最上管内の子供さん達の大きな大会には県道まで車が溢れているんです。それも何回も質問をしたし、一般質問でもお話をしたのですが、まだそのままです。そして資材置き場のような感じで、いつ、どこで、どういうふうな工事が行われたか分からない、土砂を堆積してみたり、今も深い所で約20cmあります。水溜まりになると深い所で20cmあります。そして、今もその町、県でやっている道路改良の舗装の削った道路を今山にしている。これはどういうふうなあれなんですか。私の方でちょっと、これちょっとどういうことになったのか、お伺いしたいと思います。

地域整備課長： 今、舗装の切削箇所ですけども、県道の舗装を切削して、そこに置いております。その一部は、砂利道となっている町道に敷いたり、或いは農道に譲ってやったりとかして使っているんですけども、その残った部分で、今の南部保育所の跡地を整地しまして、平らにする計画であります。

9番： 町内会の方で、どうするんだということで相談に行ったそうです。今言ったように小学校等々の大会があるのに、駐車場も一杯だと。当初の計画では半分駐車場、半分を芝生等を植えて、小さな子供さん達が遊べるような施設を作るといようなことを、私も正式な場所ではなく、耳に挟んでおります。しかしながら、残土置き場みたいになって、これも質問をしたら、仮置き場なんだということでもあります。今、課長の答弁では、県道の舗装、埋め立てですね、そして、残ったやつをそこを平して平らにするということなんですか。ということは、町内会の方でどうしたら良いですかと相談に行ったそうです。これは、

まちづくり課です。そしたら金が無いから何もやりませんという答弁です。出来ませんというような答弁です。どうしたら良いですか、町会議員というようなことで私、相談を受けました。担当はどこですかと言ったら、まちづくり課ですと。逆に、今国の予算が付いて、冬期間の凍った道路を直す為に、舗装等を剥いている訳です。そういう大変な資源がある訳ですから、それに少し熱を加えて、低圧をかければ素晴らしい舗装になるんです。駐車場になるんです。それはもう、そろそろ来月、再来月当たりから白いものが降ってくるんです。その前に、なんでその答えが出せなかったのかが不思議でしかたがない。それから、今、課長が言っているように、その資材が元堀内、良いですか、元堀内の役所跡ですけれども、母子センターという所がありますけれども、そこに山積みになっているんですよ。これは何年間。そして地域の方々が今言ったように農道等に敷くために、そこから軽トラックで運んだり、ダンプを借りて運んだりして、農道を整備しているんです。そして、だいぶ無くなったのかなと思ったら、また同じように山になっています。あの母子センターの広場は資材置き場なんですか。それとも、どこかの業者が勝手にやっているんですか。お願いします。

地域整備課長： 県道、町道等の廃材を母子センターの箇所に置かせて頂いております。その廃材につきましては、殆ど沢内線ですか、あっちの方に砂利の代わりに敷くやつということで置かせて頂いております。農道等に利用したいという方がいれば、それについても分けて、農道に敷いているというような状況でもあります。折角、そういうふうな材料が出てくるものですから、それを一応、県の方から頂いて、対応としまして、必要な時にその廃材を必要な場所に利用するというので、計画をしております。

9番： 是非、計画しているだけじゃなくて、母子センターの所の廃材は、もう何年間ですよ。1、2年置いたままではないんです。草まで生えてきているんです。早急に、その農道等を直すのであれば、早急にやって下さい。そして、広場を作って下さい。良いですか。今言ったように、南部保育所跡地も埋めるなら埋めるようにして、そして、一日も早く地域住民が駐車場等、並びに芝生等を植えて、小さな子供が遊べるように、そういう施設を作って頂きたいと思います。因みに、この間、交通事故等でドクターヘリがあそこに降りた訳です。それは、さも、さもですよ、そこに降りたんだというようなことを私耳にしているんですが、寧ろ、もっと広くしてちゃんと整備していれば、もっと楽にそこを利用することが出来るんですよ。是非、それをお願いしたいと思います。それを最後に町長から言って終わりにします。

町長： 空き地にしているが故に、色んな維持管理の面、或いは土砂置き場、捨て場等が発生する訳でありますので、前の全員協議会でも、議題に上った件もあります。グラウンドのフェンスの整備を兼ねて駐車場というようなもの、緑地帯がありますので、その辺も一つ前向きにですね、整備なるように一つ私の方で調整してみたいと思います。以上であります。

9番： 時間もありませんけれども、是非宜しくお願いしたいと思います。

岡矢場線、並びに小学校跡地、並びに南部保育所跡地というようなことで、一般質問のその後についてというようなことで、お伺いしたのですが、今、町長が述べられたように、町民は本当に町長に期待を待っている訳ですから、一つ宜しくお願いしたいと思います。有り難うございました。

議長： 以上を以って、9番加藤憲彦君の一般質問を終結致します。続きまして、8番八鍬太君。

8番： それでは、私から先に通告しました通り、福祉行政の今後という主題で質問をします。

少子・高齢化が進む中、舟形町では平成6年に、「福祉のまち宣言」を行い、町民一人ひとりが福祉について理解と思いやりの心を培って行動していくことを決意しました。以来、既存していた障害者施設「光生園」や特別養護老人ホーム「えんじゅ荘」を軸として、デイサービスセンターの開所や介護老人保健施設「舟形徳洲苑」の誘致開設、地域密着型老人介護施設「ほなみ」の設置等、受け入れ施設の充実整備を計り、着実に高齢化社会への体制作りを進めてきました。近隣の町村と比較しても先進的な福祉行政を実施していることは高い評価に値するところであります。それでも介護施設への入所待機者は緩和されていないのが現実であり、新たな対応策の検討が望まれることも事実であります。

そんな中で、町では東京都内の入所待機者を受け入れる、いわゆる「ふるさと特養」事業の実施に意欲的に取組み、民間事業者と一体となって事業の実現に奔走しております。まだまだハードルも高いようではありますが、町長は福祉施設も企業誘致のひとつと考え、雇用の創出への期待があるものと思いますが、町にとってのメリット、デメリットの検証をきちんと行う必要はないのでしょうか。

他の自治体の協定書の内容等を見ると受け入れ側の財政支援も当然必要とされているようですが、町と

してどのような支援策を考えているのでしょうか。

また、現存する福祉施設も老朽化や規格の変更により改修や改築の時期を迎えている施設もあります。

そのひとつとして「光生園」も現在改築に向けた事業に取り組んでいますが、今後このような福祉施設の整備、改修に対してはどのような支援をしていくのか町長の考えを伺います。

町長： 8番八楯議員の「福祉行政の今後は」についてのご質問にお答えいたします。

舟形町はご承知のとおり、町制40周年を記念し「福祉のまち」宣言を行いました。将来、子どもから高齢者まで、先駆的な福祉行政を行ってきました。介護施設サービスでは、特別養護老人ホームえんじゅ荘、医療機関から退院して在宅へ帰るまでの医療・リハビリ機能を備えた老健施設である舟形徳洲苑、在宅での生活支援をするため、ホームヘルパーの派遣、デイサービス、デイケア、ショートステイサービス等を行っています。平成22年には、地域密着型老人福祉施設ほなみ小規模多機能型居宅介護支援事業所ほなみを整備しています。

このことから、舟形町では、サービス基盤が整備されており、高齢者やその家族が介護保険サービスを利用する際に、より自分らしい介護サービスを受けることが可能な選択肢が多くあることが特徴と考えています。

特別養護老人ホームへの待機者は57名であります。待機する場所は病院6名、老健17名、特養2名、養護1名、有料老人ホーム9名、在宅22名となっており、施設整備により、以前よりは待機者の解消が図られていると認識しております。

しかし、今、厚労省では介護保険制度改革を目指しております。特別養護老人ホームの入所基準の厳格化やサービス利用者の自己負担割合引き上げ等、給付抑制や受益者の負担増を検討しているようであり、今後増大する医療・介護・福祉ニーズに対応するために「より豊かな長寿社会の実現を目指して」を目標に、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で誰もが安心した生活を維持できるような基盤整備や体制作りを趣旨とした「地域包括ケアシステムの構築」が高齢社会を支えるための最優先課題と国では考えてしています。

福祉のまち宣言を行った平成6年度当時から比べますと、人口の年齢構成、家族構成や経済状況による就労環境も変化してきています。このような社会変革の時代に対応していくには、国・県の指導を受けながら進めていくことは当然であります。基本構想の目指す「新たな結いの創造」が大事なテーマと考えています。また、町では、現在、都会の要介護者のためのふるさと特養整備を進めております。全員協議会でも説明しているとおり、町民の介護保険料に影響することなく学校跡地問題の解消と意見交換会で一番多い雇用対策を念頭に進めております。

当然、メリットもあればデメリットもあります。企業を誘致するには、ある程度の支出等はやむを得ないのではないのでしょうか。隣の宮城県ではトヨタ自動車の誘致に成功しましたが、宮城県の補助金は50億円と伺っております。この他にも雇用助成金や税制上の優遇もあると思います。トヨタ以外の関連企業に対する補助金等も当然出ていると思います。まずは、企業誘致に対して全国との競争になっているため、こういう事情もご理解を頂きたいと考えております。

さてメリットではありますが、100人床の特養施設には80人程度の雇用が創出されると言われております。今後、都会では要介護者が年々増加する見込みであります。円高や円安、国際化などに影響されないのが福祉産業で、当面、特養であれば経営危機に見舞われることはなく、雇用の安定に寄与すること大であると考えております。

また建設費に係る助成ですが、特別にこの事業のための町の建設支援等については現段階では想定していませんが、国・県・都、区の補助金並びに徳洲会の自主財源の動向を踏まえながら、精査しながら検討してまいりたいと思います。但し、現在ある企業誘致補助金は考えております。

次に食料品や地場産業の消費拡大についてであります。100名の入所者がいれば、3食の食事をしますから、地場産品の消費拡大は基より、農業振興や経済効果にも期待できるものと考えております。また、色んな消耗品なども当然必要となりますので、例えば、町内の方が勤めている新庄市内のお店から調達することもあるだろうし、ガソリンなどの燃料費等の間接的な経済効果も期待出来ると思います。

ふるさと特養の入所者は、住所地特例で入所されますので、住所を移動しても、移動前の区役所等で介護費用を支払うこととなります。町民の介護保険料に影響することは原則的にはない訳であります。また、

入所者の面会に家族が年数回舟形町を訪れる訳です。コテージへの宿泊やお土産の購入なども期待でき、6次産業化へも結び付くものと考えております。何より、学校跡地が活用されることによって、人的・物の交流が生まれ、地域に活気と活力が期待できることが大きいと思います。

次に、デメリットであります。土地は無償で提供することになります。これは1つに補助金返還という問題があり、外からの誘致企業ということで無償提供でと考えております。

介護保険同様に国民健康保険にも住所地特例があります。このことについては心配する必要はないと考えております。但し、75歳以上の後期高齢者医療の場合、住所地特例がないので、12.5%の町負担が考えられます。杉並区を7月に訪問した際、南伊豆町に対しまして、介護保険や国民健康保険の住所地特例は基より、75歳以上の後期高齢者医療についても負担することで詰められているとのことであります。また8月24日の朝日新聞では、杉並区や南伊豆町、静岡県が連携して、国に対して、地元優先入所事項、75歳以上の後期高齢者医療の負担、県の分としての生活保護負担がないよう求めていくとの報道があり、規制緩和に向けた動きが加速されるのではないかと考えております。

事実、8月27日厚労省が主宰の「第4回都市部の高齢化対策に関する検討会」で杉並区から住所地特例制度間の今の件についての継続性の必要について制度の変更を国に求めております。このように、困っている区役所も動き出し、国も3月29日に「健康長寿社会の実現と成長による富の創出」として、都市部の高齢化対策に関する検討会も創設し、現在議論が進められており、色んな障壁が改善されていくものと考えております。

町としては、国の検討会には、モデル事業又は実証事業として認めて頂けるよう今応募しております。8月23日に説明会が行われ9月11日に締め切りとなっている、新たな政策内閣官房が進めている国家戦略特区にも申請する準備もしながら努力して参りたいと考えております。

次に、福祉施設の整備・改修にどのような支援を講じていくのかとのご質問ですが、基本的、原則的にはその方人の経営方針に則り進められるものと考えております。特に舟和会は、昭和49年5月、公設民営方式の法人として、舟形町では法人を設立するに当たって、法の基準どおり基本財産と運用財産は全額町で法人に寄付し、昭和49年の光生園建設事業では、町で全額支援してまいりました。また平成5年度に50床、平成13年度に30床増床し、80床となったえんじゅ荘建設事業につきましても、舟和会負担分については、ほぼ全額支援しております。以来、39年の歴史と伝統ある法人として、経営力も着実に前進し、今では、舟形町有数の優良企業として福祉産業の中核を形成しています。舟和会光生園の移転改築事業につきましても、舟和会がその資金需要を見越し計画的に積立金を起こし、移転改築についてご協力されているものと伺っております。

いずれに致しましても、舟形町における福祉施設整備の町の支援策につきましては、これまで明確なルールがなかった訳であります。新たな制度化を検討していきたいと思っております。以上でございます。

8番： 答弁の中で、住み慣れた地域で、誰もが安心して生活が出来るよう基盤整備や体制作りが最優先課題であるという話でしたが、正にその通りであり、そういうふうに思います。

それで、今話に出ました、ふるさと特養でありますけれども、この施設がもし軌道に乗れば素晴らしい事業になると思っております。しかしながら、先般議会の方に出して頂いた資料ですけれども、三菱総研が行いました高齢者居住の自治体連携に関するアンケートの結果を見ますと、同じように地域で暮らし続けてもらう方針というのが、送り出す自治体の方にも施策の一つとしてあります。そんな中で、それが受け入れてもらう理由がないという一つの大きなアンケートの回答になっております。それから見ますと、送り出す自治体と、受け入れる自治体の中で、かなりまだまだ温度差というのがあるのではないかと感じるところであります。このふるさと特養制度ですけれども、町長の話にありましたように、国や県の様々な規制緩和によって、実現したとします。だとしても、このような現実の中で、果たして経営的に成り立つのかと言った時には、ちょっと懸念される部分があるのではないかと私は思います。ましてや国際化には影響されない産業とは言いますが、企業誘致という観点から言えば、本当に成功、今の段階で成功ということに導けるのかと心配なのですが、ちょっとその辺如何ですか。

町長： このふるさと特養は平成21年から取り組んで来ましたが、世田谷なり港区との交流もあります区の特養というような、区の待機者がいれば舟形町に来て頂きたいというところから出発しましたが、東京都で、22年10月に私と同じような考え方で、都市部の高齢者を、都市部というよりは東京都

の高齢者を地方に送り出したいという発想が実はあった訳なんです。私とまったく同じような考え方なんです、その中で今まで進めて参りましたが、只、東京都は非常にお金がないというようなことで、一回の会議で頓挫してしまった経緯があります。それならばということで民間にお願いをした訳です。民間にお願いをしたというのは、東京都の方からお金がないから民間の法人に是非お願いしたいという要請もありますので、それを受けて、それが徳洲会ということで進めてきた。今、八揷議員が申された内容も、勿論加味しました。と申しますのは、今の国の地域包括ケア、誰でもがやはり生まれた所で看取りしたいという願望は持っております。これは厚労省も一貫してそれも言っております。只、私が23区を回ってみますと、現実はそうではない。正直言って現実はそうではないということその22区をまとめて、それを厚労省に提出をしながら今まで進めてきた経緯があります。福祉産業という立場で取り組んでいる訳ですけれども、いずれにしてもこれがクリアになれば、舟形町のみならず新庄、最上地方全体にこれを誘致するというにしても良いのかなと思いますし、勿論、人口増を図るということもある訳ですので、山形県からも応分の協力を得ながら進めて行かなければならないという事業展開であります。まず、その辺よろしくお祈いします。

8番： 町長の答弁の中に、色んな企業誘致というような観点から話がありました。確かに、企業誘致プラス支援、これは確かに当然惜しまずやるべきものだと私も思います。只、その見返りというものを前提として、やはり町長が言うように、雇用の創出とか、経済効果とか色々町の活性化というものが当然その前提になると思います。そのことが、活性されないままに、ただ支援をするというのは如何かなということでもあります。今、問題になっております、ふるさと特養についても勿論この議会で頂きました資料によりますと、舟形ふるさと特養整備事業、この中身を見ますと、下の方ですね、舟形徳洲苑での実証事業に医療法人徳洲会の社会福祉法人という文言があります。これは、あれですか。ふるさと特養の設立にあたっては、徳洲苑のうち、徳洲会を中心とした社会福祉法人を立ち上げるということになるのでしょうか。

町長： 福祉施設の場合ですと、今、徳洲苑は医療法人で営業をしておりますけれども、特養の場合は、社会福祉法人になる訳です。立ち上げと言うのは、今徳洲会の中で社会福祉法人が数カ所あります。それを媒体にして建設をする。徳洲会の方には、医療法人もありますし、社会福祉法人も2、3あるやに聞いております。その一つとして、是非舟形の方でも、社会福祉法人として建設をお願いしたいと。医療法人は、老健でありますけれども、特養は法人でなければならない。新たに立ち上げるのではなくて、今ある徳洲会の社会福祉法人を主体として取り組みたいということです。

8番： 中身と言いますか、例え徳洲会が立ち上げた社会福祉法人であっても、そうなれば町内に老健施設を運営する社会福祉法人が2つあるということになると思います。そういった意味でも、町の行政の対応というものをきちんと考えていく必要がないのかなということが一つ考えられます。尚、その他にふるさと特養を実施するにあたりまして、町長は住所地特例を利用するので、舟形町の介護保険に影響はなんいんだという話でありますけれども、本当にそれで済むのかと思います。例えば、その介護保険の制度というのは東京都なり区になる訳ですから、介護認定の審査はどっちでするんだということもありますし、それから、今日の山形新聞ですけれども、このような記事がありました。「市町村格差拡大に懸念」ということですが、内容は、介護予防給付のことについてであります。これについて、厚労省は、今一元化されているサービスを市町村の事業に移すと、所謂、市町村でその内容がまちまちになるということになる訳です。そうした場合に、同じ施設に入っている人に、同じ介護度であれば、内容によってサービス内容が違ふというようなことも出てくるのではないかと。これは、まず不公平に繋がると思います。それから、入所地は住所地特例で来たとしても、例えば入所者の事情なり、或いは大きな病気をしたりして事情が変わった場合、変わった場合にですね、果たして強制的に送り返すことが出来るのかなということが心配される訳です。今、一日6人という過疎の老人が誰にも看取られずに亡くなっている。所謂、孤独死というのが社会問題になっておりますけれども、こうした大都会で進んでいる無縁社会の受け皿として、地方都市が利用されるということを考える必要はないのかなというようなことも考えられる訳です。町長は、先ほど来の答弁で、学校の跡地利用ということに触れておりますけれども、本当に空き地の活用を考えるのであれば、既存と言いますか、例えば先ほど来出ております小規模多機能型の「ほなみ」増床ということだって一つの例ではないかと思う訳です。先ほどの3番議員の質問の中に、65歳以上の高齢者、4人に1人は痴呆症の予備軍であるというようなことがありましたけれども、今、特養の待機者57名程居るとい

う実態の中で、痴呆老人と言いますか、認知症の介護が出来るのは、24時間ケア出来るのは小規模多機能型の老人施設だけだと私は思います。そんな意味で、既存している「ほなみ」のサテライトとしてそういう施設を堀内なり、長沢辺りに設置をすれば、雇用の創出というのは当然期待出来ますし、手続き上もかなり緩和されるのではないかと。割と簡単にそういうものが出来るのではないかと思う訳ですが、こういう内輪の利用、跡地の利用ということも身近に考えるべきではないかと思うのですが、どうですか。

町長： だいぶ、3つ程質問があったように思いますけれども、まず、「ほなみ」のような施設を作ること出来ます。簡単と言いますが、地域密着型というようなことで、これは舟形の町民だけが入る施設になります。これは人口は増えないと思います。それから、介護保険料は舟形町で負担をしなければならぬということ。それは置いておきまして、今進めている、都市なんですけれども、先ほど答弁の中で杉並区という言葉が出てきましたけれども、杉並区と南伊豆、静岡県の、お互いに協定を結んで建てましょうと。実は、杉並区の南伊豆町に土地を持っていると。その土地を利用して、杉並区の区民をそこに入れたいという願望が実はある訳です。これは22年からしてきたことなんですけれども、今、これが厚労省、国全体の注目を集めている。基本結びつき、杉並区と南伊豆町、協定というか、これを進めて行きたい。全く舟形と同じような立場。舟形町はもう東京都の23区を相手にして、うちの方は中々難しい訳なんですけれども、そんな中で、入所基準あります。これは今の法律では地元の人を優先しなさいとなっているんです。特養をした場合には。例えば、舟形町のえんじゅ荘に84人おられますけれども、あそこは大体6割から7割位舟形を優先して、そして後の方は町外ということになっています。ですから、そのシステムを利用して、今杉並区と。ですから、極端な事を言えば、都市の制限は駄目ですよということなんです。裏を返せば。これが、ビックボーン、所謂大きな一つの課題なんです。100名入所したいんですけれども、100名は駄目ですよという法律が今あるんです。それを打破するために、杉並区は南伊豆町と協定を結んで、半分、半分にするか、2割、8割にするかそれは協定を組んでしたいと思っておりますけれども、今、そういう手法で進んでおります。それならば良いだろうという厚労省の暗黙の、暗黙というか応用、運用の中で良いだろうと、今来たという訳です。これを理解して杉並方式で舟形もやれないかと。私の方は、22区を相手しておりますので、一つの特定の区ではありませんので、実証事業させて下さい。東京都から必ず引っ張ってきますからと。22区を実態調査しますと、かなり、八紘議員が言ったように孤独死の方がかなりいる。ケースによっては非常に辛い思いをしていると思っておりますし、区によってもこういう人は、舟形でやりたいという人もいるだろうと思っております。私が厚労省に言っているのは、都市部から地方へ来るのも介護の一つの選択肢として選んで下さいと。そのための実証事業、モデル事業を私やりますよというふうに今申し上げている訳です。そんなことです。

8番： 今、町長が言うことは十分に分かります。そういうことも当然必要なんですけれども、今、現に待機者と言いますか、町内なり近隣にもそういう待機者というのが居る訳です。ましてや、増えるであろう認知症の介護対策をどうするかというのが迫られている訳であります。そのことも、一つ今後の福祉行政としては忘れてはならないのではないかと。さっき伝えたので、是非その辺のことを考えて頂きたいと思っております。

それから通告書にもありましたけれども、新規の事業所の開拓も当然必要でありますけれども、今ある事業所、施設の健全、顕揚を支援していく観点から、町長はどのように考えているのかなということでもあります。先程の答弁ですと、例えばこの舟和会についても今まで充分過ぎる程支援はしてきたよと、今後は独自にやりなさいというふうなニュアンスにも聞こえるんですけれども、町長、本当にそういうふう考えているのでしょうか。

町長： 舟和会については、先ほど答弁した通りでありますけれども、今まで正直に言って舟和会さんには、これまで町の支援金が12億円位やっているだろうということです。これは公設民営ということでやってきた訳なんですけれども、私もあそこに4年程勤務しましたけれども、正直に言って経営基準は私は盤石だと思います。そういうふうな面から、今の経営力というものを十分に発揮しながら、地域に貢献して欲しいということも一つのまちづくりの還元ではないかなというふうにも思う訳です。色々、光生園施設、障害支援施設でありますけれども、他市町村の場合なども、やはりこの町の補助金というものは案外少ないようであります。お隣の最上町の紅梅荘、あそこに増築、新築しましたけれども、これをみても法人の自助の上でやっているというようなことも、お話があったようです。只、うちの場合は、社会福祉法人に対

する補助金の条例はある。只、それを補完する施行規則がないんです。ですから、どういう形で財源を補助金をするというルールがないんです。確かに、光生園に対する補助金も全額やります。光生園の建設届は全部舟形町でやっています。えんじゅ荘増築の時もやりますけれども、その辺のルールですよ。例えば、土地を無償譲渡するとかいうルール、或いは財源に対して不足する分については、こういう不足分に対しての補助金の質のありかたというようなものを、やはりやって行かないと中々難しいのかなというふうなことで、先ほど答弁した次第であります。

8番： 福祉の推進ということを考えた場合には、やはり行政と社会福祉法人というのは表裏一体の関係にあるのかなと思うんです。そんな中で、今町長の方から光生園というようなことがありましたけれども、この移転改築についても、今までの経過報告を見ましても、その都度、町と協議し、町長と面談をしながら報告をして、色んな方面からの支援をお願いしながら、ここまで来たのかなというふうに感じております。厚生労働省が規定する社会福祉法人というのは、法的規制の中でも、公金支出規制を回避して、助成を受けられる特別な法人として創設しているとあります。そんな中で、先ほども言ったように、福祉の分身という面から、やはり切り離せない関係であるというのであれば、ましてやそこに入所している105名の人達は舟形町民ですよ。そういう意味から言っても、もう少し積極性があっても良いのではないかと私は思います。町長が断ったと聞いているんですけれども、この法令外負担金の物質支援、これは各近隣町村にもお願いをしていく訳ですから、これ位はやはり出すべきではないかと思うのですが、その辺の町長の考えをもう一度伺いたいと思います。

町長： 各市町村からの補助金を仰ぐという基本的な要素は、舟形町で補助金を出した場合に限る訳です。舟形町で補助金を出した場合は、1.5倍でしたかな、の云々というものがありますので、従いまして、先ほど言った通りに舟形町が補助金を出すにしてもルールというものが無い限りは、中々出せないのではないかと。今まで、確かにえんじゅ荘の増築、新築の場合でも出して来ましたが、そういうルールというものもやはり確保していかないと。八鍬議員が言わんとしていることはよく理解しています。私の方で、じゃあ補助金をやりますよというふうになりますと、安心と言いますか、もう少し努力をしてもらおうという意味合いも含めながら、私はこれまで理事長なり、或いは施設長に申し上げてきたつもりであります。私の方で幾ら、幾らやるというふうなことは幾ら出来ないというふうなもの、ルールというふうなものを加味しながら、これからも検討しなければならぬものなのかなと思います。

8番： 以前に、行政の透明性ということで、入札問題で一般質問したことがございます。これまでは、この舟和会が行う工事入札、或いは職員の採用試験までも町が代行して行ってきたという経緯がある訳です。そうした中で、なぜ町長の態度が変わったのかなと疑問に思う点がある訳ですけれども、もう少し積極性があっても私は然るべきではないかと思えます。その辺、ちょっと如何ですか。

町長： 基本的にも町で多くの負担ということは、まず優先ではなくて、まず自分達の自努力というふうなものを最優先にしながらも、その後の町の支援というふうな道筋が一番良いのかなと思います。

議長： 以上を以って、8番八鍬太君の一般質問を終結致します。続きまして、1番佐藤勇君。

1番： 通告文に従いまして、質問させていただきます。まず一番目として、「人口現象対策を町民と共に」。舟形町の人口は、今年5月に6,000人を割り今後も少子化、過疎化が進み人口減少は、続くものと思われま。舟形町総合発展計画では、2019年の人口目標を6,000人としています。この目標に向け、今後、定住促進対策、高齢者対策、計画的な町づくりの考えを伺います。

2番目として「河床堤防整備で水害対策」。光生園の移転計画で向屋地区に造成が進められていますが、移転先の候補地の協議は町も入ってされたのですか。異常気象で災害が続いています。向屋地区は水害の予測もされる所であり、小国川の河床、堤防の整備をしていくべきと思いますが、町の考えを伺います。

町長： 1番佐藤議員のご質問にお答え致します。

舟形町総合発展計画いわゆる第6次基本構想では、10年後の人口目標を6,000人と定め、そのための少子化対策や定住促進対策を展開することとしております。基本構想にも記載していますが、色んな施策を勘案したうえで国立社会保障・人口問題研究所の推計では、10年後の舟形町の人口推計は、5,400人としております。従って、人口問題研究所の推計以上の施策や町民の方々のまちづくりが必要となっているということになります。しかし、この間、民主党政権下での株価下落、東日本大震災による影響、円高不況、米価の低迷、ウツシカワを含む新庄最上管内の企業の撤退などにより雇用情勢が悪化し、人口減少が続い

ている状況にあり、現状は厳しい状況にあります。

このような環境の中で、町では、基本構想及び実施計画の実現に向けて取り組むことが大事であると考えております。4つの柱の1つ目として、安心して暮らせるまちづくりを掲げております。ここでは、若者が定住するまちづくりとして、集合住宅や戸建て住宅の整備および子育て時期の家賃の減額、舟小跡地における若者持ち家の推進による定住策の実施、他市町村からの移住の推進や住宅リフォーム補助による若者を含む居住環境の整備、環境に優しいまちづくりとも重複しますが、太陽光発電や木質バイオマス、ペレットの推進による環境に優しい住宅の整備などを新たな施策として実施して参りました。緊急雇用対策も積極的に取り組んで多くの方を雇用し、補助金が切れても住民サービスのため必要な個所には、町単独で継続して雇用しております。

安心安全なまちづくりでは地域おこし協力隊が1回、町が1回高齢者世帯の雪下ろしボランティアを全国に呼び掛け、県内では2番目の取組みとして実施して参りました。高齢者を地域で支える除雪機の導入やどうやって地域で支えれば良いのかの話し合いも始めました。防災対策としては、各公民館に発電機や投光器も整備し、避難所対策も実施して参りました。

2番目の柱である産業の振興と地域が活性化するまちづくりの農林水産業の振興とブランド化では、ネギやニラの推進に力を注いで参りました。おかひじきや行者ニンニクも始めました。鮎釣りのメッカとして、釣り人口を増やし交流人口を増加させるため、今年、鮎釣り教室も初めました。これら町が播いた種が少しずつ育ってくれることを期待しております。交流人口拡大とグリーンツーリズムでは、ブナの実21や若あゆ交流塾の教育旅行や東麻布商店街、富里市の根木名学区連合会などの受け入れ、地域おこし協力隊の里山合宿や農作業体験などを継続、新たな取組みとして今実施しております。

3本目の柱の子育て・健康・教育の充実したまちづくりでは、子育て支援として、中学生までの医療費の無料化、ヒブワクチンや子宮頸がんワクチンの無料接種、風疹ワクチンの補助など、保険・医療支援を実施しております。

4本目の柱の互助・共有・自立による協働のまちづくりでは、長沢小学校利用団体としてNPO法人の設立、女性や若者が参画しやすいまちづくりとしては、若者から老若男女まで参画する縄文火祭も始めて頂きました。この基本構想や実施計画の検証を行い、今何が必要かをきちんと分析し、取り組んで参りたいと考えております。

また、今回の遺跡地整備にあたり、国から求められているものの、住民満足度調査の導入を図っておりますが、これらの手法も学んで政策課題の解消に向けて取り組んで参りたいと考えております。ただ、町が政策として、予算を割いて色んなことを実施するには限界もあります。舟形町の人口が6,000人に戻るよう、町民の方々からもご協力頂かなければ達成出来ないと思います。一人ひとりが舟形町を住みよい町、魅力ある町であると感じるために、一人ひとりが努力して、そう感じるようにしていかなければならないものであると思います。町民一人ひとりに活力があり、活気があれば、他市町村の方々と一緒に暮らしてみたくなると思います。一人ひとりがそういう気持ちになるように、農協は農協としての仕事をし、農家は農家として一流の物を作り、飲食業の方は誰にでも自慢出来る美味しくて安い物を提供できるようにすることが大事であると思います。そのための支援を町は考えていきたいと思っております。

また、舟形町に視察に来た時は、舟形町に泊まってもらうとか食事をしてもらうとか条件にすることによって、地場産品の消費拡大や地域経済の活性化のために寄与できるのではないかと考えており、各課に指示徹底をして参りたいと考えております。小さなことから、出来るところから、気づいたところから実施して参りたいと考えております。舟形町を美味しい料理の里に、元気高齢者のモデルに、都会からの特養整備のモデルに、何でも良いので色んなモデルになって視察人口が増えるようにも努力して参りたいと考えております。

また、今回、もてもてナインティナインのお見合い大作戦が本町に決まりました。20人の勇気あるの方々から出演を頂きました。何回も説得した方もおりますが、最終的には立ち上がって頂きました。折角20人の方々から頂いた機会ですので、舟形町を全国にPR出来るよう、町民が舟形町に誇りを持てるよう町民の皆さんと一緒にこのイベント、大事業を成功させたいと思っておりますので、ご協力を頂きたいと思っております。

最後に、10月19日土曜日に体験学習館で「いろどり」の映画が上映されます。一人の農協職員が一生懸

命になって取り組んで、葉っぱビジネスを成功させていく映画です。議員各位からもご覧頂いて、こういう青年を町内から発掘して頂けるようご協力のほどお願い致します。

次に光生園移転先地への町と舟和会との候補地協議の有無についてのご質問にお答えします。

舟和会では光生園改修移転事業のため改修事業に係る諸般の情報の収集や状況を分析するため、昨年4月27日に光生園施設整備委員会を組織しました。この委員には舟和会からの要請があり、町から当時の健康福祉課長、産業振興課長を派遣しました。建設整備委員会は、理事会において選定した5地区（舟形小隣接地、向屋、えんじゅ荘隣接地、木友地区、新庄市関屋）を移転先地として適否を検討していくものとし、現地調査などを行い、その結果、5月25日の理事会・評議委員会において、舟形小隣接地とえんじゅ荘隣接地の2候補地を選定することを決定し、6月11日、井上理事長、伊藤整備委員長等で来庁、舟和会要望書という形で私宛、提出がありました。

ただ、町として舟形小隣接地につきましては、今後のまちづくりを行っていく上で重要なエリアであることを話して、再考をお願いしたところです。この経過につきましては、24年6月20日の町議会全員協議会においてご報告させて頂きました。昨年7月5日、舟和会理事会・評議委員会において、現地の向屋地区と沖の原地区の2地区を選定し、7月9日町長室において協議した結果、心配される水害の可能性も極めて低いこと、地域づくりの観点から舟形第4、紫山町内会との交流が考えられること、駅からの距離も近く家族会、利用者からの同意も得やすいことから向屋地区を決定したと伺っております。

次に「河床・堤防整備で水害対策」の質問にお答え致します。最上小国川は、鮎をはじめとする漁族の宝庫であり、シーズンに入ると鮎釣り大会や、県内外の太公望達で賑わいを見せております。小国川漁業協同組合も、平成25年度には3,400kgの稚鮎を放流しており、天然遡上の鮎もいることから、県内はもとより全国的にも有数の河川として知られています。

最近の気象状況は地球温暖化による局地的な豪雨や、台風による被害が全国的に起こり、その被害も甚大になってきています。今回、光生園が建設される向屋地区は、最上小国川に舟形川が合流する箇所であります。舟形川が整備されて以来この地区が河川の増水により浸水したという事はありません。しかし、最近気象庁が言われる「経験したことのない様な豪雨」がきた場合などの異常気象時は未知数であります。

山形県河川課においては、以前に局部改良事業で堤防整備計画がされたものの、実現しないで白紙になった経過があり、現在は何も計画はされていない状況です。最近の異常気象は何が起こるか分からない状況にあります。この最上小国川においても、河床に砂利が溜まれば、河川の増水に対応できるよう撤去して頂くように、また、堤防の計画も現在ないことから、豪雨等による浸水被害を防ぐための堤防の整備、更に、舟形川の河床浚渫の除去も合わせて県に要望して参りたいと思います。

1番： 総合発展計画では6,000人に人口を戻して行きたいという計画で数字が載っている訳です。また、答弁書の中には人口問題研究所の推計では10年後に5,400人とされております。今現在昨年度から同時期にかけて舟形町の人口は100名以上を超えて120名程の減になっている形の中で推移しております。ここ数年間100名前後で減っている訳ですけれども、この状況で行くと介護のピーク時が平成30年以降35年頃になると言われている中で、それまで人口が今のところ減り続けるような状況が推測される訳ですけれども、私自身5,000人を切る状況になるような推移ではないかと思われましても、町長自身は如何でしょうか。

町長： 最近の10年間の舟形町の動き、これを散見しますと25年のデータはありませんけれども、これは毎年12月31日現在の暦年の人口推計であります。これを見てみますと、やはり出生というのがだんだん少なくなっている。逆に死亡、死亡の方が多くなっていると、自然動態、出生と死亡の増減というものがここ最近70名から80名の推移。それから社会動態、転入、転出であります。これも年度によって浮き沈みがありますけれども、注目すべき点は24年度151名転入しております。これは、今まで最高であります。原因は今調べております。反対に転出であります。転出もバラツキがありますけれども、実は24年度は転入151名、転出151名なんです。プラスマイナスゼロ。これ、初めてなんです。なぜこの転入が多くなったのか原因を突き止めております。要は、私の感触というようなものでありますけれども、やはりこの今6,000人だとすれば、合併した当時は12,000人です。ですから、年に直すと100人ずつ減っているというふうになります。これを100人を何とか切るような、切るようなものにして人口を維持するような施策というものが必要なのかなと思います。当面、27年10月1日の国勢調査です。22年から5年間ありますから、私が目標としているのはここなんです。ですから、人口増ということが先ほど八鍬議員さんからも言いま

したけれども、これは知事にも申し上げた経緯がありますけれども、幾ら子育て支援をしても町外から連れてこないと人口が増えないと。勿論、この出生の自然動態も必要であります。これは今「子育てするなら舟形町」というふうな面に取り組んでおります。これさえもまだまだ不十分だろうと。保育料の問題もあるし、そういうふうな面で、後もう一つは、ナインティナインの結婚ですね、結婚もそういうふうな意味で、人口増を図るといふ意味の有効な施策だろうなということ、なるべくこの6,000人に近いような27年10月1日までに色んな施策をして5年間を維持出来るような施策作りをしていかなければならないと思っております。

1番： 今計画されております、町長が言われましたお見合い大作戦、本番に向けて着実に打ち合わせとビデオレター等が作成されながら進んでいる訳ですがけれども、勇気ある20名の方を是非応援して、一人でも多く町外の方が舟形町に来られることを希望しているものであります。

それと同時に今回これはあくまでもテレビ局出演の形の流れでなっていく訳です。これも舟形バージョンという形の中で先程来答弁にありますように、舟形町に来て頂く、舟形町の料理を食べて頂く、泊まって頂くという形の中で、今回はテレビ局の流れでやっている訳ですがけれども、舟形バージョンとして舟形により多くの女性方から遊びに来てもらって、宿泊施設は数少ない訳ですので、町にグリーンツーリズムという横文字を使わないにしても、五橋中学生を民泊させて頂いている方々がおる訳です。そのような方々、要するに民泊をしてもらって、舟形町の縄文を探索したり、猿羽根山を探索したり、川遊びをしたりという形の遊びをしながら舟形町に触れてもらって、なおかつ舟形町の情報を仕入れてもらって、舟形町の良さを感じて頂いて帰って頂くという形のツアーでも組んで行けたらなあ。施設をいきなり建てるのも大変なことです。そういうハードの面をソフトの面に置き換えて、堅苦しいグリーンツーリズムという形ではなくて、柔らかい受け入れやすい形の情報提供をして来て頂くという形も考えていければ、今回のような形の中で特段お見合いという形でなくても、つながっていくような形を作っていければ幸いかなと思っております。

その中でやはり安心安全なまちづくりの形の中で、謳い続けている中で、今現在このような人口の推移がどうしても減少が止まらないというのを見ますと、主要産業であります農業の現場を見ましても、農業人口がかなりここ何年かで変則的に減少しております。町報でお知らせのとおり「人・農地プラン、やら今」と町の中で広報している訳です。今回補正も組まれまして、今現在7名の方が就農希望があるという形ですがけれども、農業振興課長にお伺いしたいという形で答えて頂ければと思いますけれども、今現在こういう人口増、人口減少に歯止めをかけるためにも、農業振興の施策としてどういうことを検討されているのか、お伺いしたいと思います。

町長： 後段は有路課長の方から一つ答弁お願いしたいと思います。

産業振興課長： 私の方からお答えします。

舟形町の農業につきましては皆さんご存じのとおり、稲作中心型の農業形態になっております。その中でどのように農業取得を向上していくかというものの基本的な方針の大きな一つに稲作プラス畑作と、園芸というものを推進していかなければ舟形町の農業を元気にはなっていない、元気にしていきたい、そういうことで元気にしていきたいということで取り組んでおります。

具体的には舟形町の主要作物が多々あるんですが、その中でも中にネギ、ニラ、昨年度の販売価格につきましては7千万円台の販売価格を有しております。これを今年度或いはこれから1億円台に是非伸ばしていきたいという一つの考えがございます。そのためにもいろんな支援策を講じて今取り組んでいるところなんです、今年度につきましてはさらに営農指導体制を強化して取り組んでいるところでございます。

それから農地を守ることがある訳なんです、それにつきましても一つのポイントとしましては農業後継者が少なくなってきたら、今佐藤議員が話したとおりに就農者の確保というものも非常に大きなポイントではないかなと。そういう意味で昨年度は人・農地プランの取組はなかったんですが、今年度は7名の方が希望しているということがありまして、そういう面ではちょっと明るい数字ではないかと思っております。そんなことで町単或いは国・県のいろんな施策等を取り入れながら農業の振興策に取り組んでいるところでございます。

1番： 是非農業振興に邁進して頂ければと思います。

それと同時に、先程来2番議員の方からも質問の内容にありました「地域支え合い、除排雪活動支援モ

デル事業」要は雪を克雪しようという形の中で協力体制でがんばっていかうという形です。昨今の大雪が3年連続続いております。町の総合発展計画、実施計画の中でも22年度から7年度の26年間計画の中で、除雪事業は7千万円ずつ計上している計画の中で、年度は1億5千万円と倍以上使われております。このような流れの中で雪というものは、やはり除雪するけれども路肩に溜まる、それを寄せなければならない。同じ雪に二度三度も金をかけなければならないという状況が今の現状であります。ドーザで掃けば雪は道路の脇に置かれる。ロータリで綺麗になれば雪の山になる。そういう中で、今農業振興を進める中で、どうしても進めなければならないのは基盤整備事業を特に推進していくような形を取っていかなければならないというのが大前提でないと舟形町の農業の底上げはできていけないと思います。それと同時に、農業用水利用、利活用をどう活かして前回の一般質問でも頂きましたけれども、やはり流雪溝を全町に巡らせるような計画、総合発展計画、実施計画の中でも27年度に5千万円おかれてあります。もう今25年度です。今後後半の5年間の計画に向けて27年をだぶらせて29年度まで、32年度までですか。後半の5年間を予算算定している状況になるのかと思いますけれども、是非是非予算算定する中では5千万円と言わず、しっかりとした計算の中で、それこそモデルでもひっばってくれば幸いだと思います。流雪溝を整備しながら農業用水をともに使って利用拡大していけるような、住みやすい安全安心なまちづくりを是非やって頂きたいと思いますので、町長いかがでしょうか。

町長： 二度あることは三度ある。三度あることは四度あると言います。ですから今年の冬も大雪豪雪の間違いないだろうと思います。これは先程の3番議員の一番最後の気象関係でありますけれども、今まで経験したことの無いような対応をこれからしなければならぬ、こういうことなんです。ですから、今年の雪も間違いないという語弊がありますけれども、まず大雪豪雪という覚悟で見なければならぬし、ある専門家は今回の経験したことの無いような災害というものには30年に1回という方もおります。これは地球温暖化の影響だろうというふうに。そういう面であろうとすれば国も応分の雪に対する支援ということも考えてもいいのではないかとこのように思います。今国の概算要求99兆2500億円ですか、この中で国交省関係も約16%ぐらい伸びておりますので、私もそういう面で期待をしてみたいと思います。舟形町の計画は今の計画は27年度で終わりますので、27年度以降の第2期の計画に流雪溝の問題も答弁したとおり、第2期の中で考えてみたいと思いますし、国の考え方、国の予算の付け方というものも、念頭に置きながら進めてまいらなければならない大きな事業であると思います。

1番： 話を整えまして営農推進、安全安心なまちづくりのための克雪計画、並びに社会保障、総合的なものをひっくるめてやはり地域住民ともに人口減少を考えようという形の中で、やはり農業振興並びにそういう計画を集落的な集落ビジョンを立ち上げ、住民が何をどうすればどうなっていくかということをしつかり考えられるような集落ビジョンを策定できるような推進をしていき、十年後のまちづくりには是非生かせるような指導体制をとって頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

続きまして次の質問に入らせて頂きますけれども、障害者施設光生園の移転計画についても回答して頂きました。向屋地区に整備計画されておる訳ですけれども、平成24年度第3回舟和会の評議委員会議の議案の11号議案の中にこういう文章が書いてあります。「平成24年7月5日の評議委員会では第1候補地の沖の原地区、第2候補地の向屋地区を選定した。7月12日、舟形町と候補地の協議をしたところ、第1候補地の沖の原地区は、同じ地区にえんじゅ荘があるので避けて欲しいとの要望があったため、第2候補地である向屋地区を選定した」と記載がされている議案があります。これについて町長の考えをお聞かせ願います。

町長： 今の評議委員会の会議の内容でありますけれども、確かに沖の原地区という候補地もあります。これは私は困ると申し上げました。困るということは、えんじゅ荘もある訳ですので、対外的に地域とのお祭りもあります。或いは交流もあります。沖の原だけがえんじゅ荘、光生園というのはいかかなものかという趣旨の中で私申し上げたつもりです。そんな面で第2候補地の向屋だとすれば、紫山なり或いは舟形第4地域との交流も充分は図れるだろうという起点から申し上げたところであります。

1番： いろんな形の中で向屋地区も古い年齢と言っては失礼ですけれども、お年を召した方からお聞きしますと、洪水にあつて堤防が決壊、堤防というものがあつたか無いかは定かでは無いんですけれども、今八畝建設さんがある所に壺石のようなものがある訳です。お向かいさんの家の所にもありますけれども、あそこら辺にある大きな石のようなもの、岩のようなものが当初は大水が出て、渡れないときは船を結ん

だ石なんだということを聞いたことがあります。やはり未曾有の大水害、要するに想定外、予算も想定外の予算をしっかりと組み、しかしながら災害も想定外の災害が来ることも察知しなければなりません。是非是非そういうことも考慮して、やっていかなければならないし、やって頂きたいと思いますので、ここに移したからどうのということではないです。今の技術から言えば水害対策等もしっかりしながら工事等をして、事前に対策を整える訳ですけれども、しかしながら今現在河川の底が土砂が溜まりすぎて、ましてや柳大木が立ち並んでいて、どうしようもない状態で低い所を巡って巡って水が流れている状態があります。洪水になるたびに浸食が進み、どんどんと川の流況が変化している状況であります。安全な河川、綺麗な河川、土曜日日曜日にも鮎祭りがある訳ですけれども、鮎祭りの会場からは柳林の川しか見えません。ご来場の方から毎年のように「小国川の川って綺麗じゃないね」と言われます。それは私だけじゃないと思います。そういう状況の中で漁協さんには過大な助成金等々を出資している訳ですけれども、そこら辺の協議の中で漁協の言いなりになって河川に重機を入れられなくてどうしようもないんだという話をお聞きしていますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

議長： 5分前です。

町長： 河川に対する対応というもの、向屋地区の場合ですと、特に思うのは私も若い頃は、あそこだいぶ冠水した経過も再三見ております。ただ舟形川が3面張り工法になってからはああいう冠水はないというふうに。ただ今は舟形川の状況、浚渫です、泥が非常に溜まっているということです。この件については実は昨年に吉村県知事の方にあの箇所ではありませんけれども、山形県の全体の中で要望したことがあります。そしたら堀内の方は全部やってくれた経過があります。今回光生園が建つ訳でありますので、一つ9月22日でしたか、最上総合支庁との意見交換がありますので、その時にはその浚渫をやりたいと要望するつもりです。なお一般的な河川の関係ですけれども、漁協さんともしっかりと話をしながら安全安心のための理解を得るように、今矢野課長の方でも協議しているだろうと思いますので、その辺矢野課長の方からお願いします。

地域整備課長： 県の河川課と話をしながら河床に溜まった土砂の排除、それから流木等の伐採についても全面的に排除できるという形にはいかないと思うんですけれども、できるだけ溜まった箇所の堆積した土砂等の排除と伐採という形で県にお願いしていきたいと思います。

1番： 小国川漁協さんは舟形町を中心とした形の中で活動されておりますけれども、前々にも予算委員会の中でも質疑等が多分にされている訳なので、最上地区よりもはるかに舟形町行政の方で助成金を出費しているのが多いはずで。そういう中で漁協の言いなりになっているような形に私には感じられます。これは私だけじゃないと思います。しかしながら、言葉に出せないのが現状だと思います。しっかりとした形の中で、今整備課長が言われたように一気にできなくても、長年に亘り計画的に土砂等を排出して耕してやれば再利用できるような形で使っている訳です。そういう形の中で、使えるような形を是非して行くべきであると思います。今回は十年に1回の県の河川の、この前の質問にもありましたけれども、漁業権免許書き換えの年であります。小国川漁協さんが県と契約する形の中です。この契約書の中に今年改めて県の広報として出ているものですが、その中の1文として追加された条件の文章があります。これは「公益上、必要な行為について充分配慮しなければならない」今まではなかった文章がここに記載されております。要するに公益性ということは災害等生じるように土砂が堆積しているのであれば、漁協の言いなりで重機を入れるなどというものではなくて、協議した上でしっかりと計画を持って河川の整備をやっていくべきであると思います。そういった形の中で今後漁協に舟形町の顔である鮎を管理してもらおうとともに、河川整備を協力を仰いでやって頂きたいと思います。一つよろしくお願いします。

議長： 答弁よろしいですか。終わって良いですか。

以上を持って1番佐藤勇君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了致しました。本日はこれで散会致します。(15:01)

明日は午前10時より再開します。10時15分前まで集合下さい。

なお来る9月7日、8日に開催されます舟形町最大のイベントである若鮎まつりを盛り上げるために、明日Tシャツ議会を開催しますので、ご協力の程をお願い申し上げます。どうもご苦労様でした。

平成25年9月6日（金）
平成25年第3回定例会第2日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： それではおはようございます。本日の議会に先立ちまして若あゆまつりのTシャツ議会の写真を撮りたいと思いますので、若干ご協力をお願いしたいと思います。最初まず皆さん方後ろの方で写真を撮りたいと思います。全員起立して頂いて国旗の方に挨拶をする所で写真を撮った方がいいんじゃないかと思っておりますのでご協力お願い致します。山新さんいいですか。それで。そういう形でいいですか。後ろの方向いて礼をしている所でいいですか。礼。いいですか。もう一回。大丈夫ですか。こっち側からとか。はい、ご協力ありがとうございます。

只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から定例会2日目の会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 報告第3号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題と致します。

総務課長： おはようございます。それでは議案書の23頁をお開き下さい。

報告第3号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査の結果、その意見は別紙のとおりであります。平成25年9月5日提出 舟形町長。

監査委員の審査結果が次頁、24頁、25頁に添付されておりますので、後で確認の方よろしくお願ひしたいと思います。

初めに健全化判断比率でありますけれども、実質赤字比率と連結決算赤字比率は一般会計及び特別会計においていずれの会計とも黒字決算でありますので、比率が発生しておりません。

次に実質公債比率でありますけれども、13.4になっております。昨年平成23年度の比率が14.0でありましたので0.6ポイント改善しております。その主な改善の理由と致しまして、一般会計の公債費の減、それから最上広域の負担額の減などとなっております。それから、将来負担比率ですけれども、84.3となっております。昨年平成23年度の比率が92.6でありましたので、8.3ポイント改善されております。その主な改善理由と致しまして、公営企業への負担額の減、それから一般会計の起債額の減、それから最上広域及びえんじゅ荘への負担額の減などとなっております。

それから、下段のカッコ内の数値でありますけれども、早期健全化基準の数値でありまして、カッコ内の基準数値を超えますと財政健全化に関する計画を策定しなければならないとなっております。

2番の資金不足につきましては、特別会計の簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業のいずれの会計も黒字決算でありますので、比率が発生しておりません。以上平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。

3番： 1点ご質問させていただきます。只今説明ございました実質公債比率13.4ポイントということで昨年度より0.6ポイント改善という説明でございましたが、ここに載っておりますこちらの決算資料の中に公債比負担比率の欄がございまして、只今説明ございました実質公債比率が0.6ポイント改善されているのに、公債費負担比率0.9ポイント悪化と言いますか、数字が増加になっていきますがこの要因と言いますか、この辺り教えて頂きたいと思っております。

総務課長： この実質公債比率につきましては、該当年度含めまして3ヶ年の平均の数値になっておりますので、今回24年度の数値につきましては22年度、23年度、24年度の平均になっておりますので、そこをご理解して頂きたいと思っております。

2番： 健全化判断比率の中で実質公債比率にしても、将来負担比率にしても改善しているという感じは受けますけれども、これが改善する事によって、その単年度における事業規模が縮小するという事も考えられる訳であります。そういった中で、数字的に見れば改善しているという感じは受けますけれども、この数字の中で単年度における事業等への影響、そしてまた今後この将来負担比率にしても、実質公債比率にしても減らしていく考えなのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

総務課長： 先程もご説明致しましたけども、新しく平成19年度に法律の方で財政の健全化に関する法律が設定された訳でありますけども、ご存知の通り北海道の夕張市におきまして、財政が破綻したというのが引き金になっていると思いますし、特に町の方でも特別会計とか、また大きい出納におきましては色々事業、外郭団体等含めて一般会計から支出している金額が結構多い訳ですけども、そういったものがなかなか見えない点もあったのかなと思いますけども、そういった意味で町の財政を総合的に健全化を判断するためにこういった法律も出ておりますので、あくまでも町の財政の考え方と致しましては、カッコ内に健全化数値の基準数値がございますので、当然これをずっと下回れば下回る程よろしい訳でありますけども、今奥山議員さんから言われましたように事業等行わなければこの数字がどんどんどんどん小さくなる訳でありますけども、そういった事もできませんので当然住民のいろんな要望、ニーズ等もございますので、その辺りはそういった基準の数値内で必要な事業については、これからも行っていかなければならないと思いますし、町の公債費の方につきましても年々少しずつ削減なっておりますので、また毎年発行しております、特に起債の発行等についてもある程度制限しておりますので、財政が悪化しないように、あくまでも健全財政を維持できるようにということを意識しながら町民の皆さんの要望等も受け入れながら、その辺りのバランスを考えながら財政を運営していきたいと考えております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから報告第3号を採決します。報告第3号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって報告第3号は原案の通り可決されました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第52号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第3号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては頁款項目を名言されできるだけ簡潔にお願いを致します。最初に歳入について質疑を許可致します。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって歳入についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を許可致します。

7番： 22頁の総務費農業委員会委員選挙費補正額390万7,000円となっておりますけども、この農業委員会の選挙費は当初予算でも取ったのではないのかと思いますけども、どうしてこうなったのか、その理由をお聞きします。

総務課長： 今の叶内議員さんの方からご指摘ありましたように、当初予算につきましては国政関係等の選挙費は計上していたのですが、農業委員会が3月にあるというのは担当の方でちょっと意識はしておりましたけども、予算計上するのを今回当初でできなかったものですから、今ご指摘ありましたように今回9月の補正予算で農業委員会の選挙に関する経費を計上させて頂きました。どうも申し訳ありませんでした。

7番： 当初予算で本来ならば分かるものは当初予算でしっかり年間の予算計画、歳入歳出計画の中で取るべきものが本筋ではないかと私は思っております。そんな関係でいろんな形で最初当初予算で取るのは楽ではないから補正だと取りやすいから補正でやろうという流れというか、課長とそのいろんな課の関係がありますけども、そんな感じがしておりますけども、その辺当初予算で取るべきは当初で取ると。そうして当初で足りないものは補正で取り、また突発的な事故が起きた場合は補正で対処しようという形にするのが、メリハリの付く当初予算の立て方、またそしてこれからの行財政の運営の仕方だと思いますけども、その辺見解をお願いします。

総務課長： 今の叶内議員さんから言われた通りでありまして、以後財政の方でも気をつけて対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

4番： それでは28、29頁、民生費児童福祉費の保育所設置事業で臨時雇用の保育士を雇ったようですが、この年度途中での人員の増強というのはどういう理由があったのかという質問を致します。

教育次長： 臨時職員の年度途中というのは、今保育所では6ヶ月以上のお子さんを保育できるようになっています。当初の段階で11月位に当初予算を要求する際に、新年度の入所児童の大体把握をする訳ですけれども、年度途中6ヶ月を過ぎてのお子さんを保育所に預けたいという方が年度途中に出てきます。その対応について、やはり制定基準を下回らないように保育体制を整えるという意味で、保育士の採用を臨時職員に頼っているということで、今回計上をさせて頂いております。

4番： それは理解しましたが、何人位そうしますと年度途中に入所に至って、子供が増える事はいい事だと思うんですけども、そして一人の雇用を増やさないと駄目になったと理解する訳ですが、何人位入所者が増えたということになったのでしょうか。

教育次長： 今現在で3名程増えておまして、1名増えております。6ヶ月経過後にこれから入所をお願いをしたいという希望が確か4名程おります。今回17名の当初での保育士ですけれども、今回3名分増やしてその分のさらに割り増し員も含めまして計上させて頂いております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、第1款議会費から第5款労働費についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第6款農林水産費から第13款予備費についての質疑を行います。質疑ありませんか。

6番： 33頁の若あゆ温泉等の管理費の中で修繕料276万円、伐採委託料100万円となっておりますけれども、この内容をお聞き致します。

産業振興課長： お答え致します。最初、若あゆ温泉の修繕料の件ですが、内容的に2件ありまして一つが除雪する際のドーザ保有しているのですが、その修理が必要になったということで修理料が176万円ということで計上させて頂いております。それから、あゆっこ村の遊具ですが、一部破損してということでありまして、その修繕料を100万円計上させて頂いております。

それから、伐採委託料ですがあゆっこ村内にありますコテージの中の樹木があるのですが、その中のナラ枯れ等で倒木が心配され、非常に危険な状況にあるということで、その伐採整理費用の計上をさせて頂いております。

6番： ナラ枯れも大変すごく私も見て、前も質問しましたけども、今回でようやく伐採するということで、事故も無く良かったなと思っております。早急をお願いしたいと思っております。それでですけども、果樹園ありますね。果樹園の今年の雪で枝折れしているのが大半多く、枝折れしている所伐採している訳ですね。そうして、根元から五葉が出ている位で、今後どのような管理していくのか、それとこの度20周年13日にある訳ですが、300万人達成ということもありますけども、今後温泉に対してのリニューアル、リフォーム、この設備ですね。今の所考えているかいらないか、その所お聞き致します。

産業振興課長： まず、1点目の果樹園の事ですが、見ても分かる通り3年続きの豪雪で果樹が相当傷んでおります。それでほとんど一部を除いては収穫できない所の状況まで来ております。温泉の方とも相談しまして、あそこの果樹につきましては一度整理しよう。そして、別の形で公園整備を図っていこうということで検討しております。最初、当初こぶしの木で、こぶしの農道ということで手前にあるのですが、その道路沿いにそれを植えようと計画もしていたのですが、また内容的には何植えるにしても秋植えということになるのですが、その辺の所の利用状況をまた取締役会とも協議して、今の形ではなく別の形で整理して、整備していこうということで話し合いをしております。

それから、今お話ありました温泉、今月の13日に議員の皆様方にもご案内しているのですが、開湯20周年式典ということで計画させて頂いております。さらには、今月中には300万人、開湯以来300万人達成見込みではないかということで予想されている訳ですが、今後の若あゆ温泉のリフォームについてということでの質問ですが、取締役会ではいろんな計画案を出されております。例えば、宿泊施設も伴うような所と要望的な話もなされています。中長期的な計画という観点からも考えていかなければならないのですが、やはり経営とか、財政的な面も考慮して当面は、今卓球台とか置いているスペースがあるのですが、ロビーから入ってすぐ右側の部屋ですが、そこにミニシアターを、そんなに経費かからないので、そしてお客様も喜ぶのではないかとということで、その仕切りましてミニシアター設備をしよう。そして、若干椅子10数個程置いて、年中映画上映しているスカパーあるのですが、それも月何千円という小さい経費で

できるものですから、温泉内にいつでも映画を観れるような空間を一つ設けようと。できれば今月中にしたいなという考えでもおります。以上です。

1番： 31頁をお願いします。31頁6款4項創意工夫プロジェクト支援事業の中で、山形県大豆・そば産地育成モデル事業マイナス830万円とありますけれども、この内容をお聞かせ願います。

産業振興課長： そば・大豆産地育成モデル事業ということで、当初830万円の予算を計上させて貰っております。これは計画としまして、これまで各地区に整備を進めて来ているのですが、今年度は富田地区にそば刈り組合を設立して、地域の農業活性化にも貢献していきたいということで、計画していたのですが、そのそば刈り組合の設立に向けて協議して来た所でございます。数回程話し合いを設けて来たのですが、この組合の設立が思うように進まないという状況下にありまして、その主な理由としましては、そば刈りの作業のする際の人手、人夫の確保というものが組合設立する際での話し合いの中で、どうしてもまとまらなかったという経緯がありました。そんな事で、今年度の富田地区における大豆・そばの産地育成モデル事業につきましては見合わせるような状況になってきたということでありまして、今回の減額補正ということになってしまいました。以上です。

1番： 計画的にはかなり緩すぎた計画かなと思われまます。箱物を建てて誰が中に入るよという行政のスタイルではもう今の時代には合わないと思います。営農指導の中で、やはりこれからやっていかなければならない事は、各集落の10年後どういう農業経営形態、どういう集落作りをするのかという形で、各集落でビジョンをしっかりと持ちながら計画を立てて、例えば富田地区という形に今ありましたけども、富田地区ではそばの作付け恐らく30町歩位あると思います。1台の機械でようやく刈れるような範囲です。現在、今年度梅雨時期に入りまして、なかなかそばを蒔く時期が確定できず、今現在に至っている訳ですけども、今年の富田地区、予定していた地区のそばの育成状況、後でお聞かせ願いたいと思います。その中で、これからやっぱり計画的に営農スタイルを作っていかなければならないと思います。その中で、そばが舟形町では250町歩程作付けされている訳です。今現在の台数、舟形町には7台程のそば刈り取る機械があると思います。これを全部フル稼働しても、250町歩を刈るということは到底不可能な数字であります。そういう状況の中で、戸別補償で税金を頂いて充当しながらの減反対策、調整をしている訳です。それはもっと以前の問題から、要するに作付け段階、営農指導スタイル、舟形町のビジョン作りとして、そばを播種すれば減反調整をできるという形ではなく、例えばどのように減反をするのか、バラ点でするのでなくて、計画的な場所、区域を指定して水稻であればみんな収穫機械も持っている訳です。加工米、その他、飼料米、若しくは町で取り組もうとしている姿の中での備蓄米という形の中で、いろんな形の取り組み方があります。こういうものを前提的にしっかりと計画を持って指導して、その上で必要なものは買い与えるという訳ではないのですが、計画にあったものを指導していくというのがベストでないかと思いません。今後しっかりとしたスタイルで計画をして頂きたいと思いません。

産業振興課長： ありがたいご指導、ご意見ありがとうございます。先程質問にありました富田地区のそばの生育状況につきましては大変すみませんが、午後から回答させて頂きたいなと思いません。

それから生産調整、転作等の対応につきましても、今年度につきましては余剰転作というような大きい数字もありまして、その辺も含めまして互助会のあり方、或いは担い手農家さんのその転作に対する対応の仕方等々も来年度に向けて、今年度の状況をきちんと把握し、整理して反省する所は反省しながら来年度に向けて、極力ベストな対応をしていくような内容を早目に協議していこうということで、うちの課でも話しておりますので、今後共ご指導方よろしくお願ひしたいと思いません。

4番： 36頁から始まる第8款の土木費の中で39頁まで土木費ある訳ですけども、先般質問致しました保育園の脇、伊藤元教育長倉庫の所の住宅造成地に幾らお金がかかったのかという予算措置がここに出てくるのではないかとということで質問しました。今回出す予定だったようですが、私の見落としなのか、幾らかかったのか、どこから出したのかちょっと分かりませんので、そこら辺の所の前回の再質問という形で予算措置をどのように取ったのか質問致します。

地域整備課長： 前回の議会の中で只今の質問について、9月に補正させて頂くという内容で話した訳ですけども、今回補正は上がっておりません。前回当初予算である中で、そのかかった経費が間に合うという形だったものですから、その中で対処させて頂いたという結果になっております。

4番： 間に合ったとかというのはいいのですけれども、本当は良くないですけどもね。本当は事業計画もなく予算措置の提案もなく、お金は幾らかかったのかという質問に対して幾らかかったという答弁も

できないような金の使い方をしているということなんですよ。そこを指摘しているんです。幾らかかったんですか。それ何で言えないんですか。そのお金の料金をということは業者にも払っていないんですか。まだ払っていないのに工事は終わっている。そういう事ですか。業者にはお金の支払い終わっているんですか。払っているとすれば幾ら支払ったのですか。

地域整備課長： 大変すみませんけども、金額的に把握していなかったものですから、後程佐藤議員の方に報告させて頂きたいと思います。

9番： 38頁土木費の中で関連になりますかね。この主な事業の説明の方の米印22、公共土木支出災害復旧事業とあります。これ町道分として9,430万円あるのですが、私聞きたいのは畑大石田線で今実栗屋の方通行止めになっています。もう大分なります。それで全然進展はしていません。ただ、黄色い線等を張って山が動いているということで調査はしているのですが、その辺町の方ではどんな対応をしているのかお伺いします。

地域整備課長： 県道大石田畑線につきましては、県の方でも調査しながら対応するという形になっております。災害復旧に上げるかどうか、その辺も検討しながら今調査している段階です。地滑りか或いは亜炭公害のやつかその辺も検討しながら、今県で調査の段階でこれからどういう形になっていくかまだはっきりしない状況であります。

9番： 県の方にも一つ強く要望をして一日も早く通れるような対策をお願いしたいんです。ただ、あの集落には田んぼもあります。そして、旧実栗屋地内ということで地滑りの指定で今の上の方に上がってきて集団移転をしたと私解釈しているのですが、今言ったように田んぼ等があって農家の方、地域の方々がその場所に行けない。早く言えば太郎野回って毒沢回って来ないと行けないような状況なんです。しかしながら地域の人だけが限定で歩けるような農道等が地区ではあるんです。その辺を町道ではないのですが、農道ですけども町の方で砂利等を敷いて、軽トラックでも農耕用の車両動けるようなそういう対策を即急にして貰いたいんです。県の方では途中まで砂利を敷いたような私の方に回答あったのですが、全部敷かれていないものですから何か歩くのに不便だということで、もしできれば昨日も一般質問で言ったように舗装等抜いたやつが沢山あるんです。そういうものを使って一日も早く地域の方々が一般の車両歩けなくても、その農道等を整備できるようなことができないのかお聞きします。

地域整備課長： 今現在農道、昔の道路ですけどもそこを通過して農作業等に行けるように県の方でもある程度の整備をしております。県道の迂回路という形になりますので、県と相談しながらその辺の砂利の敷き均し整備等については県とも協議しながらさせて頂きたいと思います。

3番： お願いします。36頁でございます。8-2-2です。道路新設改良事業、この件につきましては、前にお申しました木友地内の町道の格上げの工事だと思っておりますけども、ようやくここまで辿り着いたような感じでございますが、今後この300万円の測量設計の委託料を計上してございますが、その後今後の事業計画についてお伺いしたいと思います。

地域整備課長： 300万円の委託料でありますけども、今斎藤議員が言われたように宮田木友8号線の測量調査委託でございます。9月で補正させて頂きまして、測量調査をして平面図、縦断、横断等の測量を致します。その後上流測量等もしまして用地買収という形になる訳ですけども、今回はその測量をするための調査委託料で、その後で用地買収等補償等の費用がかかりますので、それは後程また上げさせて頂く形になります。

3番： それでは課長の頭の中で描いている工期と言いますか、工程と言いますか、測量設計以後の買収辺りはいつ頃になるのか。その辺りはどのように考えておりますか。

地域整備課長： 大体12月辺りに用地買収費、それから補償費等を置かせて頂きまして、地元と協議してその辺の用地買収に入りたいと考えております。工事については次年度という形になると思います。

4番： もう一度8款の土木費について質問します。これ業者はどこに頼んだんですか。ということと、課長後で説明しますと言っておりますけども、説明するまでにこの議決が終わる訳です。とても私この補正予算に賛成する事できないですね。分からない事業どこから金を出したのか分からない。でも補正予算だけは賛成してくれなんて言うそんな馬鹿な話ありますか。きちんと金の流れが説明できない。そういう事に関してはとても私賛成できません。説明して下さい。それが金の流れを常に把握している議員の仕事だと私は思っています。以上です。

地域整備課長： 業者名につきましては門脇産業さんでやっております。ちょっと正確な金額について

は把握しておかなかったものですから、金額についてはやはり後程でお願いしたいと思います。

4番： だとすると、この予算に反対してもいいということですよ。

議長： 若干ここで暫時休憩させていただきます。(10:56)

議長： それでは会議を再開致します。(11:18)

地域整備課長： 先程のご質問についてお答え致します。佐藤議員の支出項目でありますけども8-1-3道路新設改良費から346万5,000円という金額を支払いしております。道路新設改良費でありますので予算の支出にしては好ましくないという形でもありますので、次回の議会において補正させて頂くような形を取らせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

4番： この事業が行われたのは春先ですよ。6ヶ月かかって、やっとその使途がまず今分かった訳です。この行政の遅さと言うんですかね。気づいている筈でしょう。何回も指摘しているのだから。出すと言って出さないでしょう。ここに。そういう行政のあり方というのを指摘したいんですよ。これは矢野課長だけでなく、会計室でもやっぱりお金を出している訳だから、お互いに課内のそういう相互関係をきちんとし、そして我々にこういう予算なり提案なりをしてくるというのは当然の事ではないのでしょうか。そこら辺町長どうなんですか。この管理ちゃんとできているんですか。

町長： 今4番議員の言う通りだと思います。常々からこの事業の執行、業者の選定から発注、工程の管理、そして完成検査、そして支払いというものが一連の事業の流れであります。私もその都度課長等会議、或いは朝会でも支払いはしているのですかと再三申し上げております。この流れというものは、やっぱり行政に与えられた責任であります。職員のモラルというものであります。そういう今回の事例、非常に職員にとって怠慢であると思っております。こういう事が二度とないように、例えば予算の査定においても議員の方から色々意見、或いは注文があった日についても、それも査定するというものも大事な要素であろうと、お互いの各課間の調整というものも最も大切な要素でありますので、まずこの件については矢野課長の方からも職員の方にも私の方からも、この怠慢ということは申し上げております。申し上げたいと思っておりますし、二度とこのような事ないように一つ私も調整してみたいと思っておりますので、一つよろしくお願いしたいと思います。

5番： 34頁の観光物産センターの中で補正予算が2,000万円という高額なものが補正なっております。この前に説明頂きましたが、どうして最初の色々な会議の中で、そういう今縄文の女神の事業と一緒に姿の中で今までも会議等いろんな事で頑張ってきて、何か方策を見つけ出して来て結果が出てきたと思うのですが、あまりにも最初の予算と、この相談の結果2,000万円の補正予算を出すということの、私はどうしても納得できないという感じがしております。その辺もこの経緯をも含めて、その辺の説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長： 只今のご質問ですが、全員協議会の方でも若干お話を頂いたのですが、当初予算編成時におきましては、観光情報館の方を駅舎の方ということを計画致しまして、事務的に職員が増えるものですから、駅舎の事務室の改修という内容で当初予算200万、そして設計委託30万円を計上させて頂きました。その後ですが、西の前遺跡の整備計画等々が方針が出されてきて、さらに駅舎の果たす役割というものが、ただ単に物産センターに観光情報館が入るだけではなくて、町の情報発信の基地として機能を、その駅舎周辺に求めようという構想、或いは計画が詰まってきたということでございます。

そんな事で今年度に入りまして、この当初予算の内容につきましてどうしようということで検討した訳ですが、やはり200万円かけてまた手戻りというのも非常に予算を有効的なものに損する事も考えられますので、その構想の中で手戻りにならないようなものの整備を今しないといろんな対応ができないのではありませんか。特に、プレDCの本番が来年度来ます。観光の目玉でございます。それらの対応をするために今年度でただ事務室を改修するだけでなく、観光或いは物産販売或いは縄文の女神をいろんな内外に発信するというものの機能を今しなければ駄目なのではないかということで時期的に高額な金額になったのですが、そういう状況が出てきたものですから、それらに対応するための補正ということで計上させて頂きました。そんな事でその辺の事をご理解して頂けたらなと思っております。以上です。

5番： 今課長の答弁の最後の説明は当然我々も考えている所です。だから、折角こういう機会が駅舎に230万円だけして何をするのかなと我々も最初は不思議でした。折角縄文の女神が国宝になってこれからあらゆる角度から宣伝しながら舟形町の良さをアピールしようという矢先に急に今決まったって、それも当然含めて今有路さんが言ったような事含めて、検討すべきだったんじゃないかなと。だから、やはり

事業の考えあるとすればその辺まで会議をして、あらゆる角度から精査しながら今のような2,000万円の増額を私は悪いという訳でなくて、基本的に元々の設計の段階から、そういう角度から調べるべきだったのではないかと。誰かの意見が出てきたから、こうするんだということ、私はちょっとおかしいんじゃないかと。もう少し、前段の中からそういう姿が大きな構想を持って、最初からやるべきだったんじゃないかなとそう考えますので、その辺今後の事もありますその辺の事を説明お願いしたいと思います。

産業振興課長： 今大場議員のおっしゃる通りでございます。やはり行政としましては、常に先を見ながら年度途中で、このような大幅な変更にとすることは避けていかなければならないというのはおっしゃる通りでございます。今後はいろんな分野でそのような事のないように、横の連絡も密にしていかなければならないのではないかなと思っております。

2番： 46頁、10款5項3目B&G海洋センター管理費についてであります。B&Gの管理につきましては、現在大震災以降9時で終了となっているかに聞いております。前ですと、9時45分まで使って10時には完全に退館という形で使用しておった訳でありますけれども、大震災以降8時45分まで使って9時には完全に退館という形で今使用されていると聞いております。これから提案されます旧小学校の使用につきましては、案としましては午後10時までという案のようであります。そういった中でB&Gの使用につきまして、元の10時とは言いませんけれども、せめて30分程度延長できないのか、この辺についてお聞きたいと思っております。

教育次長： 社会教育施設についての利用時間について、4月末社会教育委員会で色々話をさせて頂いております。毎年施設の使用時間について協議しているのですけれども、今年度について審査も終わってという話で、事務局の方で委員の皆様方にお話をさせて頂きました。今現在も節電という意味での事を、やはり震災後とはいえ、経過が随分経っているとはいえ今後も節電の意識は持たないといけないんじゃないかということ一つと、あと家庭教育面でのいわゆる夜遅くまで10時までとなると、という意見もありまして従来通り継続で9時までの結論で今を迎えています。以上です。

2番： 経過は分かりましたけれども、利用されている団体の中でやはり9時で終わると活動ができないという話も聞いております。そういった中で、これからの利用者団体等の会議の中で30分程度の延長ということについての検討はできないということなのでしょうか。

教育次長： 先程申し上げましたように社会教育委員会の方の中での総意ということで決めておりますので、今2番議員さんがおっしゃる通りの内容の事を社会教育委員の皆様にご紹介申し上げながら、再検討という形は取れるかと思っております。

8番： 34頁の商工費の先程も出ましたけれども、観光物産センターの改修についてであります。先程の答弁と言いますか、今までの経過説明の中で今後観光情報館をあそこに移設する事になるんだと思うのですが、今後の運営についてはどうなのかをもう一回聞きたいと思っております。というのは物産センターには管理人もいる訳ですし、物産センターの管理条例もなかったのかなと思うのですが、その辺今後この物産センターという名称を無くして、他の名称と言いますか、例えば観光情報館とかそういう形の運営になるのか、その辺をお聞きします。

産業振興課長： 只今のご質問にお答えします。今現在物産センター、駅舎、物産センターの管理につきましては町が主体となっております、町からの職員1名と朝夜につきましてはシルバーさんで門を開けたり閉めたりして貰って運営しております。観光情報館にある所につきましては、商工会さんの方で運営しております職員が3人ございます。それが今度一つに舟形駅舎の方に入ることになる訳ですが、商工会さんの観光情報館の機能につきましては勿論舟形町の物産やら販売して、舟形町の観光のPRという業務につきましては、これまで通りの業務をして頂きまして、この前も説明して頂いたのですが、軽食等を出す所も計画させて頂いております。これは誰がするのかというものにつきましては、商工会さんの観光情報館の運営の中で考えていくと、ただ民間さんの方でやりたいという方がいれば民間活力を大いに活かすということで、いつでも商工会はそちらの方に移行するよということで考えております。つまり、同じく今度合併になった場合は施設等の管理につきましては、町でということになります。職員体制も今年度は同じように町から1名と、そして商工会から3名と、そういう職員体制で当面は運用します。それから、名称につきましても若干検討させて頂いたのですが、もっと親しまれるような名称にしようという話もございます。ただ、町の設置条例等の名称もございますので、それがどういう形でいいのかというものにつきましては、町と商工会、或いは議員の皆様方からのご意見も頂きながら検討していきたい

と考えております。以上です。

8番： 今の話ですと、今後の運営主体は商工会となるような気がする訳ですけども、軽食も出すと。それから、先程の話ではちょっとした土産品も販売コーナーも設けるといことでありますけども、その委託と言いますか、テナントを出す人、今の課長の話ですとそういう方があればということですけども、その辺をきちんと開店前に決めておかないと先程の話ではないのですけども、折角予算を置いて誰もやる人がいない。そうではちょっと困ると思うんです。そんな中でやっぱり箱物を建てて、先程もありましたけども、中には誰も入らないでは困りますので、その辺の所きちんと決まった形でオープンができるように、それは間違いのないような形で今後お願いしたいと思います。

産業振興課長： 貴重なご意見ありがとうございます。軽食等の運営等につきまして、今そんな事で考えていたのですが、今指導頂いた通りに商工会を通じてでも募集とかの形もあるかと思えます。そんな所も含めて対応していきたいと思えます。以上です。

3番： 同じく34頁、今の観光物産管理費でございますが、当初の予算で計上された時に議会報告会で各町内会回った時にこの話をしましたら、大変喜んでおられた町民の方がいらっしゃいます。是非立派なものを造って欲しいという要望もございまして、今回追加で2,000万円程立派な駅舎ができるようございまして、是非皆さんが、町民が利用できるような施設にして欲しいと思えます。今八俣議員から話がありましたけども、この物産館の名称の話がございました。今有路課長から答えがなかったようですけども、私からは駅そのもののJR舟形駅の名前を変えてはどうかという方もいらっしゃいます。さくらんぼ東根駅とかございまして、例えば縄文舟形とか、縄文の女神舟形とか、そういう駅の名前を変えるような考えはございませんか。

産業振興課長： お答えします。駅の名前を変えるという話も課内でしておりました。当初予算の方に今まで頂いている予算の中に駅舎に設置する看板費頂いているのですが、これも駅舎改修と別にホームの方にJRさんと協議して、設置計画をして今年度中は勿論、今年中には設置したいなと思っておる訳ですが、その文言の案ですが、普通ホームの中に舟形駅ということで上り下りの名称あるのですが、その脇の方に縄文の女神駅という名前を一つの案として、今JRさんと協議している所でございます。やはり、去年国宝にされた縄文の女神というものの発信をきちんとして駅舎を活用するということでもありますので、それが実現するかというのは今協議中ですが、今斎藤議員の意見も取り入れながら前向きに協議していきたいと思えます。

3番： かなり進めているという答弁でございますので、昨日の奥山議員からありましたご当地ナンバーも含めまして、PR方々よろしくお願ひしたいと思います。ご検討よろしくお願ひします。

4番： では44頁の教育費の教育振興費の中の、中学校での教育器具費が100万円程かかっておるようですけども、これはどういったものの機材を買ったのか質問致します。

教育次長： これにつきましては県の事業で、歳入の方にもございまして県の再生可能エネルギー教育支援事業費補助金ということで、舟形中学校の方に再生可能エネルギーの勉強する機材です。詳しく申し上げますと、白熱電球、蛍光灯、LED、電球それぞれの消費電力を目の前で確認できる教材、手回し発電機でどれだけ明るい違いがあるのかを比較する新素材開発の有効性を学ぶということです。あと太陽電池で集熱路を実際に使ってみて、その有効性を考えたり、歩く振動で発電するインパクトマットとか、燃料電池、現在研究段階の発電についても体験を通して、その有効性を考えるということと、さらに原子力発電についてですが放射線の測定器で身の回りを放射線を測ったり、そういった教材を今回県の方で補助金としてございましたので、該当して今回計上させて頂いております。

2番： 44頁の10款の4項2目公民館費について質問をしたいと思います。舟形町には各集落に地区公民館がある訳ですけども、当然そこには公民館長という形で役職があって人を配置している訳であります。そういった中で舟形町の活動と言いますと、町内会長を中心とした地域活動というものが殆どであります。そういった中で、やはり地区公民館、館長を起点としたこの行事、地域作りと言いますか。この辺の所が非常に手薄になっていると私ずっと感じております。そういった所で、教育委員会としては公民館長を起点としたイベントと言いますか、活動について今後どのような働きかけをしていくのかお聞きしたいと思います。

教育長： 公民館の活動につきましては、現在今言われた通りでございまして、社会教育の一つとして位置付けられて現在進められておる所でございます。ただ、これまでですね。今言われたような形の公

民館活動、実際どの位充実してきたかということにつきましては、やはり様々なご意見等あるやに伺ってございます。今後、公民館の運営審議委員会との活動でございますので、そういった中で現在の公民館活動の様々な課題、今言われたような形で充実した形でなされているのか。教育委員会サイドで様々な働きかけ、或いは行政からの提案等で色々な行事等毎年実施致しておる訳でございますけれども、そういった形で指導して進められてきているもの、公民館の自主的な活動ということで様々な形を、それぞれの公民館の自発的な活動という形で本当に充実させていくような、そういった事を究極の姿としてもっともっと充実させていくという意味を含めまして、こういった公民館の審議委員会等の方に働きかけてですね。今後共十分なのかどうか、或いは働きかけに教育委員会としてのサイドの、そういった持ち方が十分なのかも含めて、色々審議して頂きながら次年度に生かしていきたいと思っています。よろしくお願い致します。

2番： 只今、教育長から答弁頂いた内容については、本当に進めて頂きたいなと思っております。現在の公民館長の任務とすれば公民館の管理、もっと平たく言えば鍵の管理、そして施設の管理程度で終わっているのではないのかなと感じております。やはり公民館長の地位の向上、地域作りの一翼を担っているんだというプライドを持って頂けるように、教育委員会の方でも働きかけて頂きたいということをお願いしまして質問を終わります。

産業振興課長： 大変すみません。前に大豆・そば産地育成モデル事業の中で1番議員さんから質問頂いた富田地区のそばの生育状況の件ですが確認した所、そばの転作確認した訳ですが、その時点での生育状況につきましては不良、普通、良好と分けますと普通の生育状況だったということであります。遅れました。報告させて頂きたいと思います。

8番： 34頁の商工費、もう一回お願いします。観光費の中で委託料30万円、東北芸工大の連携事業とあるのですがこの内容について伺います。

産業振興課長： お答え致します。この東北芸術工科大学の連携の委託料につきましては、これまで芸工大につきましては猿羽根山のモニュメント、或いは今年につきましてはラズベリー梅酒のラベルのデザイン等々で色々提案して頂いているのですが、芸工大さんにつきましては他町村にも地域おこし等で、いろんな提案とかということで、町おこしの一つのきっかけにもなっているという経過が多々ございます。舟形町にも小国川、或いは縄文の女神、猿羽根山、或いは若あゆ温泉、そしてゴルフ場、そしてイベント等につきましても、若あゆまつりやいろいろなイベント等や都市との交流様々ございます。これらのいろんな観光資源につきまして、芸術的な観点で発想豊かなものの企画や商品をデザインして頂いて提案して頂きたいというもので、今回この委託料を計上させて頂いた所でございます。

8番： ちょっともう一回分かんないのですが、結果的には何を作るということですか。

産業振興課長： 今から委託して、どういうものが出てくるかというのが調査して貰う委託になるのですが、今まで行政サイドやいろいろな関係機関で、舟形町の観光産業等につきまして取り組んできた訳ですが、行政のちょっと分からなかった視点でのヒント等の提案等が多々出てくるのを期待しての委託料でございます。現時点でこれこれをお願いをするのでなくて、芸工大の総合的な知識の中で舟形町をデザインして頂いて、これからの舟形町の商工観光につきましての一つのヒントとしての期待というものをしていた所であります。

4番： 関連でいいです。そうしますと、この芸工大の連携事業に何がいいかを打診している感じだと思うのですが、これは学生が考える訳ですか。教授と学生が一緒になって推進するようなプロジェクトなのでしょうか。そこら辺の所質問します。

産業振興課長： こちらの方で考えている内容につきましては、教授とその教授の卒研のグループということで学生だけではございません。教授もいろんな分野がありまして、芸術或いは美術、地域おこしと色々な担当があるようです。それらを総合的に舟形町を見直して貰うというものということで考えております。

8番： 別に変えまして、36頁土木費の中の除雪対策費であります。今回除雪委託料ということで8,000万円程補正をしておりますけれども、9月今の時期にこの委託料の8,000万円の補正、ちょっと大きいかなと思うのですが、この理由について伺います。

地域整備課長： 当初予算で4,200万円程の当初予算あった訳ですけども、今年の雪の消え方の状況が4月、5月と通常であれば消えていく訳ですが、消え方が遅かった事もありまして、路線開け、それから排雪等が普通より多くかかってしまって当初予算を3,200万円程使っております。残り800万円程しかないも

のですから、9月に補正しておかないと万が一11月末、12月上旬に雪が降ると予算が足りなくなる可能性もありますので、この度補正という形にさせて頂きました。

8番： そうしますと、25年度でこの行うべき除雪費として当初に置いたものを24年度の除雪、排雪作業ということで使ってしまったと。その後今の内に補正するとそういう理解でよろしいですか。

地域整備課長： そういう形になってしまいますけども、通常4月、5月に消える雪が遅くまで残ってしまったために、当初予算でその分を使ってしまったという形になります。よろしくをお願いします。

7番： 今の八鍬議員と同じ質問ですけども、当初予算で予算したものを24年度の事業で使ってしまうということは、本来ならば24年度の事業費の補正予算という形で、もっと早い段階で遅くても6月議会辺りで24年度の除雪費の補正予算を手当てするのが予算執行上の筋ではないのかなと思いますけども、どうしてこうなったのか。

地域整備課長： 除雪委託契約が3月までの契約になっております。4月以降については新年度予算という形に対応するしかないものですから、そういう形で4月、5月に除雪した分、排雪した分について支出をしている形になりました。通常であればそんなかからない経費だったのですが、今年の雪が結構遅くまで残っていた形で、結構多い予算を食ってしまったという形になっておりますので、よろしくをお願いします。

7番： 出納閉鎖は5月になっているのですが、そんな事で全部の事業費を25年度の当初予算で先にできるのか、会計室の管理者の考え、また総務課長には当初予算の計上の仕方を、もっと真剣に精査しながらやって頂きたい。それも考えをお伺いします。

総務課長： 除雪費の予算計上でありますけども、先程も担当の課長の方から説明ありましたが、3ヶ年続けての豪雪ということもありますし、当然3月で予算議決して頂きまして、4月から執行する訳でありますけども、なかなか雪につきましては当然降れば出動回数も多くなりますし、予算が結構支出金額が大きくなりますけども、逆に降らなかつたら予算の範囲内で収まったりとか、予算の残が出たりする訳ですけども、そういった意味である程度見積りをしながら、この位だろうということをやっている訳でありますけども、特に近年担当課の話聞きますと排雪作業が非常に多くなっていると聞いております。例えば今までですと、ある程度自然に消えるのを待っているということもあった訳ですけども、その土地の所有者の方から早く雪を取り除いて貰いたいというリクエストもあるようでありますし、あとはいろんな事情でここにある雪を捨てないで下さいと、仕方なくまた別の場所を探さなきゃならない、そういった事もありまして、特に道路の除雪よりも排雪関係がこの頃非常に多くなっていますので、当然時期になりますと町内会長さんとも打ち合わせもありますし、お互い様ですので、そういった排雪場所等も含めて町民の皆さんからも、また関係者の皆さんからも、そのご理解を頂きながらあまりお金を支出しなくてもいいように、お互いに協力していくような体制をとっていきまさんと、年々排雪の予算が莫大になっておりますので、これから来年度の予算の編成時期に入りますけども、その辺り関係者の皆さんと相談しながら、もう2億円近くになっておりますので、果たしてこのままでいいかも含めて、しっかり議論して適切な予算の計上、そして執行に努めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

7番： もう一点。24年度の事業に25年度の予算の扱いとか、その辺。会計管理者から。

会計管理者： 私の方から説明をしたいと思ひます。25年度の除雪費で3,200万円程執行したということですが、雪というものについては24年度のもの、25年度のものということで区分はできないものかと思ひます。ということで、25年の実施ということで委託を新たにしているということで、4月1日から5月の中旬だったと思うのですが、排雪も多くかかるであろうということで、業者さんとは新たな契約をしているということで、私共については24年度の取り残しという考え方ではなく、新たな25年度の事業ということで執行しております。4月1日の委託契約で、4月1日の執行业業ということでの支払いをしておりました。以上です。

議長： それでは午後1時まで休憩を致します。(11:58)

議長： 休憩前に復し会議を再開致します。(13:01)

4番： それでは44、45頁の教育費の生涯学習推進費の地域コーディネーター報償ということですが、ちょっと町内会長もしていますけども、コーディネーター役の方がどういった事をやっているのか、そこら辺把握してなかったので説明をお願いします。

教育次長： この学校支援本部の事業につきましては小学校に1名、中学校に1名配置しております。

臨時の方であります。この事業につきましては、学校の先生方の多忙感の解消の事務ということと、もう一つは地域を活用しての事業があります。そういった場合の地域の方との連絡をとって頂いたり、先般も中学校の農業体験ということで色々と農家の方と連絡をとって頂いたりしています。そういった業務を担っています。

4番： そうしますと2名で19万6,000円ということでしょうか。何かちょっと安いような気もするんですけども、業務内容に合った報償ということでしょうかけれども、先程も私町内会長もやっていると言いましたけども、やっぱり地域の町内会活動、或いは町内会での事業に小中学生がもう少し関わってくれたらなどということがよくあります。こういった事に活躍頂いて、そしてもっと地域の方とさらに一緒に事業ができるような形でできるように、このコーディネーターの方にもっと動いて頂けたら、さらに町内会としても助かるのではないかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

教育次長： 学校支援本部のこの事業につきましては、当初の方で人件費を常勤の金額で取っています。今回今まで舟形中学校にはいませんでしたので、その分の方を配置して当初で取ったのですけども、具体的に金額が決まりましたので、その差額が決まりましたので、その差額の分を今回上程させて頂いたということです。

8番： 36頁、土木費の道路維持費ですけども、今回修繕費と工事請負費ということで上がっていますが、この内容について伺います。

地域整備課長： 修繕費につきましては、町道の側溝等の補修、それから舗装の穴開いたやつ等を補修、敷き砂利等、カーブミラー、ガードレール補修等も入っております。そういうものの修繕でございます。それから工事費につきましては、水路改修工事と舗装の打ち換えということで水路改修が3件程、それから舗装打ち換えが4件程あります。そういうものの工事請負費です。

8番： その改修の箇所をお願いします。

地域整備課長： 箇所につきましては水路改修については、新庄舟形線、それから野東長沢停車場線、幅分校線、あと舗装の打ち換えにつきましては、上原経壇原線、長沢新山線、舟形夫婦2号線、西の前4号線等を見ております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

それでは無いようですので、これをもって質疑を終結致します。

以上で歳出の第6款農林水産費から第13款予備費についての質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから議案第52号を採決します。議案第52号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第52号は原案の通り可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第53号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について議題と致します。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから議案第53号を採決します。議案第53号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第53号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第54号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について議題と致します。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから議案第54号を採決します。議案第54号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第54号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第55号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

4番： それでは86、87頁水道事業管理費の修繕料について、その修繕の内容をお伺いします。

地域整備課長： 修繕の内容でございますけども、水道施設各施設の修繕、それから管路の漏水等にかかる修繕ということで、今どこどこ決まった訳ではないのですが、予想として今の所置いている所であります。

4番： 見込みの修繕料ということのようですけれども、どういう見込みをしているのかということもまず一点、一問一答だからまずどういう所の修繕を見込んでいるのか質問します。

地域整備課長： 施設等については、例えば建物の破損とかでございますけども、あと漏水修理については管路の破損による漏水、それを修理するための予算という形になります。

8番： 関連しますけども、この修繕料今回補正で取っている訳ですけども、これまでも水道の修繕なり漏水の修繕というのは見込み補正と言いますか、そういう形でいつもやっているのですか。

地域整備課長： 前もって分かるものについては、見積り等業者さんから採取しまして予算を処置する事になります。この度については想定されない修繕も出てくるということで、そうなった場合に修繕についてはかなり結構お金かかる訳ですから、前もって予算を置いてないとできないということで、この度の補正という形になりました。

8番： 当初でここにもありますように、水道管理費として6,000万円程当初取る訳です。その中である程度年間の維持管理費というのが見通しが、今まで今年からのこの水道が始まった訳でないで、分かると思うんです。年間の修繕費なり維持費なりというものが。そういう統計上、当初で年度のまず推定と言いますか、見込みというものは当初で取るべきものだと思うのですけども、補正というのは課長答弁ありましたように、突発的なもので早急にしなければならないものが出てきたと、そういう時にするのが補正だと思うのですが、いかがですか。

地域整備課長： 今八ヶ岳議員が言われる通り、当初で予算しておくものが当たり前だと思います。ただ、今回は水道施設費の中で財源の組み替えがありましたけども、その中で100万円という一般財源が減額になっております。その中で事業管理費の方に施設の方から水道管理費の方に持って来まして、それをこの度の光熱費、修繕料等に充てたという形になっております。

4番： この水道事業ですけども、ある地下水の汲み上げ業者と話をしました。そうしたらこれだけ大雪で雨も降っているのに地下水量が大分下がっていると。汲み上げ水量が下がっているとそういう話でした。伏流水を飲料水として使っている舟形町ですけども、その汲み上げ水量の変化とか或いは今後何年間に亘って、その水道を安定供給できるというような検討なり、調査なりそういったものをなされているのでしょうか。質問です。

地域整備課長： 只今のご質問ですけども、汲み上げ水量の変化等につきましては、今の所全然変化あるという形になっておりません。また安定供給についても調査等はしていないのですが、ただ最上小国川から舟形町は伏流水を利用して採取しております。そういう関係で最上川が枯渇しない限りは水道水の安定供給はできるものと思いますので、当分そういう事はないのではないかなと感じております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから議案第55号を採決致します。議案第55号を原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第55号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第56号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑を行います。

8番： ちょっと確認をさせていただきますけども、98頁農業集落排水の管理費の中で、修繕費の下に富田排水機場運転作業補助金とあります。この名称が同じなのですが、これは富田のこの前6月を補正して修繕をした富田排水機場とは違う排水機場ですか。

地域整備課長： 富田排水機場は同じ場所でございます。これについては通常農繁期と言いますか、4月から10月頃までですか、通常農繁期に使う段階では別の方からの管理費という形で負担しております。ただ、集排の方で負担しているのはそれ以外、11月から3月の間に河川の増水により農集排の施設が浸水するという状況に至った場合に負担するものでありまして、今回その分の負担という形になります。

8番： 富田排水機場の管理委託費というのは年間幾らで、確か40万円程出ていると思うのですが、その運転作業もその管理費の中に含まれていると私は思っていたのですが、これ年間の管理委託料ではないのですか。

地域整備課長： 集排で負担する分について確か要綱等がありまして、農繁期以外にそういうようになった場合に、運転した経費を負担するという形でありまして、今回14万3,000円というのは4月上旬に増水した時に支払っている分でございます。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから議案第56号を採決します。議案第56号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第56号は原案の通り可決されました。

日程第7

議長： 日程第7 議案第57号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題と致します。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

4番： それでは110頁、111頁管理費でまた同じような質問になりますけれども、この修繕料何の修繕に使って補正を上げたのか、その辺質問します。

地域整備課長： 修繕料につきましては、舟形浄化センターの汚泥を脱水する機械がございます。その修繕ということで、業者さんより見積り頂きまして、429万4,700円という見積りを頂いております。その分の負担でございます。それから浄化センターの敷地内の周りの修繕ということで53,000円程の修繕を見ております。

4番： ちょっと最初の金額聞こえなかったのもう一回言って貰っていいですか。

議長： もう一回お願いします。

地域整備課長： 脱水機の修繕としまして、429万4,000円。

4番： そうしますと、ここに当初予算あるのですが、修繕料として62万6,000円というのが取ってあるのですが、420万円となるとかなりのオーバーですね。その所はどういう形で埋めて来ているのかというのを再質問したいと思います。

地域整備課長： 脱水機は2つございまして、今一つ動いていますのでその分でやりくりしているとい

う形になります。

議長： 他にありませんか。なかったら4番議員もし質問あったら。いいですか。

4番： すみません。課長ちょっと質問と答えが合っていないので、脱水機の機械に修繕に429万4,000円かかったという答えですけれども、当初予算ではこの修繕料で62万6,000円しか取っていない訳ですよ。そうすると429万円プラス53,000円マイナス62万6,000円は相当の金額が修繕料としてかかっているということになる訳です。ですから、その300何十万というお金はどこから持って来たのですかと聞いている訳です。ですから、2基ある内の1台が壊れたとかいう私は質問はしてない訳で、その所をまずこの款のどこからか持って来たと思うのですけれども、その説明をお願いしたいということです。

地域整備課長： 当初予算で62万6,000円ある訳ですけども、これについてはこの脱水機の修繕ということではなくて別の修繕でございます。脱水機については2つありまして、今回一つが壊れているものですから、その分の修繕ということで、429万4,000円という1台を直すためにそれ位のお金がかかるということです。

4番： 課長私はそういう所が目につくから、よくこういう質問するのですけども、400何十万円もお金がかかって22万円の修繕料しか上げて来ないのもまたおかしいじゃないですか。下側の工事費360万円を足しても400万円以上にはならない訳ですよ。一番の下の質問でなくて、この⑥の修繕料22万円の質問だった訳ですよ。私がしたのは、最初から違った訳だ。私が一番最初にしたのは1、2、3、4ある内の3の⑥と書かれている修繕料22万円の質問だったんです。それも私も勘違いしましたけども、課長は3の質問ではなくて4の質問だと思って答えたんですね。私の元々の一番最初の質問は22万円の修繕料、この内容です。

地域整備課長： 22万円につきましては、紫山地内で配水管の不具合が生じまして、その修繕ということで行っています。本管から宅内の間で管が下がったという形で不具合が生じて、排水ができなくなった箇所がございます。それについての修繕ということで、22万円という形で補正させて頂いております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから議案第57号を採決します。議案第57号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第57号は原案の通り可決されました。

議長： これをもちまして本日の日程は全部終了致しました。明日9月7日、また8日は休会となります。9月9日は午前10時より再開します。10時15分前までお集まり下さい。本日はこれをもって散会致します。(13:42)

ご苦労様でした。

平成25年9月9日（月）
平成25年第3回定例会第5日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。定例会5日目です。只今から本日の会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 議案第58号 舟形町長沢交流センターの設置及び管理に関する条例の設定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： それでは議案書の7頁をお開き下さい。議案第58号 舟形町長沢交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について。舟形町長沢交流センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。平成25年9月5日提出 舟形町長。

11頁の提案理由をお開き下さい。提案理由でございますが平成25年3月31日をもって閉校した舟形町立長沢小学校の校舎等施設について、長沢地域における住民のコミュニティ活動を支援し、地域文化及び産業の振興、健康並びに社会福祉の増進を図るために、舟形町長沢交流センターを設置し管理運営することを目的として提案するものである。

前の方にお戻り頂きます。条例の第1条ですが、この58号、59号、60号が内容が同じになっておりますので長沢の交流センターについて詳しく説明をさせていただきます。59号、60号については条例の内容については省略をさせていただきますので、ここだけ詳しく説明させていただきます。第1条 この条例は、長沢地域における住民のコミュニティ活動を支援し、地域文化及び産業の振興、健康並びに社会福祉の増進を図るために、舟形町長沢交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。1号 名称 舟形町長沢交流センター。2号 位置 舟形町長沢1072番地。第3条 交流センターは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。2項 町長は、交流センターの設置目的を達成するため、その管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に委託することができる。第4条 交流センターを使用するもの（以下「使用者」という。）は、使用申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。第5条 町長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しないことができる。2項 町長は、管理上必要があると認められたときは、使用者に使用の取消、又は停止、及び条件をつけることができる。第6条 使用者は、別表に定める使用料等を納入しなければならない。2項 使用料は別表第1に定める額とし、許可を受けたときは前納しなければならない。ただし、次の場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。1号 国又は地方公共団体が主催し、若しくは共催して行う行事又は事業（会議を含む。）のために使用するとき。2号 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。3号 社会教育団体等、町民で構成する団体がその目的のために使用するとき。

8頁に入ります。4号 先端的な取り組みを行う企業等で、将来的に優良と認められ、町有財産を利用し2年以内に操業を開始することが確実であり、町民の雇用の創出又は産業の振興に寄与する活動を行うと町長が認めたとき。5号 その他、町長が特に必要があると認めたとき。3項 照明・冷暖房等使用料は別表第2に定める額とし、許可を受けたときは前納しなければならない。ただし、次の場合は、照明・冷暖房等使用料の全部又は一部を免除することができる。1号 国又は地方公共団体が主催し、若しくは共催して行う行事又は事業（会議を含む。）のために使用するとき。2号 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。3号 町内中学校部活動及び町内スポーツ少年団がその目的のために使用するとき。4号 その他、町長が特に必要があると認めたとき。4項 付属設備使用料は別表第3に定める額とし、許可を受けたときは前納しなければならない。ただし、次の場合は、照明・冷暖房等使用料の全部又は一部を免除することができる。1号 国又は地方公共団体が主催し、若しくは共催して行う行事又は事業（会議を含む。）のために使用するとき。2号 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。3号 町内中学校部活動及び町内スポーツ少年団がその目的のために使用するとき。4号 その他、町長が特に必要があると認めたとき。第7条 町長

は、詐欺その他の不正行為によって使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。第8条 使用者は、交流センター等の施設又は附帯施設を汚損・滅失したときは、町長の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でありますけれども、今回の長沢センターにつきましては使用料の設定に関しては1階の校長室、職員室を除いております。また、長沢小学校の思い出の品々を保管している休憩室、それから光ケーブル等が入っている放送室等を除いております。その他の部屋について使用料条例を設定しまして、地域の方々に貸し出しをするというように考えております。それから料金の使用料の設定については学習センター、堀内の環境改善センター等の金額と同額としている所であります。それから、大きい部屋等については基本の教室を1とした場合について、2倍の料金に設定をしているということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。

6番： 3点お聞き致します。一つは指定管理者に委託することができるということですが、それは職員を配置するということですか。職員の配置と料金ですが、体育館を使用した場合、夜間使用した場合18時から22時までですけれども、全面使えば3,150円。照明が2時間で1,600円。暖房が1時間700円ということは2時間ずつ使ってもプラスすれば6,150円になる訳ですが、これは加算になる訳ですか。ここは中学校の部活動、町内のスポーツ少年団、目的のため使用する時は免除するということになってはいますけれども、町内会で使用する場合はどうなるかお聞きします。

まちづくり課長： 現在の所、指定管理者に管理を委託することができるとしてはありますが、今の所指定管理者について指定をして管理をするということは考えておりません。まず、この条例を作った使用の実態の把握をして、それから職員を配置する必要があるとか、そういった事を勘案して今後考えたいと思います。まずは、実態を把握してからと考えております。従いまして、職員の配置等は今の所考えておりません。類似施設が結構ありますので、町の方でも当初貸さないという方針を打ち出してはございましたけれども、アンケート調査の結果貸して欲しい、地域のコミュニティの場として活用したいという要望がありましたので、その要望にお応えするために貸し出しをするものでありまして、まず基本的には鍵を貸して、悪い事はしないという性善説に立って貸してやると。それが立ち行かなくなった場合については、その時に再度改めて検討すると考えております。

それから夜間の使用料等については今議員さんが言われた通り、足し算になるということになります。

町内会の使用については今まで通り、他の施設と同様に町内会さん独自で会議をする時には使用料を頂いております。他の施設と同様にしております。考え方は同じであります。基本的には、自分達の公民館もございまして、そういった所を基本的には活用して頂くということになるかと思っております。こういった所については、基本的には費用負担の原則に基づいて電気料、エアコン代、そういったものにかかるものについては役場が主催した町内会の会議については頂きませんが、その他の事については負担をして頂くと考えております。

2番： 先程課長の答弁の中で指定管理者は当分の間ないという中で、従来通りどこかの方にその鍵の管理をお願いしながら、そこから借りて返すというような使用になるのかということが一点であります。また使用の申し込みについては、いちいち役場の方に来て申請をしなければならないのか。あと各小学校には当然スポーツをする以上はバレーボール用具であり、バドミントンの用具であり、色々な用具が必要でありますけれども、私が聞いている範囲では全て各旧小学校の方からは撤収しているというような話も聞いております。そういった中で今後使うにあたって、そういう器具等について、もう一回旧小学校の方に戻して使わせるのかという所をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 鍵等については、長沢の方であれば学習センター、堀内の方であれば出張所、それから富長小学校であれば、出張所か役場の方にしたいと思っております。使用の申し込みについては、いちいち申請する必要があるのかということですが、お金の収受も必要でありますので、基本的にはそのようにして頂きたいと思っております。役場職員も近い所にいると思っておりますので、そういう方々に預かってもらってもいいのかなと思っております。ただ、基本的にその人達に収納出納印を出していませんので、あくまでも預かってもらってする事ができるのではないかと思います。お金の問題等もありますし、使用が被ったりす

る場合もございますので、そこら辺についてやはりきちんと決められた場所で管理するのが一番いいのかなと思います。

それから、バレーの用具等について撤収しているということですが、学校等においても使用する場合がありますということですので、そこら辺についてはちょっと今整理をして、学校の方で余分な物があるのかどうかということも見させて頂きまして、今後必要であればそこら辺については管理する総務課の方と検討をしていきたいと思っております。まずは借りるということもあるでしょうし、ちょっとそこら辺至急詰めたいと思っております。ただ、堀内小学校につきましては耐震化が施されているということで、今回使用料については公布の日からするという事で手続きが終わった所から、すぐ貸し出しを行いたい訳ですが、そちらについては補助金が入っているものですから、大臣許可が必要ということで、そちらは2ヶ月程かかるような状況になっております。なので、こちらについてはそういった必要な物をちょっと揃える物については揃えながら、貸し出しをなるべくできるように整えて行かなければならないのかなと思っております。

2番： 課長の答弁の中で、鍵については役場から借りて、役場の方に返すような答弁あったようですが、現実的に9時半、10時頃まで使った後にその鍵を一体役場に持って来れるのかと、非常に非現実的な回答ではなかったのかなと感じました。そういった所でもう少し具体的な内容での回答をお願いしたいということと、今回条例等が設定になった場合、具体的にいつから使用が可能なのか、この辺の期日の設定等についても回答をお願い致します。

まちづくり課長： 鍵等については今そういうご意見等がありますので、例えば近くの方々にお願いするか、他の施設のような対応を考えていきたいと思っております。

それから、いつから具体的にということですが、長沢小学校、それから富長小学校につきましては補助事業の完了も10年以上経過しておりますので、この議決が終わり次第、この条例と共に添付をしながら、国の方に公共施設としての無償転用という取り扱いになりますので、大臣への報告というようになります。そういった事で提出をして、基本的には県からの了解を得れば公布の日からということですが、なるべく早目にその手続きを教育委員会の方で取って頂いて、早目の使用に寄与したいと思っております。これから堀内小学校にも条例の提案になる訳ですが、堀内小学校については先程申し上げました通り、耐震補強工事が平成19年度に補助金を受けておりますので、10年経過しておりませんので届出がなく、許可制になります。この許可を県の方に伺った所、2ヶ月程度はかかるだろうということですので、11月中旬以降になるのかなと考えております。

8番： 特に今の旧長沢小学校の長沢交流センターについてですけれども、以前から議会にも説明ありました。町長の答弁の中にも再三出て来ますように、舟形マッシュルームが立ち上げるNPO法人に貸すんだという話になっている訳ですが、そうなった場合にこの管理条例に基づいた貸し出しをするのか、それとも指定管理者を置く事もできていますけれども、その辺の貸し出しの形態と言いますか、どのように考えているのかをお願いします。

まちづくり課長： これについては、まずは住民の方々に使用して貰うということで、3つ共同のような条例にしております。12月頃にNPO法人について、学校等の無償貸付の議会の議決を頂ければならないと考えておまして、その段階でこの条例も少し指定管理者対応の条例に改正するというように考えております。

8番： そうしますと先程の2番議員の質問にもありましたように、いつからこの条例に基づいた使用ができるのかということがありましたが、実際今のスポ少等の活動もあるという話あります。その中でこの条例から行きますと、住民が利用できるようにと言いますか、地域住民サイドの条例の制定だと思います。その中で、折角こんな管理条例をして交流センターが上手く起動した場合に、その辺地域住民との利用の住み分けと言いますか、その辺どう考えているのかももう一回伺いたいと思っております。

まちづくり課長： 今の所マッシュルームの方ではどの部屋ということは伺っておりますけれども、マッシュルームさんの方でも色々な所にネットワークがありまして、色々な構想を頂いております。町としましては、なるべく雇用対策として活動して頂きたいという考え方もありますので、基本的にはそちらの考えに沿いたいとは思っておりますが、学習センターも近くにあるということがありますので、そのように考えております。なるべく雇用対策として有効活用して頂きたいと考えております。但し、すぐに全てを使ってしまうという状況にはないと思っておりますので、それなりに時間が伴うものであると思っております。そういった事で、まずは地域の方々がどのように、どの位の頻度で長沢の交流センターを使って頂くのか

ということと、NPO法人の事業化がどの程度計画通り進むのかということをお聞きしながら、町の方で色々検討して一番いい方法と言いますか、そういった事を模索しながら、議会の方とも相談しながら検討を進めていきたいと考えております。今の所は、1階の部分を借りてNPO法人が農家レストランとかハセップの承認機構とかそういったものを考えている訳ですが、すぐ教室ができる訳がございませんので改造をしたりとか、そういう時間もあります。スタートはそちらの方からなるのかなと思っておりますが、その他いろんな展開をお願いしているの、そこら辺を踏まえながら先程申し上げました通り、議会と相談しながら進めていきたいと思っております。

3番： 先程2番議員の方から体育用具の事につきまして質問ございましたが、他にこの交流センターを使用するには主に体育館とかグラウンドかと思っておりますけども、食堂の厨房使用をしたいという場合に、すぐ厨房は使える状態なのか。あと会議とかそういう目的で使用したいという場合に、教室の机とか椅子とかそういう備品関係は今学校の中、閉校後見ていませんので状態分かる範囲で教えて頂きたいと思っております。

まちづくり課長： ちょっと私全ての学校を全部見た訳ではございませんので、確認をさせて頂きたいと思っておりますが、この間選挙の時に富長小学校の方に行った時には厨房の用具は舟形小学校で使わない部分についてはそちらの方に残っているようです。冷蔵庫もありましたし、食器等もあるようでございますが、尚確認をして対応を考えたいと思っております。机等については全部が全部持って行っている訳ではないので、それらについてある物で活用して頂くというように考えておりますが、必要であればちょっと予算措置等も考えて行かなければならないのかなと思っておりますが、なるべくそこら辺にある物を活用してできればと考えております。尚、確認をさせて頂きたいと思っております。

3番： 厨房をもし使うのであれば、使用する可能性もあるかと思っておりますけども、そういう場合に先程2番議員の話で心配の方ありましたけども、管理ですね。鍵の管理だけでなく、厨房使用すれば、ガス等、水道等使用する訳でございますので、その辺りの管理もきちんとして行かなければいけないなと思っておりますので、その辺りよろしくお願いたします。

あと会議室等で使用する場合にある物使っていいよという話でございますが、そういうものきちんと3つの学校、この会議の場合この教室を使っていいですよ机をちゃんと整理しておくとか、どこでもいいよというのではなくて、そういう使用しやすいと言いますか、そういう形で準備していかないと、また管理が不十分になってしまって何か問題が起きる可能性もございますので、その辺り管理をちゃんとして頂きたいと思っております。

まちづくり課長： 管理については、今言われたような所を注意しながら整理をしていきます。

9番： 今、長沢の交流センターということで話しているのですが、先程言っているように富長、堀内当然一緒だということですけども、この一般質問でも堀内は解体という方向で検討している訳でありますけども、徳洲会等々とそれから東京との話、それはまだ決まらない段階で今言うような話だと、19年度に耐震の工事をしているから今はやれないということですね。そこら辺確認しておきたいのは、将来的に解体するのか、それともある程度の目途が立っているのか、そこら辺もお伺いしたいと思います。

まちづくり課長： この間の一般質問で町長が答えた通りでございますけれども、まずは堀内の解体については今の所ふるさと特養、東京からの要介護者を受け入れる施設についてははっきりできるという状況にはございませんので、まずは地域の方々から使用料条例今回設定をさせて頂いて活用して頂くということになります。ふるさと特養ができる見込みになった場合について、徳洲会の方の工事計画に合わせまして、それに間に合うように解体をしたいと考えております。そこら辺について見込み等ですが、この間町長の答弁にもありましたように、三菱総研のプレゼンも昨年の12月13日にしました。今回、厚生労働省の都市部の高齢化対策に対する検討委員会でも町長の方から6月13日にプレゼンをしています。これは、全国の方の杉並区と舟形町が先駆けで進んでおります。そういった事で規制緩和を求めている訳ですが、そういった事で委員さんの方々等についてはかなり理解を頂いていると感じておりますが、ただ法令改正という所まではなかなか難しい状況にあります。従いまして、明後日9月11日が町長の答弁にありましたように、国家成長戦略特区というようなものが新しく今回創設されました。それに申し込むべく準備を進めておまして、これについては全部の介護保険法を変えて全国どこでもするというのではなくて、特区を受けたその地区だけがその規制緩和を受けるということでございますので、それに今かけているという状況であります。これについては先程説明会に行きました所、国の再生、成長に向けた特区については安倍政権ではなるべく認めていきたいという大臣のお話もございましたので、それに今の所かけていると

いう状況です。

それから、南伊豆への方の話も町長がこの間しましたけども、南伊豆も具体的に進められております。問題は今の法的な問題の中でクリアしながらしていくのか、今うちの方で取っているような正攻法でいくのかということになりますが、地域の方々も一緒に入れた特養であれば、基本的にはできる方向で今進んでいるような状況ですので、その方向をどちらに向けるかということで、その実現性も高くなるものと思っていますが、今の所舟形町としては正攻法でやっていきたいということですので、ちょっとハードルが高いのかなと感じております。ただ、今そういう要介護者の社会問題が出てますので、風的には舟形町の考え方に来ているのかなと思います。

9番： 日にち忘れたんですがね、私ビデオ撮っているんです。町長が出ているビデオね。東京のラーメン屋さんか、料理屋さんが兄貴か何かやっているということでビデオ撮っているのですが、何か話を聞いていると夢を掴むような話なんですよ。今課長の話だと、特区でその成功例あるんだと。やって貰いたいという私その考えですが、果たしてできるのか。そして、平成19年度に耐震の工事をしていると、10年経たないと補助金を返さなければならない。そこら辺も何か話聞くと、その都度その都度対応しているようなそんな感じあるんです。是非しっかり間違いないということで、進めれるような話を我々にお聞かせ願いたいと思います。

まちづくり課長： 特区についてはやはり国の方の考え方で認める、認めないということになりますので、これについても厳しいのかなと思います。前回構造改革特区という同じ特区の中で出しております。これはあまりにも舟形さんのやる事が社会に及ぼす影響が大きいということで見送られた経過がありますが、今回についてはちょっと視点が違っている構造改革特区も今あるのですが、それとは違う特区を安倍政権では作っております。加藤議員さんが言われるように、はっきりしろということですが、なかなかそこら辺については国がどう考えているのか見えない所がありますので、ちょっとそこら辺については言えないのですが、委員の方々についてはそれなりに理解をして頂いておりますので、その方向に今も今後も努力するということであります。ここら辺で辞めてしまえば一貫の終わりですので、これは続けていきたいと思っております。

それから、堀内については先程言いましたように、19年度に補助金を受けて改修しておりますので、10年を経過しないと補助金の返還というものが出ますが、社会福祉法人への無償提供ということで土地を無償提供する事については、土地については問題はないのですが、建物についてはそれらについては今後方針がはっきりしない段階で、国へのアプローチもなかなかできないということになりますので、この辺についても今後特区の中で舟形町が特区の状況にまな板に上がればまたプレゼンしなければなりません。そういった所で、これらについての規制緩和についても行っていきたいと思っております。それと建物については、社会福祉法人なので公共的団体ということであるのかならないのか、その辺についてもちょっとこれから調べていきたいと思っております。補助金は返還しない方向で努力して参ります。

7番： 私からは費用対効果の面から質問したいと思っております。今まで長沢、富長、堀内、通常の維持管理をしておった訳でございますけども、今回新しく地域住民に開放しますと、その辺の維持管理、経費等どうなのか、その辺お伺いしたいと思っております。

まちづくり課長： この間の補正予算で議決頂いた32,000円というのは一応収入として見込んでいますのであります。これらについては一番使うのがスポーツ少年団とか中学校の部活動、そういった活動ですので使用料がなかなか望めないという所があります。経費についてはかなりかかります。24年度の光熱費全般を見てみますと、これは学校で使っているのもその分になります。全部で490万9,000円程昨年がかかっておりますけども、今度は授業中も電気を点けるということではなく、体育館もその使った時になる訳ですので、かなり減るとは思いますが、教育委員会の方では3校の光熱費を今回補正で頂いておりますけども、220万円程計上しております。そういった事で費用対効果面からすれば、地域の方々に貸し出すので費用対効果は望めません。それはご理解を頂きたいと思っております。ただ、富長小学校も長沢小学校もかなり新しい所をそのままにしておくということについては、例えば水道の配管が水が動きませんので腐食が進みます。そういった事で逆に使って貰えれば長く使えるという部分もございますし、新しい学校をそのままにしておくということが本当にいいのだろうかということで、町の方でも色々検討重ねまして、使える内は使って頂いた方が、窓開けとか今しておりますが、色々空気の入替えもなりますし、逆に傷まない部分もございますので、端的に光熱水費関係を比較すれば費用対効果はございませんが、トータルで物

事を考えて頂ければいいのかなと思います。それから地域の方々、子供達に体育館、教室を提供するという事で、地域コミュニティが造成されまして子供達の体力増進、そういった事を総合的に勘案をして頂ければと思います。

7番： 恐らく使用する人達は子供達が、ほとんどスポーツ関係、無償使用が多くなるのかと感じております。確かに課長言われた通り、地域住民に使って貰えれば最高いい訳でありますけども、このままで使用状況見ながら、それでまだ使用状態が良くなければ、また別の手を打つ考えあるのか、その辺伺います。

まちづくり課長： 当然それは考えております。地域の方々のアンケートを取った所地域コミュニティ、そういった活動の場として活用させて頂きたいというアンケートがございますので、まずそれに応えるということがあります。まず1、2年すれば使用の状態が分かりますので、その辺で次の事を考えていかなければならないのかなと思います。併せて企業誘致等の活用ということも考えていますので、そういった所がどのタイミングで入るのかということも大きな要因になるかと思っております。そういった事を色々企業誘致も進めますし、学校の使用についても推進しますし、そういった事については状況を勘案して変えるべき所はその都度その都度変えていかなければならないのかなと思います。施設も老朽化している所もありますので、逆に使用に耐えない状況になれば使用させないということも当然あると思っております。そういった事をその時その時に判断をしながら、変えるべき所は変えていくという考え方を持っております。

2番： 課長の答弁の中で、非常に残念なのはこういう条例を設定する前に旧小学校の現状を把握していないという部分が非常に残念に感じる訳であります。やはり、このような良い事を折角条例として設定するのであれば、早期に使わせるというのが基本だろうと考える訳であります。そういった中で現状も把握していない、そしてまた使わせるにあたっての具体的な対応等についてもまだ決められていないという状況のようであります。そういった事ができていないというのが本当に残念に感じる訳であります。そういった中で、先程答弁の中で堀内については11月の中旬頃から使えるだろうという回答ありましたけども、長沢と富長については具体的にいつ頃から使えるのかということで月と上旬、中旬とか具体的な日程等について回答お願いしたいと思っております。

まちづくり課長： 旧小学校の状況を把握していないということについては申し訳なく思っておりますが、うちの担当は現場の方回っておりますので、担当については現場の状況を周知しているというようにご理解を頂きたいと思っておりますが、尚学校については毎年のように担当が変わってしまっていて、うちの方も部屋を会議室に使えるのかどうかという所まで指示をしていなかったということで、これについては反省をしております。長沢小学校、富長小学校についてはなるべく早くということですが、基本的には教育委員会の方で大臣への県を通じて、大臣への報告となりますので、基本的には出す段階でこの条例を公布すれば使えるということになるかと思っております。それで考えているのが、地域の方々からも周知をしなければいけないと思っておりますので、なるべく早く提出をして頂いて公布をすぐして9月の中旬からでも使えるように努力したいと思っております。

3番： 今2番議員の答弁の中で課長も内容掴んでいなかったというのは当然の事であって、学校自体教育委員会、学校が撤退すればすぐ町の財産で総務課に行って、次まちづくり課に行っている訳ですから、仕方がないと言えば仕方がないという訳ではありますが、こういう条例を作る上で教育委員会なり総務課なり、まちづくり課なり、それぞれ連携しながら話をしながら話を進めていかないと今となっては慌ててこの状況になってしまう訳ですから、縦割りの行政で仕方がないと言えばそれまででございますけども、今の話でもまだ教育委員会が国の方に申請しなくてはいけないと、まだ教育委員会の手が離れていないという状況でございますので、その辺りをしっかりとした指導と言いますか、それは総務課でやるべきでないのでしょうか。私そう思いますけども。総務課から離れたと言われればそれまでですけども、その辺りしっかりした取り組みを誰か一人先頭に立ってやらないと、ばらばらでは話がまとまらないと思っておりますので、これからもそういうやり方でいくのか、まちづくり課だけでいくのかその辺り伺い致します。

まちづくり課長： 申請については基本的には私共の方でやればよろしいのですが、県の方の学事の方の担当との面識がありますし、そういった手続きについては教育委員会の方が基本的にはやられた方が迅速にできるということで教育委員会の方をお願いをしております。学校については普通財産に落ちたということで今総務課が管理しておりますが、基本的には総務課の方で管理をして頂くというように考えております。まちづくり課の方としましては、全体的な企業誘致とか使用についての今回の条例の設定とか、

そういった事でトータル的なコーディネート的な考え方を持っております。私の方で、総務課の方の財産管理の方には管理をして頂きたいということは申し上げてますし、コントロール的な考えでまちづくり課の方が全体的統括を今後もしていくという考え方であります。ただ、今回使用料条例を設定して企業誘致等のご縁もありますが、そこら辺についてまちづくり課の方では力を傾注して、その管理等については基本的には総務課の方で今後やって貰うということで、その橋渡しの部分についてまちづくり課の方が担うというようにそういった事で捉えて今作業をやっているということでございます。

総務課長： 今のご質問ですけれども、今の中山課長の方からありましたけれども、総務課の方ではまず全体的な調整、管理は総務課の方でしておりますけれども、縦割りというように先程おっしゃってましたけれども、学校等が廃校等の利活用につきましては中山課長の方の職員の方が中央等の方に研修に出かけまして、どういった利活用があるかというのも研修も深めておりますので、そういった利活用についても諸手続きはまちづくり課の方でやって頂きたいと思っておりますし、または総務課の方と教育委員会、また一部業者の方も学校は全部回っておりますけれども、そういったすぐ利活用できるものもありますけれども、ちょっと1年、2年かかる場合もあるのではないかなと思っておりますので、そういった意味で学校そのものが傷まないように前回斎藤議員さんの方からもご指摘されましたけれども、周辺の環境を整備も含めて、また部屋の中とかまたそういった給食室とか、そういったものを含めて定期的に総務課の方と関係する教育委員会の方で定期的に学校の現場回りながら、お互いに情報交換をして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。あくまでも利活用につきましては、まちづくり課の方の中山課長を中心にして頂いておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

議長： いいですか。他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これより議案第58号を採決します。議案第58号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひます。挙手多数です。よって議案第58号は原案の通り可決されました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第59号 舟形町富長交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： 議案書の12頁をお開き下さい。議案第59号 舟形町富長交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について。舟形町富長交流センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。平成25年9月5日提出 舟形町長。

16頁をお開き下さい。提案理由でありますけれども先程の長沢小学校の所と同じになっておりますが、この閉校した舟形町立富長小学校の校舎等の施設、ここだけが変わっておりますので省略をさせていただきます。

前の方に戻りまして、12頁になりますが、舟形町富長交流センターの設置及び管理に関する条例の第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。1号 名称 舟形町富長交流センター。2号 位置 舟形町富田1945番地。これ以外は同じ内容ですので省略をさせていただきます。以上になります。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これより議案第59号を採決します。議案第59号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひます。挙手多数です。よって議案第59号は原案の通り可決致しました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第60号 舟形町堀内交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： 議案書の17頁になります。議案第60号 舟形町堀内交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について。舟形町堀内交流センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成25年9月5日提出 舟形町長。

20頁の方にある提案理由は先程と同様ですが、提案理由の1行目が舟形町立堀内小学校の校舎等の施設に変わっただけですので省略をさせていただきます。

17頁の方に戻りまして、条例の第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。1号 名称 舟形町堀内交流センター。2号 位置 舟形町堀内117番地。ここだけが先程と違いますので、それ以外については省略をさせていただきます。以上になります。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これより議案第60号を採決します。議案第60号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第60号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第61号 舟形町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務福祉課長： それでは議案書21頁です。舟形町保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成25年9月5日提出 舟形町長。

下段の提案理由です。休止していた「舟形町立長沢保育所」を廃止するため提案するものであります。新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の一番下の欄ですが、現行では名称舟形町立ほほえみ保育園、舟形町立長沢保育所となっておりますが、アンダーラインが引いている通り、名称 舟形町立長沢保育所。位置 舟形町長沢3826番地。園児定員 0名。備考 休止。6年前にほほえみ保育園ができてから長沢保育所については休止扱いにしていますが、色々町の方でも民間の活力とか検討させていただきましたけれどもなかなか手立てが取れなかった事もありまして、今回行政財産から普通財産に落として、そして倉庫として活用する方向で県の方とも協議を重ねて参りました。県の方から厚労大臣との協議をするためにこの普通財産に下ろす廃止条例の設定が資料として必要という指導もありましたので、今回長沢保育所条例から廃止の手続きをさせて頂くために提案したものです。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これより議案第61号を採決します。議案第61号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第61号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第62号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事請負契約の一部を変更することについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長： それでは議案書の22頁をお開き願いたいと思います。議案第62号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事請負契約の一部変更について。

平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事請負契約の一部を変更する。平成25年9月5日提出 舟形町長。

始めに提案の理由でございますけども、平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要がありますので提案するものであります。

今庁舎内の耐震補強工事をしておりまして、関係者の皆さんに多大なるご迷惑おかけしている訳でありますけども、今回提案致します庁舎の東側それから西側の屋根でございますけども、庁舎の東側352.66㎡ありましてこれが総務課の上の屋根でありますけども、庁舎の西側ちょうど議場の上の屋根になる訳でありますけども、こちらの方が364.34㎡ございます。合わせまして717㎡の屋根をそっくり張り替えする工事をこの度追加として提案をさせて頂くものであります。屋根そのものが20年以上が経過している事もあ

りまして、あとコンクリート等が劣化しておりまして、その破片等も大分屋根の方に直接落ちて参りますので、そういった破損等もございます。また今の足場等も設置しておりますので、そういった足場を設置している間に追加工事を行った方がコスト的にも非常に有利であるとの事を勘案致しまして、この度新たに追加をさせて頂きたいと思っております。議決年月日及び番号でありますけれども、平成25年6月28日議案第46号。内容と致しまして、事項名と致しまして契約の変更。変更前が1億2,524万4,000円。内消費税が596万4,000円。変更後が1億3,931万4,000円。内消費税が663万4,000円。契約の相手方でございますけれども、山形県新庄市大字鳥越1821番地。丸充建設株式会社 代表取締役 佐藤雅紀。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。

8番： 追加工事ということになるのだらうと思うのですが、今総務課長の答弁にありましたように足場を組んでいる間にやった方が有利だと、それは全くその通りだと思うのですが、この庁舎自体そろそろ半世紀を迎えるような建物であります。見れば見る程そういう部分が今後出てくるのではないかと想像される訳ですけれども、今後そういう部分が次々と出てきた場合も追加、追加ということで対応していくのか、その辺の考えを伺います。

総務課長： 今の八畝議員さんのご指摘ありますように40数年経過しておりますので、今の天井裏とかいろんな外壁等剥がしまして、内部の確認をしている訳でありますけれども、当然工事入る前から設計業者の方である程度予想した訳でありますけれども、例えば屋根の部分につきましても最小限、あくまでも耐震の補強工事でありますので、補強をするための工事に限定してした訳でありますけれども、実際に現場等再度調査した結果、トタンの傷みが非常に激しいということもありまして、今回した訳でありますけれども、それ以外でも足場関係でありますとか、重油を焚きまして暖房を行っている訳でありますけれども、配管等は40年間そのままでございますので、内蔵してありますので非常に効率が悪い訳でありますけれども、そういった所まで全面的な改修工事等、耐震工事に関係なくやってしまいますと、莫大と言いますか、設置する新たに建てる位の予算がかかると思いますので今回あくまでも耐震補強と、震度7位の地震が来ても耐えられると言いますか、耐えるということは崩れないということですが、人の命を守る位最低限ということでやった訳でありますけれども、これまでもその都度すぐ直さなくてはいけないものについては修繕費等で直しております。特に、トイレ棟とか今回回流場の水の排水の関係が非常に悪いということと言葉は悪いのですが、詰まった時にはその都度修繕しながらやっておりますので、なるべくお金をかけないで今回の最低限の工事費を計上させて頂いておりますので、何とかその範囲内でやっていきたいと思っておりますし、あと窓枠が非常に悪くなっておりましてサッシですけれども、冷房暖房致しましても熱効果が悪いということもありまして、二重サッシになってますけれども隙間が出ていますので、それを新たに調査してもらっておりますけれども、最低限窓枠が非常に劣化している箇所が何箇所かございますので、その辺りも今設計屋さんにお問い合わせしまして、最低限必要なものについては、さらに変更と致しまして追加でその期間中に直していきたいと考えておりますので、全体的には非常に40年以上経っているということで、大変老朽化が進んでおりますけれども、とりあえず少しずつ修繕しながら、直しながら役場を使っていきたいと今の所考えております。

8番： 今の答弁を聞いていまして、耐震化の部分と長寿化の部分と言いますか、二面性があると思えます。実際に例え仮と言いましても、庁舎内に壁ですか、そういうものになっている姿を見た場合には、予想以上に今回耐震化によりまして、庁舎の内部の使い勝手と言いますか、かなり違うなと思えます。そんな事で今課長の答弁にありました耐震化だけでなく、ある程度の長寿化を図るとなれば今後また10年とか15年というスパンで使う事になる訳ですので、この際ですね。その部分部分というのではなくて全体的な各課の配置なり、そういうものをきちんと総合的にもう一回考えて、総合的な工事をやった方が私は最大の安価にできるのではないかとと思うのですが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

総務課長： 今のご質問でありますけれども、この度は小学校が3校廃校になるということで、一部でございますけれども、その学校に役場等の移転できないかと、そういった町民からのご意見もあった訳でございますけれども、現実的には非常に難しい面もある訳ですけれども、役場の前にコンサルタントの方で地盤の事を調査して貰った事があるのですが、地盤はある程度強固であるといった報告を頂いております、周辺の駐車場が非常にスペースがないものですから、特に町等のいろんな行事で来た時に皆さんに非常に車で来た方にご不便をかけているということもございます。特に、冬につきましては駐車場が少ない。または除排雪も周りが道路で囲まれておりますので、排雪作業が非常にしづらい面もございますけれども、や

っぱり限られた町の財政予算でございますので、とりあえずその範囲内でまず、例えますと、自分の家と同じでありますけども、色々工事とかまた新たに積算しましても単独事業でやらなければならない、そういった事もございますので、それらも当然これから中長期的な計画の中で、将来的に役場をもっと広々とした所に移転計画するとか、そういった事も考えられると思いますけども、現時点につきましては本庁舎、そして保健センターということでここが拠点になっておりますので、とりあえず八鍬議員さんの方からいろんな心配、ご指摘もございますけども、そういった安心、安全面に配慮しながらなるべく設計屋さんとも今週1回担当の方でも協議しておりますけども、これからどうしていけばいいのかも含めて、将来的な展望も含めて今回のとりあえず補強工事の方きちんとやらせて頂きたいと考えております。

9番： 今8番議員さんが言ったような事ですけれども、例えば1階の方を見ても随分壁等が出てきます。この耐震の補強をするためにこれは仕方がないものですが、2階の方も議長室なりに壁がはみ出して来る訳であります。今現在総務課辺りでは私この間も話したのですが、危機管理室等に町長の話の中でいずれは作らなければならないと。防災センター等々も作らなければならないという話も一般質問の答弁の中で受けています。どうですか。この際渡り廊下作って、保健センターの2階を議会事務局の方で使うとか、そうすれば今の議長室並びに議会の事務局等々は、総務課危機管理室何なり使えるんじゃないですか。要するにこのまだ建物に住むということを前提としている訳ですから、できれば皆さんが仕事しやすい。そして安全、安心のためにも是非総務にも必要ではないのかなという感じするんです。要するに、今議員のロッカー等ありますけども、そこから隣の保健室に廊下を渡す位なら何千万円かかるような大工事ではない訳であります。そして、保健センターの2階等を使えるということにすれば、もっともっと効率の良い皆さんの仕事ではないですけども、今総務課の方行っても足の踏み場ない位混んでいるんです。そういう考えがないかどうか、ちょっとお伺いしたいです。町長でいいです。

総務課長： 加藤議員さんのご指摘のその通りだと思います。総務課につきましても、前はまちづくり課の玄関入ってすぐの所にいた経過もありますし、または各班の業務につきましても色々移動した経過もございますので、どういった配置が一番いいのかも当然来年等の人事等とか配置に関してはしなければならぬと思っておりますけども、その辺りも今議員さんが言われた事を参考にさせて頂きたいと思っております。または、外付けのプレス等が入りますので総務課の方も大分出ておりますし、また健康福祉課の方も大分スペースが狭くなりまして、来客者の皆さんにもご不便をおかけしておりますけども、基本的に大きい地震が来てもドンと倒れないというか、そういった想定しておりますので、柱を太くするとか、また壁を新たに立ち上げるとか、そういった基本的な工事を今しているような最中でございますので、もしかしたら場所によっては空間スペースが使える場所が狭くなるような感じが致します。または総務課につきましても、防災関係の方でいろんな時柄等含めましていろんな機材等がどんどん入って来ておりまして、そこに職員が座ってはいないのですけども、そういったパソコン等含めた機材とかプリンターとか、そういったものもどンドンどンドン配置しなければならぬということで、非常に空間が狭くなっておりますので、そういった事も含めまして、今渡り廊下の点もございましたけども、保健センターの方も保健士さんとの設置の根拠というものがあると思っておりますので、そういった事も総合的に勘案しながら防災センターの話も以前町長の方から出た経過がありますので、そういった事も含めてこれから来年に向けまして色々検討をさせて頂きたいと考えております。

議長： 町長何かありませんか。

町長： 色々いい提言もあったように思います。今回は耐震化事業、今提案しております耐震化事業は当初は補助事業ではなかったと、これを補助事業に採択して貰って、社会資本整備事業として今提案している訳です。来年は第2庁舎の方に掛かります。その時に実際に今の本庁舎のでき上がりが目に見えない訳でありますので、そういうでき上がりも勘案しながらも先程9番さん、保健センター云々ということがありましたけども、そこまでは私も考えておりませんでしたので、その辺も頭に入れながら、或いは防災センターするにしても今度敷地がある訳であります。その辺も総合的に勘案しながらやっていかないと考えておりますので、色々今ご意見もありましたので、そういう面も総合的に判断しながら増改築が最もいいのかどうかも含めて、まず検討してみたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第62号を採決します。議案第62号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第62号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 認定第1号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算決算の認定について、認定第2号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題と致します。議案の概要について執行部より説明を求めます。

会計管理者： よろしくお願ひ致します。それでは平成24年度の一般会計特別会計の決算認定について内容を説明させていただきます。お手元の決算資料に基づきまして、平成24年度一般会計並びに特別会計の決算概要について私の方からご説明申し上げます。

頁をめくって頂きまして、1頁の方から進めたいと思います。1頁になります。最初の頁が会計別決算総括表になります。尚、この表は総括表でありますので、一般会計から特別会計の公共下水道特別会計まで予算現額、決算額、そして差引残額までを長くなりますけれども読ませて頂きます。

最初に一般会計です。予算現額が43億8,482万3,000円。そして歳入決算額が44億1,561万9,333円、歳出額が42億3,592万9,535円、歳入から歳出を差し引いた額、1億7,968万9,790円になります。通常であれば、これが翌年度への繰越総額になりますが、24年度の予算で25年度に繰り越す繰越明許の事業費が4,640万4,000円の事業費がありますので、その内1,281万円は繰越明許費の繰越財源となります。従いまして、実績繰越額につきましてはこの1,281万円を差し引いた1億6,687万9,798円が実際の繰越金となります。

次に国民健康保険特別会計事業勘定、予算額が7億7,170万円、歳入額8億901万7,622円、歳出額が7億4,616万2,774円、歳入歳出差引残額が6,285万4,848円となり、これが繰越金になります。

続きまして後期高齢者医療事業特別会計では予算額が6,070万円、歳入額が6,656万7,420円、歳出額が6,017万7,419円、差引残額が639万1円となります。

続きまして介護保険特別会計事業勘定では、予算額が6億9,390万円、歳入額が6億9,631万4,965円、歳出額が6億6,452万5,520円、残額と致しまして3,178万9,445円となっております。

続きまして、簡易水道事業特別会計では、予算額2億644万6,000円、歳入額が2億824万9,608円、歳出額が1億9,738万9,508円、差引残額が1,086万100円となっております。

続いて農業集落排水事業特別会計では、予算額が2億933万6,000円、歳入額が2億978万2,816円、歳出額が2億700万5,626円、差引残額が277万7,190円となっております。

最後ですけれども、公共下水道事業特別会計では、予算額1億8,898万6,000円、歳入額が1億9,054万4,911円、歳出額が1億8,654万5,349円、差引残額が399万9,560円となります。

一般会計と特別会計6会計で合計しますと、一番下の方になりますけれども、予算額が65億1,589万1,000円、歳入額が65億9,609万6,675円、歳出額が62億9,773万5,731円、繰越事業費繰越財源が1,281万円、差引残額が2億8,555万944円となっております。

それでは2頁をお開き下さい。2頁は1頁で説明申し上げました決算総括表をグラフに表したものです。7会計の合計額と致しまして、62億9,773万5,731円を100%としての割合を示しておりますけれども、一般会計で67.3%、続いて国民健康保険特別会計事業勘定が11.8%、それから介護保険の方で10.6%の順になっております。

続いて3頁になります。ここでは一般会計並びに特別会計の決算額について5年間の推移を表したものです。右上の表の右の数値になりますけれども、一般会計では平成23年度対比と致しまして、収入済額96.1%、3.9ポイントの減となっております。支出済額についても95.0%で5%の減となっております。5年前の20年度との比較ではいずれも108という指数となっております。

次の頁をお開き下さい。4頁になります。一般会計の歳入歳出款別総括表となりますけれども、4頁は歳入の部分です。1款の町税から縦に21款町債までの歳入合計と致しまして、列の中程の収入済額となります。44億1,561万9,333円であります。予算現額43億8,482万3,000円に対して、収入率は100.7%、調定

額に対しては収納率で99.6%となっております。収入未済額の合計は1,830万7,128円であり、その内訳と致しまして1款の町税が1,748万728円。次の13款使用料と手数料で82万6,400円という未済となっております。不能欠損額の合計は町税分で296万9,932円となりました。尚、1款町税の決算額におきましては、収入済額が5億2,260万4,334円でありまして、調定額5億4,305万4,394円に対して、収納率は96.8%という数値になってございます。

続いて下の5頁になります。1款の議会費から13款予備費までの歳出合計でございますが、中程の支出済額につきまして42億3,592万9,535円となっております。予算額に対して執行率は96.6%という結果となりました。また6款、7款さらに11款の災害復旧費で年度中の事業完了ができなかったことから、合計と致しまして4,640万4,000円の翌年度繰越明許費が発生しております。従いまして、歳出決算による不用額は1億284万9,465円となっております。

次の頁をお開き下さい。6頁になります。一般会計の決算について歳入と歳出をグラフに表したものです。左側の歳入につきましては10款の地方交付税が24年度21億933万4,000円、全体の47.8%占めており、一番多い率になっております。しかし23年に比較しまして、5,200万円程減額となり予備率と致しましては2.4%の減少となっております。続いて2番目が1款の町税の11.8%、3番目に15款の県支出金で9.8%という順になっております。それから右の方のグラフになりますけれども歳出になります。こちらにつきましては決算額の中で一番多いのが総務費で18.0%、2番目と致しまして民生費で16.4%と、3番目に土木費で16.1%という順になっております。

下の方の7頁に参ります。7頁は一般会計の歳入歳出決算額の5ヶ年の推移となりますけれども、先程3頁の方で説明しましたものと重複しますので、説明を省略させて頂きたいと思っております。

次の頁をお開き下さい。8頁につきましては町税の税目別徴収実績となります。税目別に町民税の個人と法人、それから固定資産税を準固定資産税と市町村交付金、そして軽自動車税から入湯税までの決算額合計になります。表の下の方の欄を読んでいきます。現年度分と滞納繰越分を合わせた調定額については5億4,305万4,994円、収入済額については現年度分が5億1,953万6,885円、滞納繰越分が306万7,449円の計で5億2,260万4,334円の収入額となります。不能欠損額は町民税、固定資産税、軽自動車税を合わせまして、296万9,932円となっております。これは前年度よりは多い額となりました。続いて、収入未済額については現年度分と滞納繰越分を合わせて1,748万728円となっております。この町税にかかる収納率につきましては、現年度分で99.0%、滞納繰越分で19.9%という数値となっております。

次の9頁につきましては、町税全体の収納状況についての5ヶ年分を比較しております。中程の町税の収入済額ですけれども、平成20年度で4億9,655万727円に対しまして、平成24年度は5億2,260万4,334円と2,605万3,607円の増加で5.2%の上昇となっております。対前年度比では8.3%の上昇という結果となっております。

次の頁をお開き下さい。12頁になります。こちらは各科目別給与費調書ということになります。ここにつきましては一般会計分の給与費で議員さん他町長、副町長、教育長の特別職分、さらに非常勤特別職の人数を入れた合計で690名分、尚一般職分につきましては一般会計での人数は73名になりますけれども、特会の分を含めると全体で79名の職員数となっております。1款の議会費から13款までの報酬、給料、職員手当と並びに共済費の合計で7億8,433万1,427円という人件費の合計となっております。一番右端の下の方になります。

続いて13頁につきましては、同様に特別会計分の各科目別給与費の調書となります。人件費分を予算計上している介護、簡易水道、農業集落特別会計、公共下水道特別会計の4つの会計で給与費の合計と致しましては右の方の数値を足しますと、4,572万1,471円という数値になってございます。

開いて頂きまして、14頁につきましては(1)、(2)と次の頁にも続きますけれども、款節別支出額調書という表になります。1款の議会費から13款の予備費までの節区分による支出額の内訳となっております。1枚目の14頁につきましては、1節の報酬から2節給料、ここから15節の工事請負費までの数値となっております。

それから15頁に行きますと、16節の原材料費から28節の繰出金まで2頁に亘った振り分け表になります。詳細につきましては、後程の決算書によりまして款毎に審査をして頂くということになりますので、ここでは説明を省略させて頂きたいと思っております。

次の頁をお開き下さい。16頁から21頁までは町の方で総務省に報告致します決算統計の資料ということ

で付けさせて頂いております。

16頁につきましては収入の状況ということで地方税から地方債までの区分を臨時的収入と計上の収入、それをさらに特定財源と一般財源に振り分けをした内容となっております。後程ご覧になって頂ければと思います。

17頁につきましては、これも決算統計の資料で性質別の経費の状況となります。決算額を義務的経費と一般行政経費、さらに投資的経費という区分に分け、その歳入と同じように臨時的経費と経常的経費に分け、これをまた特定財源と一般財源に細分化した資料となっております。こちらも後程ご覧になって頂きたいと思っております。

18頁の方に移ります。地方交付税の状況ということでタイトルの際には過去5ヶ年となっておりますけれども、比較と致しまして事業交付税を頂いている金額が最も多かった平成12年度の比較ということで、6年分を計上させて頂いております。

次の19頁が5ヶ年間における使用財政指標の推移ということになります。こちらも後程ご覧になって頂ければと思います。

次の頁をお開き下さい。20頁になります。こちらは一般会計の地方債の現在高の状況でございます。区分1の一般公共事業債から17の緊急防災減債事業債、これは新たなメニューとなっております。その合計の欄になりますけれども、平成23年度現在高が41億7,455万円、これに24年度新規で起債を発行致しました額と致しまして4億1,200万円を加えまして、24年度中に支払った償還元金と利子を足しまして、5億4,518万2,000円を差し引きまして、平成24年度末の現在高という数値となっておりますけれども、この数値が起債現在高と致しまして、40億9,755万円となっております。23年度と比較しまして、1.8%の減少となっております。

次の21頁は同じく地方債現在高の状況ですが、こちらは簡易水道と農業集落排水、公共下水道の公営企業分の地方債現在高を表にして表しております。いずれも前年度23年度と比較しまして、24年度末現在高につきましては3%から4%という数値で減少となっております。

次の頁お開き下さい。ここから特別会計の歳入歳出決算になります。24頁は国民健康保険特別会計でございますが、1款から11款までの歳入合計は3列目になりますけれども、8億901万7,622円であります。予算現額に対しまして収入率が104.8%、調定額に対しましては収納率で96.2%となっております。その内1款の国民健康保険税におきましては、収入済額が1億9,029万3,235円ということで調定額に対しては85.7%の収納率となっております。また、収入未済額3,169万9,315円、不能欠損額は644万330円となっております。また右側の方の1款から11款までの歳出合計ですが、支出済額と致しまして7億4,616万2,774円、予算現額に対して執行率は96.7%となりました。不用額は2,553万7,226円という数字になってございます。

25頁の方になりますけれども、国民健康保険特別会計の決算額の5ヶ年分の推移でございます。右の3列目の方になりますけれども、24年度の歳入決算総額と致しまして、前年比で13.2%の増加、歳出決算額の総額につきましても前年度比で15.5%の増加となりました。また、20年度と比較した予算ベースでは14.1%の伸び率となっております。

次の頁になります。26頁になります。国民健康保険税の収納状況でございます。5年間分を見ても、調定額は年々増加したために一人当たりの世帯、一人当たり、尚世帯当たりの保険税も増加して参りました。一方、中程の収納率につきましては、一般被保険者分で前年度よりも0.7%上昇しましたが、退職者分が1.9%ダウンしており、収入未済額いわゆる滞納額が現年度分だけで一般退職合わせて877万9,455円の滞納額となっております。退職者分については、前年度と比較しまして142.6%と著しい伸びが発生した事になります。

次の27頁につきましては、国民健康保険の療養給付費の医療費の方の状況になります。こちら5年間分を載せさせて頂きました。平成24年度については、右側の方になりますけれども世帯数、被保険者数は減少しておりますけれども、医療費の伸びが特に顕著でありまして、前年度と比較しまして医療費が分かる所ということで、3列目になりますけれども、保険者負担額、給付額ということで一番の下の増減と致しまして、16.9%一人当たりの医療費では右の方になりますけれども、21%の伸び、世帯当たりでも18.7%の伸びということで医療費が年々増加しているという状況でございます。

次の頁をお開き下さい。28頁は後期高齢者医療特別会計でございます。1款から5款までの歳入合計は

3列目になりますけれども、収入済額が6,656万7,422円、予算現額に対しまして収入率は109.7%、調定額に対しての収納率は100%となっております。その内後期高齢者医療保険料におきましては、1款になりますけれども、収入済額が4,080万7,100円、これに対して調定額に対する収納率が100%となっております。また、右側の方の歳出につきましては、1款から3款までの歳出合計ですけれども、支出済額は6,017万7,419円で、予算現額に対しての執行率は99.1%となっております。

続きまして、29頁になります。29頁は介護保険特別会計でございます。1款から10款までの歳入合計は収入済額で3列になりますけれども、6億9,631万4,965円、予算現額に対しての収入率は100.3%、調定額に対しての収納率は99.8%となっております。その内1款の介護保険料につきましては収入済額が1億806万4,500円、調定額に対しまして収納率が99.8%となっております。これによりまして、収入未済額が27万円、不能欠損額も19万4,800円という数字になっております。また、右の方の歳出になりますけれども、1款から8款までの歳出合計でございます。支出済額は6億6,452万5,520円、予算現額に対しまして執行率は95.8%となっております。

次の頁をお開き下さい。30頁につきましては、簡易水道特別会計でございます。1款から8款までの歳入合計は収入済額が3列目になりますけれども、2億824万9,608円であります。予算現額に対しまして収入率は109%、調定額に対しては収納率が97.1%となりました。その内1款の事業収入の水道使用料につきましては収入済額が1億1,249万505円、調定額に対しまして収納率は97.1%となっております。予算現額に対して執行率は95.6%となりました。また、歳出決算による不用額は905万6,492円でございます。失礼致しました。

31頁になります。31頁は農業集落排水事業特別会計でございます。1款から6款までの歳入合計は収入済額で、2億978万2,816円であります。予算現額に対して収入率は100.2%、調定額に対する収納率は99.1%となっております。その内1款の農集排の使用料につきましては収入済額で3,150万4,178円、調定額に対しまして収納率が94.4%、また収入未済額につきましては181万1,617円の未済が発生しております。右の方の歳出になります。歳出済額が2億700万5,626円でございます。予算現額に対して執行率は98.9%となっております。

次の頁になります。32頁につきましては公共下水道の特別会計の総括表になります。1款から5款までの歳入合計は収入済額が1億9,054万4,911円でありました。予算現額に対しては収入率で100.8%、調定額に対しましては収納率で99.7%となっております。その内1款の下水道使用料におきましては収入済額で3,146万9,926円、調定額に対して収納率が97.7%という率となっております。従いまして収入未済額は66万339円の滞納額が発生しております。また、右の方の歳出合計につきましては支出済額で1億8,654万5,349円で、予算現額に対しまして執行率は98.7%となっております。

以上で平成24年度一般会計特別会計の決算について概要説明を終わりたいと思います。よろしくご審議して頂きますようお願い致します。

議長： それでは午後1時まで休憩します。(11:47)

議長： それでは休憩前に復し会議を再開致します。(13:01)

続きまして監査委員による各会計の決算審査結果報告を林代表監査委員より求めます。

代表監査委員： それでは平成24年度舟形各会計歳入歳出決算審査の意見を述べさせていただきます。

1頁を開いて頂きたいと思います。平成24年度舟形町各会計歳入歳出決算審査意見書。審査の概要であります。1. 審査の対象 (1) 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出決算書。(2) から (7) まで特別会計決算。(8) 財産に関する調査の8項目について対象と致しました。2. 審査の期間 平成25年7月23日から8月1日(延べ8日)実施致しました。3. 審査の手続き 町長から提出された舟形町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書について関係法令に準拠して作成されているか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、証拠書類等を照合するとともに関係職員の出席を求め、慎重に審査検討を行う等の審査手続きにより実施致しました。数字等につきましては先程の会計管理者の数字と重複しますので重複する箇所については省略させていただきます。

2頁、2. 審査の結果 平成24年度各会計の決算書であります。省略致します。

3頁からが一般会計であります。1. 決算計数について 町長より提出された決算書及び関係書類に基づき歳入歳出関係諸表及び証拠書類等照合審査した結果、決算計数はいずれも符号し、誤りのないものと

認めました。2. 財政事情について 第1表が収支の推移ですが、会計管理者の説明と重複しますので省略致します。(1) 歳入の状況 次の頁に各款毎に比較表を表示しておりますが、先程の説明と重複しますので省略致します。

5頁からが構成比の高いものの内容の説明であります。町税だけ申し上げますが、第4表を見て頂きます。収入済額は5億2,260万4,000円で前年度に比べ3,984万6,000円、率にして8.3%増加した。歳入決算額に対する構成比は11.8%で前年度より1.3ポイント増加している。内容は法人町民税が3,319万5,000円の増、個人町民税が1,965万4,000円の増、軽自動車税も若干増加しています。固定資産税が1,264万7,000円減少しております。また町たばこ税も若干減少しております。収入未済額は現年度分514万1,000円、滞納繰越分1,531万円、合計で2,045万1,000円となり297万円を不能欠損処理している。町税徴収率は96.7%で前年比0.23%、滞納分19.26%で前年比3.83%、合計96.76%で0.43%増加した。これは県内市町村第2位の徴収率で職員の努力の結果と思う。今後も徴収率の増に努力されたい。

6頁が地方交付税です。5表を見ますと平成24年度は前年より減となっております。町債につきましては省略致します。

7頁朗読致します。歳入全体では、前年度より1億8,072万6,000円、率にして3.9%減少した。前年度に比べ、地方交付税5,188万5,000円、国庫支出金6,783万8,000円、県支出金5,755万円、繰越金5,531万3,000円、地方譲与税281万4,000円が減少している。一方増加したのは町税3,984万6,000円、繰入金3,917万3,000円、町債1,280万円、ゴルフ場利用税、自動車取得税交付金である。地方交付税は平成19年度より毎年増加していたが、今年度より減少に転じています。地方交付税は歳入全体の47.8%を占め、その結果自主財源は10億3,261万4,000円で全体の23.4%、依存財源は33億8,300万5,000円となり76.6%の割合となっております。財政調整基金1億1,000万円、公共施設整備基金4,570万円、減債基金2,597万9,000円取り崩して予算執行したものの、最終的には財政調整基金1億1,000万円、公共施設整備基金に9,670万円積み戻す結果になっております。3年目となる「ふるさと応援寄付金」は65件、275万8,000円の実績があった。当町出身者の思いを大切に、有効に活用するとともに今後も継続して推進されたい。収入未済額が町税233件1,748万円のほかに、住宅使用料7件82万6,000円となっております。計240件1,830万6,000円。昨年度と比較して件数は44件減、金額で18万5,000円増加しています。また、上記収入未済額のうち不能欠損として、町税37件297万円不能欠損処分しているが、地方税法第15条の7第5項、滞納処分の停止の要件によるもの1件、地方税法第18条の1消滅時効によるもの36件であります。収入未済は自主財源の乏しい本町にとって厳しい財政をさらに圧迫することとなっており、税及び使用料などの住民負担の公平性の観点からも、その解消に更なる努力をお願いしたい。

8頁から歳出の状況であります。第7表が款別支出額比較表であります説明を省略させていただきます。以下、構成比の多いものの内容の説明ですが、8、9頁の説明は省略させていただきます。

10頁をご覧ください。歳出全体では前年度より2億2,155万2,000円、率にして5.0%の減少となっております。款別に見ると農林水産業費、教育費、公債費が増加し、そのほかは減少しています。節別に決算額構成比を見ると、普通建設事業が17.7%で最も高く、人件費17.3%、繰出金12.6%、公債費12.9%などとなっております。人件費は平成24年度は前年比金額で2,141万3,000円、2.8%の減となっております。職員給料と職員手当、共済費等はそれぞれ減少しています。

11頁から国民健康保険特別会計事業勘定であります。1. 決算計数について 誤りのないことを確認致しました。2. 財政事情について 収入の説明ですが、会計管理者の説明と重複しますので省略致します。

12頁の上が構成比の多いものの内容の説明ですが、省略致します。第2表が款別支出額の比較表であります。これも重複しますので省略致します。

13頁中段です。平成24年度の決算状況は、歳入歳出差引額が6,255万5,000円で前年度比7.9%減少した。事業面については被保険者の高齢化や医療の高度化が進み、医療費の増加の原因となっているが、特定健康診査事業の実施や、健康づくり運動・健康指導の強化など、諸事業に積極的に取り組んでいることを評価したい。保険税収納未済額が現年度分877万9,000円、繰越分2,292万円、計3,169万9,000円で前年度より352万円減少しています。不能欠損金644万円を処分しております。保険税滞納者に対しては資格証明書15件(前年度12件)、短期被保険者証39件(前年度38件)を発行しています。税徴収率は、現年度分95.5%(前年95.1%)、滞納繰越分20.1%(前年13.8%)、合計で85.7%(前年83.1%)と前年に比べると2.6ポイント増加しています。今後も税収納率の向上と収納未済額の回収に努められたい。また、町民のスポー

ツ教室等の健康増進事業、国保事業の円滑・適正な運営に更なる努力をお願いしたい。

14頁、後期高齢者医療事業特別会計であります。1. 決算計数について 誤りのないことを確認致しました。2. 財政事情について 収入の状況は第1表記載の通りであります。先程の説明と重複しますので省略致します。

15頁、3. 歳出の状況については歳出の99.4%が広域連合への納付金となっております。この事業については、県内の市町村が組織した山形県後期高齢者医療広域連合が財政運営の主体となっており、町の業務としては、保険料の徴収、被保険者の資格管理に関する申請や届け出の受付、被保険者証の交付などとなっております。被保険者数1,286名で前年度より1名増加しております。療養給付費は県広域連合より、8億1,700万2,000円給付されておりますが、実績割合により一般会計より7,554万6,000円（概算払）、負担金として広域連合に支出されております。

16頁、介護保険事業特別会計であります。1. 決算計数について 誤りのないことを確認致しました。2. 財政事情の収入比較表並びに17頁の支出比較表ですが、説明が重複しますので省略致します。

17頁中段です。歳入の主なものは、国庫支出金1億6,399万6,000円、支払基金交付金1億7,861万4,000円、保険料1億806万4,000円、県支出金9,600万1,000円等で歳入全体では4.8%の増加であります。また、基金は前年度2,380万2,000円であったが、383万円増加して年度末残高は2,763万2,000円となっております。介護保険料の収入未済額が現年度分19万8,000円、滞納繰越分72,000円、合計27万円となっております。内、6世帯28件19万5,000円不能欠損処理しているが、いずれも介護保険法第200条による時効（2年）によるものであります。包括支援センターによる相談業務や、地域の公民館などを利用した介護予防教室や、認知症予防講演会などを実施し、努力されていることを評価したい。高齢化社会に向け、高齢者が支援・介護を安心して受けられ、老後に不安のないよう日常の介護活動と制度本来の運用が図られるよう期待します。

18頁、簡易水道事業特別会計であります。1. 決算計数について 誤りのないことを確認致しました。2. 財政事情について 収入及び19頁の支出比較表につきましても説明を省略させていただきます。

19頁中段です。各地区の水道管布設工事はほぼ終了しており長者原、富田、沖の原地区の石綿管から耐震管への布設替工事により管路破損事故減少を図った。あとは維持管理費と償還金の支出となりました。年間有収水量は570,800m³で、有収率99.3%で前年度より5.0ポイントの増加となっております。これは県下でも上位のランクにあります。給水区域内人口は5,791人、給水人口5,751人、給水普及率は99.4%と高くなっています。一戸当たりの水道料金は（家庭用）一ヶ月平均4,890円で、前年度より80円高くなっています。水道使用料の収入未済額が、現年度分で130万9,000円、滞納繰越分が499万8,000円、合計630万6,000円となっております。水道はいまさら申すまでもなく、町民の最も重要なライフラインであり、「より安全なものを、より安定的に」を使命に、また企業会計の原則をもって独立採算の確立に向けて尚一層の努力をお願いしたい。

20頁農業集落排水事業特別会計であります。1. 決算計数について 誤りのないことを確認致しました。2. 政事情の収入及び21頁の支出比較表については説明を省略させていただきます。

21頁中段です。歳入の主な構成比は使用料・手数料15.0%、繰入金52.9%、町債30.7%であります。町債は6,440万円借り入れ、1億1,877万4,000円償還し、年度末残高は17億5,839万1,000円となっております。また基金は45万2,000円増加し、年度末基金残高は897万5,000円となっております。歳出の主なものは、工事が完成しているため、施設管理費4,311万7,000円、長期債元利払い1億5,510万1,000円などであり、生活排水の垂れ流しは、近隣者にも迷惑をかけるばかりでなく、生活環境を悪くし、さらには清流小国川の水質悪化にもつながるため、今後とも計画的に事業を進めるとともに、既完了施設の供用率の向上にさらなる努力をお願いしたい。供用状況として定住人口2,986人、供用人口2,594人、供用率86.9%となっております。また、使用料の収入未済額が現年度分47万7,000円、滞納繰越分140万5,000円、合計188万2,000円発生しているので回収に努力されたい。

22頁、公共下水道事業特別会計であります。1. 決算計数について 誤りのないことを確認致しました。2. 財政事情について 収入の第1表23頁の支出の第2表の説明は省略致します。

23頁中段です。歳入の主なものは事業収入3,147万円、繰入金9,040万6,000円、町債6,060万円である。町債は6,060万円起こし、1億1,379万1,000円償還、年度末残高は16億5,475万円となっております。歳出の主なものは工事が終了しているため、維持管理費3,459万6,000円と公債費1億4,250万円だけでありま

す。農業集落排水と合併浄化槽を含む生活排水処理施設の普及率は82.5%となっており、県下35市町村のうち高い位置にあり、他の市町村に先駆けてこの事業に積極的に取り組んできたことを高く評価したい。今後も生活環境の改善、住民の快適な生活と農業用水・特に清流小国川の水質保全のため、計画的かつ効率的に事業を推進されたい。また、収入未済額が使用料現年度分56,000円、滞納繰越分28万4,000円、新設手数料滞納繰越分32万円、合計66万円あり回収に努力されたい。

次に財産に関する調書について。1. 公有財産 土地については、町営住宅団地用地の購入、「除雪機格納庫」の用地、縄文遺跡に関する用地や、駐車場用地の取得による移動であります。建物については、主なものとして舟小の増築や、バス車庫の増築に伴う移動及び南部保育所の解体による移動であります。今後は、売却されない分譲宅地や、保育所跡地、土地開発基金の土地など未利用地の活用が大きな課題となっております。将来を展望した土地の有効活用について、さらに努力されたい。

平成24年度の移動については土地12,109㎡、内訳として公営住宅用地3,627㎡、道路その他679㎡（除雪基地）、その他7,803㎡（縄文遺跡地等）12,109㎡の増で、年度末残高は3,055,849㎡となりました。建物増加分855㎡、内訳舟小増築588㎡、舟小バス車庫267㎡、除雪機格納庫97㎡、減少分684.0㎡の減、南部保育所684.0㎡の減です。差引171㎡の増で年度末残高は53,777㎡となりました。

有価証券は年度内の移動はなく、7機関1,440万5,000円の残高となっています。出資・出捐金も年度内の移動なく、年度末残高は33機関1億2,871万1,000円となっています。これらは正確・適正に管理されていると認めます。

物品については、自動車1台増、バス2台増、ダンプ1台処分、小型除雪機2台購入増、洗車機2台購入増、パソコン5台がリースから無償譲渡されております。その他は前年同様であります。なお、パソコンは他にリースで77台導入されております。

3. 基金（1）積立基金 平成24年度の一般基金の状況は、増加分が6基金で1,127万9,000円、減少分が5基金で8,420万5,000円、差引7,292万7,000円減少し、3月末残高は11基金で13億8,625万9,000円となった。増加したのが、若あゆ温泉事業基金600万円（平成23年度分500万円含む）及び介護保険給付基金383万円などである。また、減少した主なものは減債基金2,591万7,000円、公共施設等整備基金3,525万円、緊急経済対策事業基金2,039万円等である。上記のほかに、出納整理期間中、公共施設等整備基金に8,670万円が翌年度に繰り越して積み立てされ決算年度末現在では、前年度決算より1,377万3,000円増の14億7,295万9,000円となりました。（2）定額基金 ①土地開発基金 土地開発基金により1件（391万1,000円）の買収があったが、同年度内で一般会計により買戻しがあったため、年度末基金残高は利子分のみ121,000円増加し、8,572万6,000円となり、土地の保有は保育所の歩道用地72.92㎡、八畝林業跡地1,074.09㎡、道路用地413㎡、合計1,560.01㎡と前年度と変更なしとなった。②水田転作家畜導入貸付基金 平成24年度に貸付は無く、償還は1頭75万1,000円されている。年度末残高は現金で400万5,000円、貸付牛は19頭701万1,000円、合計で1,101万6,000円となっています。うち4頭154万円が償還期限を3年経過しています。各年度75万円前後計画的に返済しており、回収の努力を評価したい。③乳牛及び飼育牛導入事業基金 平成24年度中に貸付は無く、年度末残高は現金で416万1,000円、貸付牛は皆無となっている。④教育振興修学資金貸付金基金 新たに775万8,000円増額され、基金残高は1億708万2,000円となっています。貸付している総数は113名で、内訳は24年度で貸し付けした者32名、以前貸し付け返済中の者81名、返済据え置き中の者14名となっています。年度末の貸付残高は1,152万円となっています。うち7件（5名分）63万3,000円が未納となっており、うち長期末納者2件（2名）56万3,000円があるので注意されたい。

むすび 平成24年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出、財産に関する調書についての決算審査の概要は前に申したとおりであります。本年度は一般会計特別会計合わせた決算額は、前年度より歳入で1.0%、歳出で1.8%減少しています。歳入歳出差引額は2億9,836万1,000円となり、翌年度へ繰り越すこととなりました。町税は、法人町民税3,319万5,000円、個人町民税1,916万4,000円が増加し軽自動車税、入湯税も若干増加しました。固定資産税1,264万7,000円、たばこ税が減少したが前年比8.3%増加している。歳入の47.8%をしめる地方交付税は、平成19年度から増加に転じ、平成23年度まで少しずつ対前年度比で増加していたが、本年度は5,188万5,000円、対前年度比2.4%の減となり憂慮されます。大きな事業としては、町道の改良整備、小学校の増築工事及び付帯工事、バス車庫の新設等統合に向けた施設整備、簡易水道施設の改修工事がなされました。これらは社会資本の整備を目的とする国県からの補助金によるもので

あります。また農協や商工会と連携し、農産加工施設設置への助成、プレミアム商品券発行への助成など地域経済振興対策に取り組んでいます。また、3年連続での大雪により除雪対策費として、除雪対策事業1億4,160万6,000円、小型除雪機械購入394万9,000円、除雪格納庫整備1,871万3,000円を費やしています。住民福祉の向上と町民サービス、諸事業の遂行に鋭意努力された執行各層に敬意を表したい。

今後の予算執行に特に留意すべき事項についてはつぎのとおりである。1. 主な財政指標をみるに、經常収支比率88.0（前年88.3）、財政力指数0.200（前年0.205）、実質公債比率13.4（前年14.0）、将来負担比率84.3（前年92.6）、公債費比率7.9（前年8.0）、起債制限比率6.0（前年7.4）、公債費負担比率15.6（前年14.6）、となっています。ほとんどの比率で前年度より好転しているが、財政に余裕がなくなっている事情は変わりありません。自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存している当町にとっては、財政は国の政策に大きく影響されますが、引き続き事務事業の合理化を図り、経費の節減等財政の健全化に向けて更なる努力をお願いしたい。2. 予算執行に際しては、経費節減の面から努力されていると判断されるが、中には小額ではあるが事業を実施せず全額不用額として決算処理し、翌年度再度予算化しているものも見受けられた。また予算額に対して相当割合で不用額が発生しているものもあり、財政の厳しい折、予算編成に当たっては綿密な精査を行い、確度の高い予算措置を講じられたい。予算は議会の承認を得て執行されるものであるから、計画された事業が実施されなかったり、多額の不用額が見込まれる場合は、年度内に減額補正するなど、適切に対応されたい。3. 町税及び各使用料等の収入未済額が7,881万2,000円と多額になっております。内960万9,000円が不能欠損処理されており、極めて憂慮される状況にあります。対策委員会を組織し、戸別訪問を実施したり、水道料金は給水停止措置を講ずるなど、それなりの努力をされているのは認められるが、善良なる一般町民との公平・平等を欠くことにもなるので、今後はさらに対策を強化して回収に当たられたい。4. 一般会計から上・下水道、農集排の3特別会計への繰出金が総額で2億6,363万7,000円となっています。特別会計は会計毎に事情があり一様にできない面もありますが、すでに工事が終了している会計は、安易に繰出金に依存した運営にならないよう、企業会計的な観点に立って、会計内の財源確保に努力されたい。5. 若あゆ温泉等管理事業において、温泉事業基金積立金が平成22年度740万円、平成23年度400万円、平成24年度600万円（平成23年度分500万円含）と推移しているが、一般会計よりの管理費支出や緊急雇用からの支出等もあり、町費の支出の削減を図るために、利用者増の方策や経営改善等を検討、指導されたい。6. 各課の時間外等の聞き取りにおいて、定められた項目以外の時間外には手当を支給しないで、割振り休暇を取得するべく各課で調整表を用いて計画しているが、これが実施されない状況が見受けられた。時間外手当、振替勤務、割振り勤務の対象となる業務の基準が不明確であることも要因と考えられ、業務量と課員数の検証も含め、職員の士気の高揚を図るべく実態の改善を検討されたい。

以上、決算審査の意見を述べましたが、限られた時間内でしかも私どもの経験不足、技量不足もあり、充実した意見書とは言い難い面もあると思いますが、ご容赦願います。今、国の最大の課題は東日本大震災の復興対策、放射能汚染対策、医療・年金など社会保障関連費用の増加と、その財源をどうするかという問題です。町内でも少子高齢化が進展し、人口減少による町の活力が失われることが心配されます。いまこそ皆で知恵を出し合い、町民参加の安全で安心の生活環境づくりに、更に努力されることを要望して、平成24年度舟形町各会計決算審査の意見とします。以上です。

7頁の訂正をお願いします。2行目です。県支出金5,755円となっています。ここに千円を追加したいと思います。ミスプリントでした。すみません。

議長： 只今上程されました7会計決算書、決算と調書の審査方法についてお諮りします。

認定第1号から認定第7号まで7議案を審議するため、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して、審査する方法ではいかがでしょうか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して、審査する事に決定致しました。

次に委員の選任についてお諮りします。只今、設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議席番号1番佐藤勇君、2番奥山謙三君、3番斎藤好彦君、4番佐藤広幸君、5番大場清之君、6番野尻益夫君、7番叶内富夫君、8番八楯太君、9番加藤憲彦君、以上9名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。只今指名した9名の方を決算審査特別委員会委員に選任する事に決定致しました。

続きまして、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

8番： 決算審査特別委員会の委員長には総務振興常任委員長の叶内富夫議員、副委員長には文教民生常任委員長の野尻益夫議員を推薦致します。

議長： 只今八ヶ岳議会運営委員長より委員長には叶内富夫君、副委員長には野尻益夫君との発言がありました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。委員長には叶内富夫君、副委員長には野尻益夫君が決定致しました。

議長： 決算審査特別委員会に入りますので、本会議を9月11日まで休会とする事にします。異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認め、本会議を11日まで休会致します。(13:38)

それでは休憩を挟んで、決算審査特別委員長に推薦されました叶内富夫君より決算審査特別委員会の開会と委員長挨拶を受けたいと思います。それでは暫時休憩させていただきます。(13:38)

平成25年 9月12日 (木)
平成25年第3回定例会第8日目
午後1時00分開議 欠席無し

議長： 只今の出席議員数9名です。定足数に達しております。只今から8日目の議会定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 平成24年度決算の認定について議題と致します。

決算審査特別委員会に付託しました認定第1号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算決算の認定について、認定第2号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。以上、7会計について審査報告を求めます。決算審査特別委員長叶内富夫君、よろしくをお願いします。

決算審査特別委員長： 平成25年9月12日 舟形町議会議長 信夫正雄様。決算審査特別委員会委員長 叶内富夫。

決算審査特別委員会審査報告書。平成25年9月定例会において、9月9日設置になりました本委員会に付託審査された平成24年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。以上、7会計の決算について、本委員会は9月9日から11日までの3日間、提出された決算書等の内容について、町長以下職員の説明を受け、これらについて慎重に審査した結果、認定すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議長： 只今の委員長報告について質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから認定第1号から認定第7号まで7議案について採決します。認定第1号から認定第7号まで7議案について原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって認定第1号から認定第7号まで7議案について原案の通り認定されました。

日程第2

議長： 日程第2 委員会付託の審査報告を議題とします。請願第2号 新聞の軽減税率に関する意見書の提出を求める請願について。叶内総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長： 平成25年9月12日舟形町議会議長 信夫正雄様。叶内総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。受理番号 請願第2号 付託年月日、平成25年9月5日。件名、新聞の軽減税率に関する意見書の提出を求める請願。審査結果、採択。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから請願第2号を採決します。請願第2号を委員長報告の通り決定する事に

賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって請願第2号は採択する事に決定致しました。

議長： ここで文書作成、配布のため暫時休憩をさせていただきます。(13:09)

議長： 休憩前に復し会議を再開致します。(13:12)

お諮りします。只今意見書提出の件で発議による2件の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。

追加日程第1

議長： 追加日程第1 発議第9号 新聞の軽減税率に関する意見書の提出についてを議題と致します。事務局朗読願います。

事務局： それでは私の方から読みます。発議第9号 平成25年9月12日 舟形町議会議長 信夫正雄様。提出者 舟形町議会議員 叶内富夫。賛成者 舟形町議会議員 斎藤好彦、同上 大場清之、同上 佐藤勇。新聞の軽減税率に関する意見書の提出について。上記議案を、別紙のとおり舟形町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由 来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、新聞の購読を中止する家庭が増えることを懸念される。社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものになると考えられるため、政府に対し「複数税率の導入」、「新聞への軽減税率適用」の実現を強く要望するもの。

新聞の軽減税率に関する意見書(案) 新聞販売店は、「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りをもち、個別宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命と考えて日々の仕事に取り組んでいる。

政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中だが、国民の所得が順調に増える保証はない。来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることが懸念される。

そうなれば国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものになるであろう。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安を招く。

また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる可能性がある。

政府は「消費税アップに例外は作りたくない」と考えているようだが、多くの国では品目別の複数税率が導入されている。そして民主主義という観点での先進国では、以前より新聞・書籍等に軽減税率を適用している。

政府には「複数税率の導入」、「新聞への軽減税率適用」の実現を強く要望する。

記 1. 消費税増税にあたり複数税率を導入すること。2. 新聞へ軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月12日山形県舟形町議会議長 信夫正雄。衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 平田健二様、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから発議第9号 新聞の軽減税率に関する意見書の提出について採決致します。意見書を提出する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第9号は原案の通り意見書を提出する事に決定致しました。

追加日程第2

議長： 追加日程第2 発議第10号 道州制導入に反対する意見書の提出について議題と致します。事務局朗読願います。

事務局： 発議第10号 平成25年9月12日舟形町議会議長 信夫正雄様。提出者 舟形町議会議員 八

鍬太。賛成者 舟形町議会議員 大場清之、同上 叶内富夫、同上 野尻益夫。道州制導入に反対する意見書の提出について。上記議案を、別紙のとおり舟形町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由 「道州制への移行のための改革基本法案」は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであるため、道州制導入の反対について政府に強く要望するもの。

道州制導入に反対する意見書（案） 我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行なわないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したのかのとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々舟形町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月12日山形県舟形町議会議長 信夫正雄。衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 平田健二様、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣兼内閣府特命担当大臣 新藤義孝様。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

質疑無しと認め質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。

これから発議第10号 道州制導入に反対する意見書の提出について採決致します。意見書を提出する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第10号は原案の通り意見書を提出する事に決定しました。

日程第3

議長： 日程第3 閉会中の所管事務調査報告を議題と致します。野尻文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民政常任委員長： 平成25年9月12日舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 野尻益夫。所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおりでしたので報告いたします。

6月26日に税務福祉課より25年度の主な事業について、教育委員会より一貫教育の進め方、教育目標について説明を受け、保育園、小学校の現地調査を実施しました。

さらに、可燃物処理施設の視察研修も併せて行いました。

調査項目（1）平成25年度民生費及び衛生費の主な事業について。（2）町の保・小・中の一貫教育の進め方、教育目標等について。（3）保育園、小学校の現況について、現地調査を実施。①保育園の活動状況。②小学校の授業参観、施設状況。③小学校給食の試食。（4）可燃物処理施設 エコプラザもがみ

視察研修。

所感・課題（１）民生費・衛生費は、細やかな施策が実施されているが、該当される町民に利用されているか把握しながら行うこと。（２）小学校統合により、保・小・中の一貫教育が実施された、保・小の取組み、小・中の取組みがねらい通り達成するためには、学校・家庭・地域・行政が協力して行うこと。（３）ごみは人口が減っているのに、年々増えていく、ごみとして捨てるのか、資源として再利用するのかは、人が決めるのであるとの説明であった。ごみではなく資源として再利用することが大切であると痛感した研修であった。以上です。

議長： 只今の野尻文教民生常任委員長の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。（異議無しの声）

質疑無しと認め質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。

これから文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について採決致します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

日程第5

議長： 日程第5 議員派遣の件について議題とします。議員派遣の内容については配布している資料の通りです。議員の派遣の件について質疑ありませんか。

（異議無しの声）

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。

よって議員派遣の件について採決します。お諮りします。議員派遣の件について原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議員派遣の件については原案の通り可決致しました。

これをもちまして9月定例会に付された事件は全て審議終了致しました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受け致します。

町長： それでは、一言ご挨拶申し上げます。

平成25年度第3回の定例議会9月5日から今日まで8日間に亘る長い日程の中でのご審議頂きました。この中には、平成25年度の一般会計並びに特別会計に係わる補正予算、さらには平成24年度の各会計の決算審議、加えて単項議案を含めて19件の案件につきまして満場一致、ご決議賜りましてまずもって御礼申し上げます。

さて、平成24年度の一般会計を含めた7会計について、全会計共黒字決算を結ぶ事ができました。7会計の歳入歳出の差引額いわゆる繰越金は2億8,555万944円となり、この数値は2年振りに高い数値となりました。また、歳入の47.8%を占める地方交付税であります。24年度前年度は2.4%減、21億933万4,000円が交付されました。一方、24年度の自主財源の町税であります。この町税は皆さんもご承知の通りに、この5年間で最も高い5億2,260万4,334円の収入がありました。特に、町民税の個人分で13.4%の1,965万4,000円、町民税の法人分で91.0%の3,319万5,000円、合わせて町民税の収入5,284万9,000円の増となっております。税収の伸びが高くなればそれだけ自主財源の比率が高くなり、自由に使える財源も多くなる事にもあります。しかし一方地方交付税であります。先程も言った通りに2.4%減、毎年削減される傾向にあります。特に普通交付税の動向が非常に不透明であります。特に今年度25年度の普通交付税対前年度4,000万円減となっております。非常に厳しい交付額決定となっております。

従って、今年度は改めて財源難を予測しながら一つは財政収支、財政構造、行政水準、行財政運営、或いは長期的な財政の安定、それぞれの5つの財政運営の基本原則遵守しながら、今年度は厳しく査定していかねばならないと思っております。

いずれに致しましても、第6次基本構想、基本計画、さらに過疎計画も4年目に入ります。実施計画も2期目の初年度に入っております。このそれぞれの計画を着実に具現化していくために、議員の皆さん、或いは町民の皆さんのご意見なりご提言を踏まえながら、加えて時代の変化に対応した新しい課題に対し、発想と創意工夫を駆使して町の発展と活性化に努めて参りたいと思っております。

尚、今議会で議員各位から賜りました建設的な意見、提言については課長等会議で特に今やらなければならない事業の選択、精査、協議して、行政、財政、或いは緩急性を勘案しながら執行して参りたいと思います。

議員の皆さんには、今後共さらなるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げ、御礼を込めた挨拶とさせていただきます。8日間に亘る審議、本当にありがとうございました。

議長： 以上をもちまして平成25年第3回舟形町議会定例会を閉会致します。(13:33)

8日間に亘る長きに亘る審議誠にご苦勞様でした。ありがとうございました。